

(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業

環境影響評価準備書についての

意見の概要と当社の見解

令和3年2月

電源開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3
2.1 事業計画	3
2.2 環境影響評価	26

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を令和2年11月25日に公告し、公告の日から起算して1ヶ月間の縦覧に供した。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況を勘案し、令和2年12月10日（木）及び11日（金）の住民説明会を中止したことを受けて、令和2年12月24日（木）以降、令和3年1月14日（木）まで閲覧期間を延長した。

(1) 公告の日

令和2年11月25日（水）

(2) 公告の方法

公告として、令和2年11月25日（水）付の日刊新聞紙「南日本新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

- ・電源開発株式会社 ホームページに令和2年11月25日（水）より掲載（別紙2参照）
<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

また、公告とは異なるものの、地域の方々にできる限り周知するために、令和2年11月付の広報誌「広報いずみ（令和2年11月号）」、令和2年11月18日付の広報誌「広報あくね（令和2年11月号）」、令和2年11月25日付の広報誌「広報薩摩川内お知らせ版（令和2年11月25日号）」、令和2年11月5日付の広報誌「広報さつま（令和2年11月号）」、に「お知らせ」を掲載した（別紙1参照）。その他、出水市、阿久根市、薩摩川内市、さつま町のホームページにも準備書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す15箇所にて縦覧を実施した（参考資料参照）。また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・鹿児島県庁13階環境林務課
- ・出水市役所本庁舎（1階生活環境課前）
- ・出水市役所野田支所
- ・阿久根市役所本庁舎（1階市民ホール）
- ・阿久根市役所大川出張所
- ・薩摩川内市役所本庁2階環境課
- ・吉川地区コミュニティセンター
- ・湯田地区コミュニティセンター
- ・さつま町役場本庁舎（1階町民ホール）
- ・出水市役所高尾野支所
- ・阿久根市役所三笠支所（1階ロビー）
- ・薩摩川内市役所東郷支所1階
- ・藤川地区コミュニティセンター
- ・西方地区コミュニティセンター
- ・さつま町役場鶴田支所

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和2年11月25日（水）から令和2年12月24日（木）まで
（土日、祝日を除く）

※なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況を勘案し、令和2年12月10日（木）及び11日（金）の住民説明会を中止したことを受けて、令和2年12月24日（木）以降、令和3年1月14日（木）まで閲覧期間を延長した。

・縦覧時間：午前9時から午後5時まで

（開庁時間に準ずる。なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。）

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は71名であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和2年12月3日（木） 19時～21時	出水市 鶴の町商工会高尾野本所会議室	59名
令和2年12月5日（土） 19時～21時	阿久根市 市民交流センター（交流室1・2）	23名
令和2年12月8日（火） 10時～12時	薩摩川内市 旧西方小学校	18名
令和2年12月8日（火） 19時～21時	薩摩川内市 東郷公民館	27名
令和2年12月10日（木） 19時～21時	さつま町 紫尾公民館 ※新型コロナウイルス感染拡大状況を勘案し、中止した。	—
令和2年12月11日（金） 19時～21時	さつま町 泊野区集会所 ※新型コロナウイルス感染拡大状況を勘案し、中止した。	—

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年11月25日（水）から令和3年1月14日（木）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

準備書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は98通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は98通193件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要を取りまとめるにあたっては、複数の意見をいただいたものについては、同じ趣旨の意見と考えられる意見を分類した上で取りまとめている。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

2.1 事業計画

(1) 事業計画全般

No.	一般の意見の概要	事業者見解
1	<p>今、地球温暖化や気候変動による環境の変化が多くの生物の生態系に影響を及ぼしています。次の世代の子供達が安心して生活出来るような環境を私達一人一人が真剣に取り組んでいかなければならない時が来ていると思います。そのためにも環境負荷の少ない風力発電事業を少しでも早く進めていってほしいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、近年、地球温暖化の影響が顕在化し始めており、このことが様々な生き物や生態系にも大きな影響を及ぼしつつあります。地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の消費量の大幅な削減が必要であり、再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。その中で、本事業は、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーであり、環境への負荷（影響）や発電効率の面から相対的に優れた風力発電事業を計画しているものです。</p> <p>本事業を進めるにあたっては、地元の方々からのご意見・要望等を必要に応じて事業計画に反映します。また、地域の環境や安全面への配慮などから、慎重に計画を立案しているところですが、可能な限り早い時期に稼働できるよう努めます。</p>
2	<p>今からの時代は環境問題が大事になってくるのではないのでしょうか。とくに自然災害が多くなってくると思います。</p> <p>これからは自然の事を考え、自然とともに生きていかなければならないでしょう。</p> <p>風力発電、自然の「力」を利用した発電はたいへんいいと思います。地球環境のためにも。また未来のためにも。また、経済効果もかなり期待できると思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、近年、地球温暖化の影響が顕在化し始めており、その影響と考えられている風水害、土砂災害も増加傾向にあると考えられています。地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の消費量の大幅な削減が必要であり、再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。その中で、本事業は、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーであり、環境への負荷（影響）や発電効率の面から相対的に優れた風力発電事業を計画しているものです。</p> <p>また、工事期間中及び事業期間中においては、地元の方々とのコミュニケーションを図りながら地域の皆様に貢献できるよう進めていきたいと考えております。</p>
3	<p>山々に囲まれたこの伊佐大地をいかに安全に活用していくのかと考えた時、環境問題に配慮した風力発電を望む声上がるのは当然な事だと思う。</p> <p>安全で安心して未来に残せるものを作り活用して行く為にも、皆で力を合わせ、努力していくべきだと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、近年、地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の大幅な消費量削減が必要であることが認識され、再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。その中で、本事業は、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーであり、自然環境への負荷（影響）や発電効率の面から相対的に優れた風力発電事業を計画しているものです。</p> <p>また、本事業を進めるにあたっては、地元の方々からのご意見を伺い、それらを踏まえながら、よりより事業にして参りたいと考えております。</p>
4	<p>環境面においても、安全面においても化石燃料を利用した発電をなくして自然エネルギーを利用した風力発電等の事業を拡大するべきだと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、近年、地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の大幅な消費量削減が必要であることが認識され、再生可能エネルギーの導入拡大が求められており、導入の拡大が必要と考えております。導入、計画、事業</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>の実施にあたっては、環境保全、地元の方々からのご理解等が不可欠と考えております。</p>
5	<p>これからの時代の環境問題を考えた時に、現在のままで良いと思っている人は少ないのではないのでしょうか。</p> <p>これから先、少なからず安全な暮らしは続いていかないのではないかと思います。今この時代に生きる私達一人一人が本気になり考えを新たにし、未来を背負う子供達の為に出来る事を行動に移す！</p> <p>原発や火力に頼らない資源を確保していく決断が必要な時です。その為にも、自然環境に配慮した風力発電の設置を急ぐべきではないかと思います。山林伐採に関しては必要最小限で抑えるなど災害や環境等に配慮して頂ければ更に有難いと思います。</p> <p>やれるべき事を後回しにしているのは、結局自分たち(子供達)に返ってくるだけです。個々の思いは様々あると思いますが、環境に優しい、それでいてしっかりと自然を生産してくれる開発を心待ちにしています。</p>	<p>風力発電事業は、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーです。本事業の計画策定に際して、可能な限り改変面積、森林伐採面積が少なくなるよう努めるなど、環境や安全に配慮した計画としています。なお、今後もさらに改変面積、森林伐採面積が少なくなるよう検討します。</p>
6	<p>近年、世界的にも地球温暖化が問題となっており、日本においても 2050 年度までに二酸化炭素の排出を 0 (ゼロ) にする目標を掲げており、自動車産業界も 2030 年度半ばにはガソリン車の販売を停止するということを発表した。</p> <p>原子力発電もいずれかには様々な問題から廃炉になることが予測されることから、これからの電力は木質・太陽光・水力・そして風力発電が主流になるべきだと思う。</p> <p>当該事業者は住民説明会において丁寧に解り易く説明し、地元の負担となるような場合は誠意をもって対応すると答弁している。</p> <p>反対する人は非非の議論に執着して何も前に進むような雰囲気ではないが、もっと前向きな形で当たってほしいと願う。</p>	<p>本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。</p> <p>住民説明会においてご説明差し上げたとおり、地域の環境に配慮し、地元の方々とコミュニケーションを図りながら地域と共存し、持続可能な地域づくりに貢献できる事業となるよう努めます。</p>
7	<p>菅総理～「脱炭素社会に向けて、国際社会を主導していく考えを示した上で「持続可能な海洋経済の実現には、海洋由来の再生可能エネルギーの導入などを通じた気候変動問題での野心的な行動が重要だ」として、「わが国はイノベーションを通じて、経済と環境の好循環を加速するとともに、洋上風力発電などの海洋の力を活用することで、パリ協定が目指す脱炭素社会の実現に向けた、国際社会の取り組みを主導していく」と述べられている。</p> <p>脱炭素社会に向く現社会、持続可能な再生エネルギーは、脱炭素社会に向け無くてはならないエネルギーでしょうか？</p> <p>今だけを見るのではなく、自分たちから子へ、子からまた子へ、次の世代たちにどんな社会環境を残していかざるべきかを、今自分たちが考えていかなければなりません。</p> <p>ぜひ、風力発電事業がより良い物になるように実現をお願いします。</p>	<p>本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。</p> <p>住民説明会においてご説明差し上げたとおり、地域の環境に配慮し、地元の方々とコミュニケーションを図りながら地域と共存し、持続可能な地域づくりに貢献できる事業となるよう努めます。</p>
8	<p>私は日本に生れ育ち現在 77 歳に成りますが日本が一番良い国だと思っています。現在原子力発電や火力発電に頼り切っていることに不安を持っております。これからの先未来を見据えた電力供給が必要になる時代が必ずやってまいります。我が町伊佐は周囲は山に囲まれています。山々の峰を見るときに我が町周辺にも風力発電機が 1 機も見当たらず、私自身一抹の淋しさを感じております。再生可能エネルギー化に向けて極く近い将来風力発電化を特に推進していただくようお願い申し上げます。伊佐市民の 1 人として是非自信をもって、設置に向けて考えてくださいませ。心から応援申し上げます。</p>	<p>本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。</p> <p>住民説明会においてご説明差し上げたとおり、地域の環境に配慮し、地元の方々とコミュニケーションを図りながら地域と共存し、持続可能な地域づくりに貢献できる事業となるよう努めます。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
9	<p><u>景観について</u></p> <p>薩摩川内市には、多くの風車があります。住民は、風車が見えることもかえてよい景観とみています。学校から見てもいいと思っています。教育上、自然エネルギーのことは、教科書でも、その他の教育活動でも教えていますし、かえてよいことだと思っています。薩摩川内市の飲食店を訪れた際、この風力発電所建設反対資料を店内に置いてあるところもありました。何を始めるにしても、反対する人はいます。Jパワーは大間の原発もよく始められたと思っています。頑張ってください。</p>	<p>本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。</p> <p>地域からの景観については、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」などを踏まえながら、関係機関と協議を行い、可能な限りの配慮しながら、事業を進めます。</p>
10	<p>森林伐採などの問題はありますが、エネルギー発電としては環境汚染の影響は低いと考えます。</p> <p>しかし、発電効率が悪いのも事実のため、より多くの設置が必要となるとすれば、森林伐採面積も増えていくのではと考えます。</p>	<p>本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。</p> <p>風力発電事業は、再生可能エネルギーの中でも発電効率はよい発電方法とされています。</p> <p>本事業の計画策定に際して、可能な限り改変面積、森林伐採面積が少なくなるよう努めました。なお、今後もさらに改変面積、森林伐採面積が少なくなるよう検討します。</p> <p>風力発電機の設置基数に関しては、準備書に掲載の数よりも大幅に変更することはないものと考えています。</p>
11	<p>とにかく当面計画を中止して検討して欲しい。別の方法はないのか、現状では絶対反対しかない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。より環境負荷の少ない事業計画となるよう引き続き検討し、地域住民の皆様にご理解を賜れるよう努めて参ります。</p>
12	<p>まず、環境影響のことを問う以前の問題として住民の多くが風力発電群計画のあることすら知らない、知らされていない、ということに、私は大きな不安、不満を持ちます。誰が誰のために何の理由でこの計画が進められているのかを知りません・・・怒りすらわき上がります。私がこのことを知人たちに言ったら「そんなのは反対だ」という多数の声があることをお伝えします。</p> <p>山（自然）は人間と生き物すべての命あるもののために壊してはならない、命の水の水がめです。この命の水がめを壊すことになる巨大発電工事によって、住民とあらゆる生きものに、どんなことがおきるのか、想像するだけでおそろしいです。長島でも風力発電によって人への健康被害も発生して、今は撤去されているそうです。取りかえしのつかない危険がおこる前にこの計画は中止すべきです。失ってからではおそいのです。</p>	<p>本事業においては、環境影響評価法に基づき手続きを行っており、各自治体とご相談させていただきながら、新聞、広報誌等への周知方法、説明会の開催場所や回数等決定し、進めさせて頂きました。今後も地域の皆様の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせて頂き、計画についてご理解いただけるようご説明に努めてまいりたいと考えております。</p>
13	<p>紫尾山系の風力発電計画は、各界、住民から指摘されているように、重大な害悪を伴う。動植物生態系への影響はもとより、とてつもない大規模な造成は、森林のもつ機能に悪影響を及ぼすことは明白である。</p> <p>森林は水源の涵養や二酸化炭素の吸収、生物の多様性確保、防災、景観の維持など多面的な機能を果たしているといわれている。つまり人間の営みに重要な役割を担っている。</p> <p>羽根1枚の長さが60m、1基につき130nの更地を必要とし、基礎は深さ10mの風車を数十基建設すると聞く。加えて、造成工事のための林道敷設、森林の大量伐採は森林を破壊し、森林のもつ限りない機能を大きく損なう。ましてや、公共の利益を守るための保安林の指定解除も伴うと聞いているがもってのほかである。</p> <p>戦後、国が推し進めてきた、森林の大量伐採によって、自然林といえるものは奥山の尾根筋を中心にわずかに残る。残された稜線の保護樹帯は、防風の役割も帯び、伐採してはならないはず。</p> <p>いっぽう、健康被害についての住民不安もある。具体的に大規模風車がどう人体や営みに影響するのか、医学的知見に乏しい中、明確にすべきだ。</p>	<p>ご指摘のとおり、本事業の実施に際しては、可能な限り改変面積、森林伐採面積が少なくなるよう努めますが、引き続き関係当局と相談・協議しながら、周辺森林・保安林機能への影響が最小限となるような事業計画としてまいります。騒音による影響について、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」報告（環境省）では、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる、と記載されています。同報告書を踏まえ定められた「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省）を基に、本事業による風力発電機が全基定格運転時から生じる騒音に対し評価を行ったところ、いずれの地点においても評価の基準とされる数値を下回った予測結果となっています。ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。そのため、事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。今後も本</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>私は40年間、営林署に勤務してきた経験から強く訴える。この風車建設はあまりにも規模が大きすぎる。このことによって、森林の破壊、住民生活の不安増大をもたらすのは必定。抜本的に事業計画の縮小、改変を図るべきである。</p>	<p>事業についてご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p>
14	<p>1月7日に建設予定現地案内があり、地区の者として参加しました。私の想像をはるかに超えて、強大で近い距離に沢山の風力発電機が立ち並ぶ計画です。特に気になったのは、私の米次集落を取り囲むように17基が並び、しかも近い基は集落より1km以内の距離に予定されています。谷間の集落を取り囲む山頂の17基ものプロペラを想うと、とても恐怖を感じます。人体に影響はないとお話ですが、J08基の直下にエノキ工場と人家が直視でき、工場に取り入れている水脈の源泉に建つようです。すり鉢状の山頂を取り囲むように乱立するプロペラの回転力は、人体に被害が無いと言う実証は、まだ出されておられません。新しい電力が必要なことは理解しておりますが、この計画はあまりに無謀です。特に集落に近いJ05～J10の計画は100%中止して下さい。</p> <p>余談ですが、当集落は川内原発の隣接市で、事故が発生すると、直ちに緊急避難をしなければならないリスクを負っているのに、さらに風力発電で二重のリスクを背負わされる事は、納得できません。これは私一人の意見ではなく、米次えのき草生産組合員と共通の考え方です。</p>	<p>風力発電機の稼働に係る騒音等による影響について、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」報告（環境省）では、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる、と記載されています。同報告書を踏まえ定められた「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省）を基に、本事業による風力発電機が全基定格運転時から生じる騒音に対し評価を行ったところ、いずれの地点においても評価の基準とされる数値を下回った予測結果となっています。</p> <p>ただし、ご懸念のとおり、騒音に関しては、影響の程度に関わらず、受音側の感じ方が異なることも想定されます。</p> <p>そのため、事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p> <p>今後も本事業についてご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p>
15	<p>現地調査に参加して感じた事は、紫尾山系の軟弱地盤に超巨大風力発電が建設された場合、大規模な造成工事が必要となります。大量の土砂流失、山崩れ、集中豪雨の際の災害誘発、様々な危険が増大します。10年経っても土砂流失が止まらない事例もあります。土砂は河川から海に達し、漁業にも悪影響が及びます。生命と財産を失う危険が増大します。それでも、この阿久根の地、山間に風力発電が必要があるのでしょうか。これから先、阿久根市を背負う子供の為にも、汚点が残らない様、神の判断をお願いします。</p>	<p>風力発電機の設置や取り付け道路、風車ヤード等の建設に際しては、関係法令に則り、また、管轄機関の指導・審査を受け、十分安全を確保した施設とします。</p> <p>近年、地球温暖化の影響が顕在化し始めており、その影響と考えられている風水害、土砂災害も増加傾向にあると考えられています。地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の消費量の大幅な削減が必要であり、再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。その中でも、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーであり、環境への負荷（影響）や発電効率等で優れた風力発電の導入が、国の目標においても大きな割合を占めています。一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。</p> <p>本地域は、限られた風力発電事業に適した地域であり、ご指摘の懸念を踏まえ、環境・安全に配慮した、計画を検討するとともに地域の皆様にご理解いただけるよう努めて参ります。</p>
16	<p>なぜ風力なのか、水力の方が良いと思う。1日中発電が出来るし、夜は電力も余り、必要ない電力で川から水をくみ上げダムに戻し、必要な時に流せば発電出来る。大きなダムでなくて良いと思う。</p>	<p>風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率のよいエネルギーであり、かつ、発電電力量当たりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷が相対的に小さな発電方法ですが、ご指摘のとおり、風力発電の発電量は風の強さに影響され、各時間帯で必要な発電量を確保することが難しいため、今後も蓄電池の開発及び組み合わせることが必要です。一方で水力発電所は開発に限りがあります。</p> <p>風力発電は、自然環境への負荷や発電効率の面から相対的に優れた発電方法であり、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。</p>
17	<p>動物、植物の分布や状況の調査が来ていますが、大規模な風車や造成がどのような影響を与えるかの演繹的</p>	<p>本環境影響評価においては、最新の科学的な知見を踏まえ、できる限り環境への影響を定量的に予測し、それ</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>な研究や、害を与える場合の対処法は確立されているのでしょうか。出来ていない場合は、一度に大規模な開発をすべきでないと思います。</p> <p>山林に、人工的な構築物を設けたら、必ず雨水の流出先に変更が生じます。災害は人智を超えて、発生する可能性が高いので、特に水路の完備されていない山の上部で大規模の土地の改変はすべきでない。南さつま市の風力発電は数年でやめました。採算がとれなくなったら、事業をやめるのが企業の常です。やめる時の現況復帰は可能なのでしょうか。倒産する場合も含めて、現況復帰が出来なければ人工物の維持管理は誰が荷負うのでしょうか。再考を求めます！</p>	<p>を基に評価しています。ただし、これまでの環境影響評価においては、一定の蓄積された手法・予測方法で行っているものであり、大きな条件が異ならない限り、評価結果が大きく異なることはありませんが、現在の科学的知見には、不十分なところもあり、予測結果等に不確実性が存在することも事実です。このため、予測結果等に不確実性が大きい事項については、事後調査を実施するとともに、影響が大きいことが確認された場合には、追加の環境保全措置を検討します。</p> <p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。道路の側溝に流れ込む水については、可能な限り細かく排水し、集水域をまたいだ水の移動を極力なくするとともに、建設前後の雨水量の変化が大きい箇所には、調整池を設置し建設前後で雨水量が変化しない対策を行います。</p> <p>また、弊社はこれまで国内で26箇所の風力発電所を建設し、稼働しておりますが、いずれも継続的に運転しています。これは、事業の立案に際しては、風況等の状況をよく把握した上で、厳しく事業性を検討し、事業の実施判断を行っております。事業性の検討にあたっては、事業終了後の現状復旧費等も考慮しており、詳細な現状復旧方法については、土地所有者様と協議して決定することで考えております。</p>
18	<p>電源開発の説明会を聞きに行きましたが、参加者の質問事項に対して、具体性に欠ける所があって、紫尾山系の山々を全く知らない人たちが、この計画を、立案したのだと感じました。2年間ないし3年程、阿久根市に住んで現状を見て計画を立てたとしたら、それなりの中身が伴いますが、東京のビルの中のデスクでやった作業内容だけに、薄っぺらな内容でした。そして、地質調査もしない状況下の中で、口から出まかせを言う様な質疑応答でもありました。</p>	<p>本事業計画の検討にあたりましては、2016年より開発検討に着手し、関係自治体等へのご説明や各種検討や調整を進めるとともに、環境影響評価においても約2年間の現地調査を実施した上で、今回の準備書として取りまとめたものとなります。</p> <p>今後も、地域の皆様からのご意見、関係機関のご指導等をいただきながら、必要に応じて事業計画に反映するとともに、地域の皆様にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p>
19	<p>最後に夢のような話ですが、宇宙から砂を持ち帰ってくる時代です。日本の優秀な科学者の皆様、宇宙に衛星を打ち上げて、パノラマから電気を供給出来る様研究開発をぜひ進めて下さい。</p>	<p>本事業においても、最新の技術の動向を把握の上、できる限り環境に負荷のかからない技術の導入を検討します。</p>
20	<p>一昨年末当北薩の雄とされている紫尾山系に風力発電事業が計画されていると聞き及んで心を痛めております。</p> <p>御承知のように紫尾山系は、白亜紀の初期に形成された隆起の山脈だとされており、西は薩摩川内市から北は伊佐市まで連綿と山脈が形成され、国の天然記念物「クマタカ」の生息地でもあり、昔から聖徳太子が祭祀され、修験者が修業に励んだ霊山でもあります。また周辺の多くの小中学校の校歌にも「紫尾山」は歌い込まれております。霊山と云われている紫尾山を取り巻く周辺住民に一言の説明も断りもなく、資本力に名を借りた行為は、直ちにその計画を中止すべきであります。風力発電による、その近隣の住民の健康被害の実体は、これまで数多く聞き及んでおります。江戸時代から明治時代にかけて足尾銅山の資本家古川市兵衛のようなやり方は決して周辺住民の同意は得られず将来に禍根を残すだけであることは必定であります。</p>	<p>今後もしも地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、いただいたご意見については、必要に応じて事業計画に反映させるとともに本事業についてご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
21	<p>紫尾山、紫尾山系、紫尾水脈、その山のふもとで農業を細々とやっている者としては、風車が建ったことで、その後どうなるのか、環境が変わって、水がとまったり、</p>	<p>本事業の改変区域は主に尾根部で、風車ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的な</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>川が氾濫したり、私たちの生活が変わりますと、その後の原因、補償はどうなるのですか。山はたしかに保安林、国有林ですが、山を保つための林（森）に、風車をたてるのは、まあ付近の住民はそれは怒るでしょう。いったん壊れた環境は元には戻りません。壊したまま、退去するのですか。いったいなぜ紫尾山なのですか。住民説明会に参加したけど、よく理解できません。企業側としては住民説明会はやっただけで、ちょっとおとりすがりで計画進行中な気がします。やめてほしいです。</p> <p>私にとっては、かなり大きな問題ですが、それがあの人、ある企業、ある団体にとってはとても軽く考えているようですね。それが私にとっては、力のない者にとっては、耐えられないのです。存在の耐えられない軽さなのです。</p>	<p>ものではなく、ポイント毎となるため、限られます。立地する場所の標高は、西地区で標高440m～790m、東地区で標高460m～600mで、水源箇所との標高差は、概ね300m以上あります。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対し、0.92%にとどまります。したがって、地下水及び表流水への影響はほとんどないものと考えられます。また、建設前後の雨水量の変化を極力少なくするため、必要に応じて、調整池の設置を検討することで考えており、本事業が起因した災害を発生させないように努めます。ただし、万一、本事業が起因した災害及び水源に悪影響が確認された場合は、必要な対策を行います。</p>
22	<p>1. この風力発電事業計画区域は、北薩地域の水源涵養林となっており、この区域の山林を広く範囲にわたって伐採するものであり北薩地域の住民の生活用水、農業用水の枯渇と、沿岸漁業の不振につながることは必至である。又、この地域は、花崗岩土質であり、山林を伐採することによって、山崩れ、水害が発生することは明らかである。自然環境を破壊してまで自然エネルギーを求めることは容認出来ません。絶対反対であります。</p> <p>2. 現在活用されている太陽光で、鹿児島県内の電力は、十分まかなえていると思料されている。川内原発がなくとも。</p>	<p>本事業の改変区域は主に尾根部で、風車ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。立地する場所の標高は、西地区で標高440m～790m、東地区で標高460m～600mで、水源箇所との標高差は、概ね300m以上あります。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対し、0.92%にとどまります。したがって、地下水及び表流水への影響はほとんどないものと考えられます。また、建設前後の雨水量の変化を極力少なくするため、必要に応じて、調整池の設置を検討することで考えており、本事業が起因した災害を発生させないように努めます。ただし、万一、本事業が起因した災害及び水源に悪影響が確認された場合は、必要な対策を行います。</p>
23	<p>紫尾山は、太古の昔より神として崇められ信仰の山です。市町をまたぎ、地元の小中高の校歌に広く歌われています。つまり紫尾山そのものが信仰の対象なのです。そして大切な水源でもあります。その山にこのような巨大な物体を何十基も建設するなどという計画にあいた口がふさがりません。いったい地元の人間を何と思っているのでしょうか？今この地では電気は足りています。山に手をかけることは許されません。絶対にやめてください。</p>	<p>近年、地球温暖化の影響が顕在化し始めており、その影響と考えられている風水害、土砂災害も増加傾向にあると考えられています。地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の消費量の大幅な削減が必要であり、再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。その中でも、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーであり、環境への負荷（影響）や発電効率等で優れた風力発電の導入が、国の目標においても大きな割合を占めています。一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。</p> <p>本地域は、限られた風力発電事業に適した地域であり、環境・安全に配慮した施設となるよう、計画を検討するとともにご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p>
24	<p>ブレードの搬送は、大型トレーラーで川内港出発、国道3号線→紫尾林道の予定となっている様ですが、堀切峠までの道路は、狭い所は4m位しかなく、カーブも100ヶ所位はある。又、路の両側から樹木の枝が被さって来ており、相当量の伐採が必要となるであろう。山を削落とし20km以上に亘っての羽根建設までの取付道路を含む道路拡張には反対します。紫尾山は、私達周辺に住む者にとっては、昔から神山として崇めて来ております。年に4回ぐらいは泊野方面と西方から登って、四季の変化を楽しんでおります。私が卒業した中学校を含む六校ほどが校歌になっております。脱炭素の時流からして再生可能エネルギーは大切ですが、大自然を壊してまでのエネルギー対策には反対します。</p>	<p>近年、地球温暖化の影響が顕在化し始めており、その影響と考えられている風水害、土砂災害も増加傾向にあると考えられています。地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の消費量の大幅な削減が必要であり、再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。その中でも、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーであり、環境への負荷（影響）や発電効率等で優れた風力発電の導入が、国の目標においても大きな割合を占めています。一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>本地域は、限られた風力発電事業に適した地域であり、環境・安全に配慮した施設となるよう、計画を検討するとともにご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p> <p>ご指摘のとおり、大型資材の搬入のための輸送路については、拡幅及び付け替え等が必要となりますが、その面積や範囲は最小限となるよう努めてまいりますので、ご理解をいただけるよう努めたいと考えております。</p>
25	<p>先ず絶対反対です。年々自然災害が多発する時代に高い山の頂上に風車をたてるなんてとんでもないことです。説明会も一部の住民だけ。今からでも遅くないと思ひ、市民から立ち上がった「風力発電計画を考える会」に参加し、いっそう反対の気持ちが強くなりました。</p>	<p>近年、地球温暖化の影響が顕在化し始めており、その影響と考えられている風水害、土砂災害も増加傾向にあると考えられています。地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の消費量の大幅な削減が必要であり、再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。その中でも、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーであり、環境への負荷（影響）や発電効率等で優れた風力発電の導入が、国の目標においても大きな割合を占めています。一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。</p> <p>本地域は、限られた風力発電事業に適した地域であり、環境・安全に配慮した施設となるよう、計画を検討するとともにご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p>
26	<p>紫尾山をこれ以上痛めつけないで！！米の津川も危ない！！もろい地質の上に巨大な風力発電では山が崩れます。市長も自然環境破壊、市民への健康被害等もたらす事は認められない。厳しい意見をつけたいという答弁をしています。自然を壊してからではもとに戻せません。おそいです。現在の地球環境の異常（気候異常）は開発優先で自然をこわし続けた結果をもたらしています。コロナウイルスも根は同じだと考えます。原理から自然エネルギーには賛同しますが、それは地産地消に自然環境と共存できるものに限ってのこと。自然破壊エネルギーではキッパリNO！！反対です。現時点での見直し、撤退の決断を期待しています。このままの推進は住民は絶対納得していませんので、手痛い目にあう前に勇気ある決断を！！</p>	<p>近年、地球温暖化の影響が顕在化し始めており、その影響と考えられている風水害、土砂災害も増加傾向にあると考えられています。地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の消費量の大幅な削減が必要であり、再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。その中でも、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーであり、環境への負荷（影響）や発電効率等で優れた風力発電の導入が、国の目標においても大きな割合を占めています。一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。</p> <p>また、環境へのご懸念に関しては、可能な限り自然環境や生活環境への影響の低減を図りながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご地元の方々にご理解をいただけるよう努めたいと考えております。</p>
27	<p>この計画は人家に近く、巨大であるため基礎部の造成も大規模になるはずですが、たとえ配慮されたとしても、これは自然破壊です。自然は人間だけのものではありませんので今以上自然環境を壊さないでいただきたい。時代は「地産地消」です。電気も「自家発電、自家消費」そして「節電」それを進めていただきたいです。「大規模風力・大規模太陽光発電」は、田舎で発電し送電ロスしながら大都市で消費するというのは「原子力発電と同じ構図」ということになります。大都市部に作れないものを田舎につくるべきではありません。田舎を犠牲にします。田舎を壊さないで下さい。穏やかな暮らしを壊さないで下さい。豊かな自然を壊さないでいただきたい。「大規模風力発電事業に反対です」中止してください。よろしくお願いたします。</p>	<p>風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量当たりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。</p> <p>一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。</p> <p>本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えておりますが、ご指摘のとおり、環境への影響も懸念されることから、環境影響評価手続きにおいて、可能な限り環境への影響を低減させるよう検討するとともに、ご地元の方々の意見いただき、必要に応じて事業計画に</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
28	<ul style="list-style-type: none"> ・阿久根市の山間部に巨大風力発電をたてる根拠は？ ・巨大な羽を回すだけの風がふきますか？本当に利益がありますか？ ・国からの指示で、風力、ソーラーに……なのでしょうが、ただ作るだけで、補助金をもらって、あとは利益があがるがなかろうが知らん事ではないのですか？ ・ただのカムフラージュではないんですか？ ・海から遠い山間部に作って、本当に風が、風が？？ ・利益がなければ、私たちの電気代を上げてしまうだけじゃ！！！！ ・原発をなくす為の風力とソーラーであるのであれば、話し合う意味はありますが……！！カムフラージュじゃないんですか？？風力は！！ 	<p>反映します。引続きご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p> <p>風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状であり、本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えております。</p> <p>風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量当たりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方法であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。</p> <p>弊社はこれまで国内で26箇所の風力発電所を建設し、稼働しておりますが、いずれも継続的に運転しています。事業の立案に際しては、風況等の状況をよく把握した上で、厳しく事業性を検討したうえで、事業の実施判断を行っております。検討にあたっては、事業終了後の現状復旧費等も考慮しております。</p>
29	<p>コロナ2年、福島原発震災10年の今年、さつま町も何度か雪が降りつもった年末年始、厳しい冬をむかえています。</p> <p>そして考えること、地産地消の電力を。 いなかを食いものにすな。 三密をつくり出した都市のあり方を考えなおすためのコロナ様ではありませんか。 いなかを破壊しないで下さい。自然の中でくらす、人間だけが生きてるんじゃない。 配慮書だとか上から目線ですね。 ぬちどう宝、自然の中にこそ自由がある。経済にしばられないくらしを取りもどすチャンス。次の世代を残せる自然を！ どうぞ田舎を破壊しないで下さい。</p>	<p>風力発電は、再生可能エネルギーの中で水力発電等と並び、最も発電効率がよく、かつ、発電電力量当たりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方法であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。</p> <p>一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続等、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状であり、本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えております。ご指摘のとおり、環境への影響も懸念されます。環境に関しては、環境影響評価手続きにおいて、可能な限り環境への影響を低減させるよう検討するとともに、ご地元の方々のご意見いただき、必要に応じて事業計画に反映します。引続きご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p>
30	<ul style="list-style-type: none"> ・阿久根市の米次、田代等は地層に問題がある。地域になぜ風力発電が必要なのか。 ・阿久根市民の飲み水の上流になぜ作るのか。市民が健康被害になっても、知らぬふりになるのではないのか？ ・ヒ素が出た地域もあり（出水市）、山にはどのような鉱物が出るのか不明なのではないか。 ・調査は各3日間と聞きビックリ。一年中、山の中で生活をして、生活変化を調査もしないでいて、この地域が良いとは考えられない。 ・作業まで、トラック他、周りへの公害はすごいと考えられる。 ・市民にほとんど知らせずやる事はおかしいです。 	<p>近年、地球温暖化の影響が顕在化し始めており、その影響と考えられる風水害、土砂災害も増加傾向です。地球温暖化の緩和のためには、化石燃料の消費量の大幅な削減が必要であり、再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。その中でも、風力発電は、自然環境への負荷や発電効率の面からも優れた発電方法であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えております。</p> <p>本事業の改変区域は主に尾根部で、風車ヤード及び風力発電機の基礎の設置にあたっては、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。立地する場所の標高は、西地区で標高440m～790m、東地区で標高460m～600mで、水源箇所との標高差は、概ね300m以上あります。また、改変区域の面積は</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>各水源地を含む流域面積に対し、0.92%にとどまります。したがって、地下水及び表流水への影響はほとんどないものと考えられます。</p> <p>ヒ素については、周辺の自動車道路用のトンネル建設により、ヒ素の湧出が起きており、ヒ素の湧出やそれによる健康被害のご懸念があるものと存じますが、山岳トンネルの場合、山地の基岩を掘削して造られ、ヒ素等が溶出しやすい山地深部の基岩地下水流に影響を及ぼすのに対し、本事業では主に尾根部の改変で、深くても数十メートルの点状の改変であり、ヒ素の湧出の可能性はほとんどないものと考えています。なお、今後の地質調査等においてもヒ素等の自然由来の重金属等については確認を行うとともに、影響の可能性が考えられる場合には、法令等に基づき、必要な対策を講じてまいります。</p> <p>風力発電機の稼働に係る騒音調査については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省)に基づき各季節毎に風力発電機が稼働する風速で3日間の調査を行っています。工事期間中については、土砂運搬等の工事用車両の増加がありますが、必要に応じ交通誘導員を配置し、また関係各社に取り組みを周知徹底することで、地元の方々の通行のご迷惑とならないよう対策を講じます。</p> <p>今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。</p>
31	<p>阿久根の地に風力発電を建設する事によって、市税が入ってくるかもしれませんが、未来の阿久根の子供たちに、自然を破壊してまでやる必要があるのでしょうか。何が正しいのか真剣に考えましょう。</p>	<p>風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量当たりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方法であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。</p> <p>一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続等、考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状であり、本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えております。ご指摘のとおり、環境への影響も懸念されます。環境に関しては、環境影響評価手続きにおいて、可能限り環境への影響を低減させるよう検討するとともに、ご地元の方々の意見をいただき、必要に応じて事業計画に反映します。引き続きご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p>
32	<p>すべてが反対ではないが、もっと業者、行政、地元が一体となって取り組んでほしい。</p>	<p>本事業においては、環境影響評価法に基づき手続きを行っており、各自治体とご相談させていただきながら、新聞、広報誌等への周知方法、説明会の開催場所や回数等、改善させて頂きながら進めております。</p> <p>今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業について、ご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p>
33	<p>風力発電がすでに実用レベルの技術、およびコストに達しているという正確な事実の広報をしてください。</p>	<p>国内の風力発電事業は2000年ごろより導入し始めており、技術的、コスト的にも実用可能なレベルとなっております。</p> <p>今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
34	詳細な風況マップの整備、およびその電子データの公開をして下さい。(風力発電機が定格出力(最大出力)を出せるのは風速12~25mの風の時、そんな強風が吹く時はよほどの荒天時のみ。九州は台風が酷い年では週に1回、上陸する土地柄です。そんな時、風速25mを過ぎると風力発電は停止させるから発電も出来ない。)	本事業の検討にあたりましては、対象事業実施区域周辺に地上約60mの風況観測塔を設置し、上空の風況を約2年間にわたり観測した上で、事業実施が可能であると判断し、計画を進めています。

(2) 基礎工事・撤去

No.	一般の意見の概要	事業者見解
35	『準備書』の内容：第3章において環境影響の評価のとりまとめがおこなわれている。これらは、建設工事にあたっての評価、建設途上での「事後調査」計画である。具体的には、「3.3.2 環境監視計画」(48ページ)は「大気環境」「水環境」(工事中)と(供用後)に分けて表記してある。上記と同じような見解は第6章方法書に対する意見と事業者の見解(327ページ)においても、記してある。335ページの(7)知事意見の内容「(前略)事後調査結果において、予測範囲を超える影響が確認された場合は、その対処方法を検討すること」をうけた事業者の見解である。すなわち「事後調査については、(中略)工事の実施中及び土地または工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合」「代償措置を講じる場合であって(後略)」。同じ項目での知事意見に対する事業者の見解(337ページ)は以下のように記してある。(5)景観に対する影響(イ)川内川流域県立自然公園内に(後略)。(前略)また、事業終了後の詳細な撤去計画等については未定ですが、今後、関係機関と協議した上で、風力発電機は撤去し、現状の森の復元を図ります。 意見：しかしながら、供用後、稼働中の破損、稼働後の取り壊し、撤収にあたっての見通しの明記がない。建設して20年も経ずに「平成の発電遺産」が多く目につくので。	現在の制度においては、電力会社との契約が20年間となっており、契約期間終了後の継続の可否については、未決定です。事業終了後の撤去については、原則として、基礎部を含めて現状復旧を基本的な考えとしておりますが、詳細については、地権者のご意向・協議を行い詳細は決定します。また、その費用についても事業計画に含んでおります。 万が一、稼働中に破損等した場合には、復旧させて再稼働させることで考えております。
36	質問、意見：上記の稼働期間が経過したのちの、すべての発電機の扱いはどのようになるのでしょうか。つまり、廃棄・解体・撤去の計画・見通しはどのようなものなのでしょうか。設置者としての後始末への認識を、いわゆる「原状回復」に至る道筋のことを、現在の法律制度の下での貴社の責任範囲などのことなどを、教えてください。ここの質問、意見、「原状回復」のことは、稼働期間の途中での自然災害などの不測の事態でもありうることです。台風、地震による風力発電施設の損傷は、薩摩半島南西端、大隅半島、熊本県阿蘇地域など、近年よく知られております。	事業終了後の撤去については、原則として、基礎部を含めて現状復旧を基本的な考えとしておりますが、詳細については、地権者のご意向・協議を行い詳細は決定します。また、その費用についても事業計画に含んでおります。 万が一、稼働中に破損等した場合には、復旧させて再稼働させることで考えております。
37	耐用年数が来た場合の施設撤去について 地質がもろい場所に杭(30~40m)をうち、コンクリート基礎を尾根に構築した場合で耐用年数を迎えた場合、撤去すること自体、山体崩壊をまねく危険性を感じるが、御社の経営が継続していたとしても撤去費用などを積み立て、責任を持ち続けることは担保されるのか。	事業終了後の撤去については、原則として、基礎部を含めて現状復旧を基本的な考えとしておりますが、詳細については、地権者のご意向・協議を行い詳細は決定します。また、その費用についても事業計画に含んでおります。
38	解体撤去について 説明会で、基礎についてすべて撤去し、土などで埋めもどすとの説明がありました。基礎は巨大な大きさがあり岩盤まで掘ると思っています。地上部分のみ撤去し基礎上面に土をかぶせて植林する程度ではないかと想像していました。具体的に文書での説明を求めます。	事業終了後の撤去については、原則として、基礎部を含めて現状復旧を基本的な考えとしておりますが、詳細については、地権者のご意向・協議を行い詳細は決定します。
39	「準備書」P81(以下「準備書」は略す)に「図2.2-9 風力発電機の概要(予定)(下:基礎構造例)」とあります。この「基礎構造」は「予定」なのか「例」なのかどちらなのでしょう。「例」だとする、「準備書」の段階で	風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべてのボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されることとなります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>「例」とはどういうことか？わけがわからない」ということで、意見の書きようがありません。</p>	<p>準備書段階では、基礎設計も国の審査を得ておりませんので、基礎構造例の記載にさせて頂いております。</p>
40	<p>「予定」だとすると、これは下記の通りとてつもない大きさの「基礎構造」になります。最初、この構造の寸法を見たとき、わが目を疑いました。本当にこの数字でいいのでしょうか？</p> <p>《基礎構造》 1段目：36m 四方（八角形）X 高さ 7m 杭 16 本 2段目：22m 四方（八角形）X 高さ 3m 杭 8 本 ハブ（支柱）径：9m 393 坪に 3 階建（10m）の八角形のビルという形になります。</p> <p>これだけ大きな基礎構造になると、これを支える杭の深さとその工法はどうなるのか？気になるのは当然です。この点について「住民説明会」で質問すると責任者の佐藤氏は「ボーリングをしてみないと分かりません。ボーリングはこれからです。」との回答です。2～3ヶ所の「住民説明会」でこの点について質問しましたが、回答は同じです。</p> <p>このようないい加減な回答、そして「準備書」が許されるのでしょうか？</p> <p>後ほど触れると思いますが、風力発電機設置予定地の地質・地層は頁岩、砂岩の非常にもろい地質です。特に J5～J10 の西側林道は数ヶ所で崩落しています。この崩落現場を見ると</p> <p>①このもろい地層がどのくらいの深さまであるのか？ ②このような巨大な基礎構造が崩れないのか？ ③これを支える杭はどのくらいの深さまで打つのか？ また、その杭打ちの工法はどうなるのか？</p> <p>これらの間に答えず、またボーリングによる地質・地層調査も行わないまま、関係自治体の首長、県知事、環境大臣、経済産業大臣の了解を得られるとは思えません。</p>	<p>準備書に記載している基礎構造及びタワー（支柱）については、例を示しているものです。風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所でもボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されて決定されることとなります。</p>
41	<p>支柱の径は 9m となっています。これだけの径の支柱をどうやって運ぶのでしょうか？素朴な疑問です。予定されている資機材搬入ルート・紫尾林道の幅は約 4.8m です。</p> <p>この点について「住民説明会」で質問したかったのですが、時間がありませんでした。</p> <p>この点についての回答をお願いします。</p>	<p>タワー（支柱）の径は、メーカーによって異なりますが、4.5m程度となります。通常、低走型トレーラーで輸送し、準備書で示しているルートで輸送する計画です。輸送にあたっては、現状の道路の一部拡幅及び付け替えが必要箇所がございます。</p>
42	<p>私は以上の基礎構造、支柱の寸法の数字は誤記あるいは何らかの間違いではないかと途中から思い始めました。もしそうであるとすると、この基礎構造、支柱の寸法は肝要な数字ですので訂正して「準備書」の手続きをやり直すべきだと思います。「環境影響評価法」では、「準備書」の段階が住民が事業計画に対して意見を言える最後の機会です。後ほど述べます「(株)ユーラスエネルギーホールディングスとの事業調整がついていない」点も考えあわせると、これらの問題は住民が意見を述べる時、非常に大事な要点ですので、ユーラスエネルギーとの協議を整え、指摘した数字を訂正して「準備書」の手続きをやり直すべきだと思います。</p> <p>貴社の見解を伺います。</p>	<p>準備書に記載している基礎構造及びタワー（支柱）については、例を示しているものです。風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所でもボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されて決定されることとなります。他事業者様との事業者間調整についても鋭意進めたいと考えておりますので、ご理解ください。</p>
43	<p>風力設置箇所の基礎は地震などに強いのか。</p>	<p>風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所でもボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査においても厳格に審査されており、現在の耐震基準に基づき設置された風力発電機については、東日本大震災においても倒壊などは生じておりません。</p>

(3) 稼働期間・耐用年数

No.	一般の意見の概要	事業者見解
44	質問：風力発電機の稼働期間はどの程度の見積もりなのでしょう。 (30年とか50年とかの) 概略の見通し。	風力発電機の耐用年数については、一般的に20年と言われておりますが、適切なメンテナンスや部品の交換などを行うことで、30年程度は稼働が可能と考えています。
45	耐用年数について 住民説明会で話された20年(ブレードや発電機を交換すれば30年程度)の期間の発電では、需要供給の調整弁になりづらい効率性も悪い発電では、早々に次のエネルギーにシフトするのではないかと考える。国も現時点では陸上の風力発電は自然破壊など問題が多いため洋上発電にシフトしているとも聞いている。 短期的な対応となる風力発電であるが、代替エネルギー(核融合発電)が登場すれば技術革新などを経て、今後も活用できるのかうかがいたい。	本事業に関する事業期間は、20年間です。20年後のことは断言出来ませんが、昨今の情勢を考えると20年後も風力発電は存在しているものと考えております。なお、国においては、再生可能エネルギー導入の流れの中で、その適地が限定される陸上風力発電事業と並行した選択肢として洋上風力発電事業も推進しているものと考えております。

(4) 安全性

No.	一般の意見の概要	事業者見解
46	最近台風も大型化している。ブレードがこわれた写真等も新聞で見る。これについても何も話がなかった。大丈夫なのか。	過去に強風や台風により風力発電機倒壊やブレード破損の事故に関する報道等があり、ご心配をお掛けしております。幸いにも弊社の風力発電所での事故ではございませんので、詳細な原因は把握しておりません。しかし、風力発電機の設置年度の違いによる審査基準に相違はありますが、施工管理、運転後の保守・維持管理が重要かと考えており、弊社において、各地点に保守事務所を設けて日々保守管理業務を行っており、事故・故障が発生しないように努めております。
47	今年の台風で南さつまの方で風車の羽が折れる被害があったが、台風が多い日本で風車は本当に大丈夫なのか気になる。	過去に強風や台風により風力発電機倒壊やブレード破損の事故に関する報道等があり、ご心配をお掛けしております。幸いにも弊社の風力発電所での事故ではございませんので、詳細な原因は把握しておりません。しかし、風力発電機の設置年度の違いによる審査基準に相違はありますが、施工管理、運転後の保守・維持管理が重要かと考えており、弊社において、各地点に保守事務所を設けて日々保守管理業務を行っており、事故・故障が発生しないように努めております。
48	最近台風(大雨)による被害が多い中、設置する事による山すそへの心配はないのか。	過去に強風や台風により風力発電機倒壊やブレード破損の事故に関する報道等があり、ご心配をお掛けしております。幸いにも弊社の風力発電所での事故ではございませんので、詳細な原因は把握しておりません。しかし、風力発電機の設置年度に違いによる審査基準に相違はありますが、施工管理、運転後の保守・維持管理が重要かと考えており、弊社において、各地点に保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、事故・故障が発生しないように努めております。 また、排水対策や法面保護工等の必要に応じた対策を行うとともに、建設前後の雨水量の変化を極力少なくするため、必要に応じて、調整池の設置を検討することで考えており、本事業が起因した災害を発生させないように努めます。
49	台風が来た時に薩摩川内の風力発電が破損しましたが、想定外などの強い風などの対応は出来ているのでしょうか？ また破損した時に早急な復旧作業は出来るのですか	過去に強風や台風により風力発電機倒壊やブレード破損の事故に関する報道等があり、ご心配をお掛けしております。幸いにも弊社の風力発電所での事故ではございませんので、詳細な原因は把握しておりません。しかし、風力発電機の設置年度に違いによる審査基準に相違はありますが、施工管理、運転後の保守・維持管理が重要かと考えており、弊社において、各地点に保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、事故・故障が発生しないように努めております。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		万が一、破損した際には、直ちに復旧作業が行えるように日々の保守管理業務のなかで備えていきます。
50	最近台風が巨大化している。風速も強まっている。新聞報道でも強い風で破壊された風車のブレード、又ハブの写真を見たことがある。巨大化した台風にも耐える構造なのか、大変気になる所である。初歩的な問題であるが…。	現在の国の審査を得た設計で設置する風車であり、施工管理、運転後の保守・維持管理を万全の体制で行うことで倒壊等を防げるものと考えております。過去に強風や台風により風力発電機倒壊やブレード破損の事故に関する報道等があり、ご心配をお掛けしております。幸いにも弊社の風力発電所での事故ではございませんので、詳細な原因は把握していません。

(5) 地形・地質

No.	一般の意見の概要	事業者見解
51	<p>「崩壊土砂流出危険地区」について</p> <p>風力発電機設置予定地 J1～J14、J19、J20、J23～J36 の 30ヶ所は「崩壊土砂流出危険地区」です。「準備書」P235で貴社自ら圏示していることです。さらに丁寧に「(出典)「鹿児島県山地災害危険地区マップ」(2020年7月閲覧)」と出典まで書いてあります。</p> <p>その「山地災害危険地区マップ」を作成した鹿児島県の行政の責任者・県知事は「方法書」に対する「意見」で「これらの地域に風力発電施設の配置等を検討する場合は、(中略)自然環境に対する影響が最小となるよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。」と述べています。</p> <p>予定されている風力発電機 36基のうち 30基、じつに 83%が「崩壊土砂流出危険地区」です。県知事の上記の意見を待つまでもなく、鹿児島県の行政が調査し、「崩壊土砂流出危険地区」に指定した場所になぜわざわざ本事業計画のような構造物を建てなければならないのか？まったく理解に苦しみます。</p> <p>この一事だけでも「準備書」のやりなおし、あるいは本事業計画から撤退すべきだと思います。</p> <p>上記の「水源涵養保安林」の問題と考え合わせると、本事業計画から撤退していただきたいと思います。</p> <p>貴社の見解を伺います。</p>	<p>方法書手続きにおける鹿児島県知事意見等に配慮して、風力発電機配置及び取付道路設計を行っております。一方で風力発電機においては、風を受けて発電すること、タワー・ブレードの強度の観点から地形的にも設置可能な場所が限定されること、また、環境への影響を勘案して現在の計画となっております。本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないよう、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えておりますが、関係機関と協議のうえ、適切な対策を講じます。</p>
52	<p>もろい地質・地層の問題</p> <p>紫尾山系は四万十地層帯の西端にあたり、頁岩、砂岩、花崗岩からなるもろい地質・地層です。この3地区の西側に位置する J5～J14、特に J5～J8、J10 の尾根筋の露出している地質・地層はボロボロです。またこの尾根筋の少し下、西側林道は数ヶ所で崩落しています。</p> <p>1月7日の合同現地踏査での J パワーの説明では、この尾根筋に新たに資機材搬入のための 5m 幅の林道をつくるとのことです。とにかく本事業計画及びその「環境影響評価」に係る人たちには是非、J5～J8、J10 に至る尾根筋、西側の林道を実際に視察、精査したうえで、今後の事業計画及び「環境影響評価」の手続きを進めていただきたいと思います。</p> <p>貴社の見解を伺います。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないよう、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。</p>
53	<p>四万十層群の地層は付加体故に、傾斜が垂直に近い物が多く更にメランジュ状の所も多い。特に米次地区の西側を実際に視察すると、短距離で岩質が変化し風化頁岩や砂岩層が脆くなり新設の林道も崩落によりズブズブになっている。このような場所に施設設置の用地や資材搬入道路の為に山頂や傾斜地を掘削することは、大規模な崩壊を引き起こすことになる。山地麓には多数の居住地があり彼らの生活権を侵害することは、例えば公的な利益があるとしても災害を誘発することになり許されることではない。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないよう、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>紫尾花崗岩は約 1300 万年前の貫入岩体であり、地表に露出してから風化して大変脆くなっている。出水の平八重側に対して宮之城泊野地区は、風化に伴いマサ化した土壌が流出に決り出されて作られた盆地である。その稜線である堀切峠一帯も風化により脆くなった花崗岩塊が露出している。このような場所を掘削すると花崗岩風化土のマサが流水で流れ易くなる。</p> <p>1997 年 3 月と 5 月にこの紫尾山で M6.3 と 6.2 の地震が発生し、数百カ所で山地斜面崩壊が生じた。この潜在活断層が考えられる場所で広域に亘る工事を行うことは、地域のみならず施設そのものにも多大な被害を被ると考えられる。是非、計画の再考を願いたい。</p>	<p>なお、風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されます。</p>
54	<p>現地調査に参加して感じた事。こんな地質の所に巨大風力発電が建設された場合、河川は大丈夫か。まだ地質調査もされていない状態で国に申請するとの事であるが、本当に地元の人達の安全安心を守れるのか。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないよう、法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。</p> <p>なお、風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されます。</p>
55	<p>説明に一貫性および具体的なデータの提示が欠如しているのではないのでしょうか。</p> <p>阿久根市の担当者に田代地区の計画地の地層は十分に強いのか、あるいは弱いのか理解しているか伺ったところ、担当者からは「事業者から、十分に強固な地層だと説明を受けた」旨の回答を得ましたが、12月5日の説明会では貴社から「地層は弱いもの」「計画地の地層調査は未実施」との発言がありました。地質調査を実施していないながら、また地層は弱いと認識しているながら、市に「十分に強固な地層」と説明されていたのであれば、説明に一貫性が欠如しており、説明の信頼性がゆがめられたと言わざるを得ません。</p>	<p>今後、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に基礎設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認された、基礎形状で設置します。</p>
56	<p>準備書（公開版）の 3.1.3 土壌及び地盤の状況、3.1.4 地形及び地質の状況について</p> <p>国土交通省（鹿児島）版を活用した「表層地質図」により、砂、粘土、頁岩、砂岩、シラス等々に分類してあるが、表層部だけであり、ボーリング下地の地層分析には承っていないと思われる。よって 150m 高の建設物を数十基立てて、20～30 年の間稼働させるについての地質調査には不十分であると思われる。地質調査、地盤調査が事後調査で良い筈はないと思う。すみやかに現地での地質、地盤調査を済ませてから、再度配慮書からの手続きとされたい。</p>	<p>今後、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に基礎設計していきます。また、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないよう、法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。</p>
57	<p>昨年暮の阿久根での住民説明会で現地調査は 1～2 回した、地質調査はまだしていない旨を聞き、地質の専門家に現地写真（西側地区）を依頼、手に入れましたが、本当にこの現地を見てきたのか信じられません。こんな状況の山に巨大開発工事をすすめる事も含めて信じられません。再度、出水市や鹿児島県の担当者も現地を見てほしいと思います。できれば市長さんじきじきに見てほしいと思っております。</p>	<p>今後、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に基礎設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認された基礎形状で設置します。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
58	<p>まず驚いたことが、説明会で地質調査をしていないということです。地質調査なしでこんな巨大な建造物を作ることに驚きです。地質がもろいということは専門家から聞いています。工事の途中地震や大雨は充分考えられます。決まってからボーリングをするという説明でしたが、まず建設ありきの準備書ではとうてい納得できません。地質調査を実施し、地震や大雨を想定してから計画するのが常識でしょう。</p> <p>この準備書のやりなおしをお願いします。</p>	<p>今後、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に基礎設計していきます。また、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。</p>
59	<p>本当に住民の意見を聞く気があるのですか？私の友人の地質の専門家が貴社へ質問状を出しましたが、「関連法等により実施する」のみであったり、全くの「無回答」であったと言っています。説明会で地質調査は全く実施していないと断言しましたね。</p> <p>阿久根市の J11～J5 の予定地は県道 46 号まで一挙に下っている急峻な山（地形）であると現地を見てきた友人から聞きました。このような地形によくもこのような建造物を建設する計画を立てたものです。住民の意見を聞くという形だけの意見書ではいけないと思います。誠意ある回答をお願いします。</p>	<p>今後、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に基礎設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認された基礎形状で設置します。今回、いただいたご意見については、必要に応じて事業計画に反映するとともに、引き続き、ご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p>
60	<p>その他の環境（地形及び地質）＜環境要素の区分＞</p> <p>東地区の 3 基の設置位置は、従前の計画地点から南側にずらした計画となっているが、その北側は崩壊土砂流出危険地区がすぐに接しており、杭打ち工事による振動で地盤に亀裂が生じて、山腹の破壊につながっていく危険度が高いと思われる。また、南側は「粗粒風化火山搬出物未熟土壌」が接しており、その急峻な山腹の下側には集落が存在している。</p> <p>こんな場所に無理して風力発電機を設置すべきではない！</p>	<p>東地区の 3 基の設置位置については、計画エリアとしては変更していません。</p> <p>今後、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に基礎設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。また、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。</p>
61	<p>地質</p> <p>当該地は脆弱な地質、地盤であることはこれまでの科学的な知見から明らかであり、1997 年の鹿児島県北西部地震における多大な土砂崩壊の記憶も地域住民には生々しい。こうした経験上この地域一帯の、しかも尾根上に巨大な風力発電施設を建造することがいかに無謀なことであるか、断じて許されない計画であることを切実に理解されたい。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。</p> <p>なお、風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されます。</p>
62	<p>2.2.8 切土、建設発生土は造成盛土に再利用とありますが盛土は地盤強度が弱いと言われてます。土砂崩壊等がおきた場合、管理はどこが行う事になりますか？</p>	<p>ご指摘のとおり、盛土の地盤強度は弱いと言われておりますので、どこでも造成盛土として再利用できるものではございません。今回設置する風力発電機及び取付道路は、弊社又は弊社関係会社で責任持って管理します。</p>
63	<p>再生可能エネルギーによる発電は必要だと思います。世界的な気候変動も問題大です。大切な自然環境を壊してまで風力発電を作るのは賛成できません。地質の専門家のお話を聞くことが出来ました。くずれやすい地質であり、たてにさける地層もあることを知りました。そう言う山を切り開いてまで作れば事故とかの可能性も有ると思います。自然を守りながらの発電を考えて頂きたいと思ひます。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策と</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>して十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。</p> <p>なお、風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべての風力発電機設置箇所で行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されます。</p> <p>今後も環境への影響を極力低減させる事業計画にしたいと考えております。</p>

(6) 地震

No.	一般の意見の概要	事業者見解
64	<p>風車の基礎工事の記述がない、大きさ等、地質はかなり弱いので設計変更をするのか。保安林解除も含めて。</p>	<p>準備書に記載している基礎構造及びタワー（支柱）については、例を示しているものです。風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべての風力発電機設置箇所で行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されており、現在の耐震基準に基づき設置された風力発電機については、東日本大震災においても倒壊などは生じておりません。</p>
65	<p>対象事業実施区域の直下は1997年「鹿児島県北西部地震」の震源地です。</p> <p>1997年3月26日/M6.6、同年5月13日/M6.4の震源地は3月がJ31、J33の東約800m、5月がJ29の直下と推定されます（鹿児島大学自然災害研究会「1997年鹿児島県北西部地震の総合的調査研究」報告書より）。同報告書によると、この地震による斜面崩壊地は330ヶ所以上のばりまです。</p> <p>「なぜこのような地に本事業のような計画をたてるのか？」と考えるのは私だけでしょか。</p> <p>貴社の見解を伺います。</p>	<p>風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべての風力発電機設置箇所で行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されており、現在の耐震基準に基づき設置された風力発電機については、東日本大震災においても倒壊などは生じておりません。</p> <p>また、法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策を講じます。</p>
66	<p>1997年3月及び5月に紫尾山の堀切峠付近と僅か3kmほどの南方で10kmより浅い場所を震源とする、M6.3と6.2の「鹿児島県北西部地震」と称する地震が発生しました。この地域は60～70度の傾斜をなす地形が多く、斜面崩壊が起こりやすく2回の地震で数多くの崩壊を生じています。</p> <p>このような地盤なのに地質調査もせずに計画を立てることの意味が不明です。</p> <p>また造成工事中に地震が起こったときの想定がありません。もちろん建設後の地震の想定も不明です。工事中の大雨、台風、地震の想定もせずによくもこんな計画が立てられるものだとあきれてしまいます。</p> <p>地下10m、地上150m、36m四方の土地を必要とするこんな計画はダメです。</p>	<p>風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべての風力発電機設置箇所で行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されており、現在の耐震基準に基づき設置された風力発電機については、東日本大震災においても倒壊などは生じておりません。</p> <p>また、法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策を講じます。道路の側溝に流れ込む水については、可能な限り細かく排水し、集水域をまたいだ水の移動を極力なくすとともに、建設前後の雨水量の変化が大きい箇所には、調整池を設置し建設前後で雨水量が変化しない対策を行います。</p>
67	<p>私は、自然エネルギーの風力発電が悪いといっているのではないです。原発を無くすには必要だと思っています。</p> <p>しかし場所が悪すぎます。私は、30年消防団で活動し、分団長も20年しました。13年前にM6.2の地震があり震源地は、阿久根市の田代地区とさつま川内市の藤川地区の間です。その時この周辺の山で、多くの山くずれ崖くずれがあり多くの民家も被害をうけました。それから毎年豪雨災害があり何度も土砂くずれ崖くずれがあり県道46号線をふさぎ通行止になり危険な山です。国民のためのエネルギーのはずが国民を危険にさらし苦しめ大災害によって殺す事になります。風車が出来る前に、工事中</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	に必ず大事故が起きて人災によって、怪我人や死亡者が出ます。風力発電所を建てるのは、市民や工事関係者の命を守るため、ぜったい大反対です。	
68	再生可能エネルギーの活用は安全の面からも、原発の20年延長よりも、何倍も優れているし、良い事と思う。ただ巨大な風車という建造物である故、安全の面で不安を感じる。 当地区は20数年前に大規模な地震が発生し、多数の地すべりが見られた。地震が発生するには活断層が存在するはずである。準備書の目次を丹念に読んだが、活断層に対する記述は見つからなかった。その調査は不要ではないと思われるが…。この様な地に巨大な建造物の安全は大丈夫なのだろうか？	風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべてのボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されており、現在の耐震基準に基づき設置された風力発電機については、東日本大震災においても倒壊などは生じておりません。
69	以前発生した北西薩地震については、全く説明がなかった。活断層は調査していないのか。地質はもろいと話があったが地震の時相当数山がくずれていた。	風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべてのボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されており、現在の耐震基準に基づき設置された風力発電機については、東日本大震災においても倒壊などは生じておりません。
70	私は藤川本俣自治会の者ですが、平成9年3月26日午後5時31分、震度5強と5月13日午後2時28分に震度6弱の鹿児島県北西部地震を経験して、二次災害の土石流災害の危険性が非常に高いと判断されて仮設住宅住いを約5ヶ月間経験した住民です。 風力発電設置地域は地盤が弱く数十か所の大きなひび割れもそのまま、24年の歳月が流れていますので、設置工事には十分な配慮をお願いします。	風車の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべてのボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されており、現在の耐震基準に基づき設置された風力発電機については、東日本大震災においても倒壊などは生じておりません。 また、法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策を講じます。工事中の施工管理には十分配慮して安全な設備を作りたいと考えております。

(7) 洪水・土砂流出

No.	一般の意見の概要	事業者見解
7	対象事業実施区域及びその周辺の紫尾山系は日本有数の豪雨地帯です。 林野庁『治山のしよりの「72時間降水量の歴代10位記録」(平成26年5月15日現在)によると、「8位紫尾山1113.0mm 2006年7月」となっています。 この数年の雨の降り方は尋常ではありません。九州地方に限っても、一昨年の北九州、昨年の中九州地方と、線状降水帯による数日にわたる集中豪雨が繰り返されています。「異常気象」と言われていたものが「異常」ではなく、常態となっています。紫尾山系にいつ線状降水帯による集中豪雨が襲って来てもおかしくない状況です。上記の「地震の震源地」、もろい地質・地層を考えあわせると、本事業計画にはまったく適さない自然環境だと言わざるを得ません。 貴社の見解を伺います。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。道路の側溝に流れ込む水については、可能な限り細かく排水し、集水域をまたいだ水の移動を極力なくすとともに、建設前後の雨水量の変化が大きい箇所には、調整池を設置し建設前後で雨水量が変化しない対策を行います。
72	風力発電があるから「景観が壊れる。」とか、「鳥に大きな影響を与える。」とか私はそう思いません。オランダの風車のある風景があるように整然とならんだ風景は、美しくもある。また、「風車に鳥がぶつかるから。」という話もあるが全ての鳥がぶつかるとは思えない。当然、ぶつかる鳥もいると思うが、ほとんどはよけると思う。 要は、風車を立てる時、土砂や水処理を「どう適切に行うか。」だと思ふ。それによって山が崩れては困る。	本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。 バードストライクへの懸念については、極力影響を与えないよう配慮した風車配置計画としております。 また、本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。道路の側溝に流れ込む水については、可能な限り細かく排水し、集水域をまたいだ水の移動を極力なくすとともに、建設前後の雨水量の変化が

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>大きい箇所には、調整池を設置し建設前後で雨水量が変化しない対策を行います。</p>
73	<p>紫尾山系は急峻な峰々で形成されており、近年は 100 年に或いは 50 年に一度と云われる雨が、毎年の様に降っており、九州豪雨、熊本豪雨がその最たるものです。</p> <p>その様な場所に人工物を多く作る、又、道路を拡張或いは新たに作る、それが原因となり崖崩れ等が発生する事象は充分考えられる。又、他方、阿久根市、出水市、さつま町、伊佐市、薩摩川内市に住む住民の生活用水の水源でもある。</p> <p>それらに与える影響は測り知れない物になるであろう。住民の生活に直結する様な事は止めて貰いたいです。対策が充分取れたら、話は、又、変って来るけど。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。</p>
74	<p>東京の地下鉄工事で地下 40m 以上の所を工事しているのに地上に影響を出している。想定外のことだろう。樹木を切り、道路を作って 150 基以上の鉄塔を建てるのは、自然や大地のバランスを確実に変える。大雨や台風等で災害は起きないか。電力会社は責任をとるのか。それとも因果関係不明で逃げるのか。</p> <p>風力発電設置に反対します。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。</p> <p>過去に強風や台風により風力発電機倒壊やブレード破損の事故があり、ご心配お掛けしております。幸いにも弊社の風力発電所での事故ではございませんので、詳細な原因は把握しておりません。しかし、風力発電機の設置年度に違いによる審査基準に相違はありますが、施工管理、運転後の保守・維持管理が重要かと考えており、弊社において、各地点に保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、事故・故障が発生しないように努めております。</p> <p>ただし、万一、本事業が起因した災害が確認された場合は、必要な対策を行います。</p>
75	<p>図 3.2-13 崩壊土砂流出危険地域（民有）にかなりの部分がかかっていますが、これをふまえた上で図 2.2-4 の計画であれば万全の対策と言えるのか。今後強化の為に対策を考えていく事を前提としているのか。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えておりますが、関係機関と協議のうえ、適切な対策を講じます。</p>
76	<p>環境要素の区分の「その他の環境として（その他”洪水分析”）」を設定すべきである。そして実施すべきである。</p> <p>米の津川は平成 18 年に 3 日間に 2 回の洪水が発生し、市内中心部一円が水没し、多くの被害が出ました。（商店街、市役所、消防署等）</p> <p>昨年の熊本県の球磨川流域の大規模な水害は記憶に新しいところです。この米の津川もあと 1 時間降り続いたら洪水になってしまう可能性が高かったのです。</p> <p>国は今年になり、重要な施策として「防災・減災・国土強じん化」を打ち出しましたが、洪水分析を実施しない風力発電計画は、この施策に逆行するものです。分析は近接する他の計画も含め、累積的影響を考慮すべきこと</p>	<p>環境影響評価では、環境影響評価法において「参考項目」として、標準的に扱うべき項目が示されており、ご指摘の洪水については、本項目に該当しないことから選定しておりません。</p> <p>洪水を含めた下流流域への影響については、今後の保安林解除等の手続きにおいて、ご審査をいただくこととなりますが、審査基準や関係当局等のご指導に基づき、十分な安全率を考慮した調整池等の排水設備を設置するなど、万全な対策を講じてまいります。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	は言うまでもありません。場合によっては、内水面漁協に関連する問題となりかねません。	
77	<p>出水市は2006年7月、鹿児島県北部豪雨災害に見舞われました。出水市の中心部の多くの市民が被害にあいました。出水市役所、消防署も水没しました。2020年7月、あちこちが洪水の被害にあいましたが、もうすぐで出水市もその被害にあうところでした。実際、あちこちの道路が陥没したり崖崩れも起きました。</p> <p>風車建設は大規模な造設工事を必要とします。大量の土砂流失、山崩れ、集中豪雨の際も災害誘発などの危険が増大します。広大な土地の造成でそこに降った雨は瞬く間に谷をかけおり、そのすべては米ノ津の支流へと流れ込みます。豪雨のことを考慮されていない、洪水のことが全く書かれていない準備書はいったい何なのでしょう。工事中の大雨のことも考えられていない。これでは全く意味がありません。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。</p>

(8) 水 源

No.	一般の意見の概要	事業者見解
78	<p>5. この事業計画で、特に影響が大きいと思われる阿久根市の米次、尾原、田代中(3地区)について</p> <p>飲料水、生活用水、事業用水への影響の問題</p> <p>①米次地区は水を沢から直接引いています。その沢は風力発電機設置予定地 J8~J13 の直下が源となっています。このことは1月7日のJパワーの●●氏、九電工の●●氏等と地元住民との現地合同踏査で確認されたことです。</p> <p>②尾原地区の簡易水道の取水口は J5~J7 の直下を源とする沢の下流 700m 位の地点とみられます。このことは上記・共同踏査で確認しています。</p> <p>米次、尾原地区の住民が日常使う水に大きな影響を与える問題です</p> <p>貴社の見解を伺います。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。</p> <p>準備書においても水質に関して予測・評価を実施しており、工事中における保全措置を十分に行うことで低減できるものと考えております。ただし、特に、湧水等の地下水については、地中の地質構造により影響が生じる可能性は否定できないことから、今後、地域の方とご相談しながら、必要に応じて、モニタリングを実施することや、仮に影響が生じた場合には代替水源を設置させていただくなど、必要な対応を講じます。</p>
79	<p>紫尾山系は水源涵養保安林に国が指定していますが、先人達が守ってきた水源は守れるのか疑問です。……？</p> <p>(水は人の命と暮らしの根源です。飲料水、生活用水、田畑をうるおす農業用水、産業(商業)用水です。決して、水源ルートが変わるような事があってはなりません。) 又、沢の水を利用して飲料水にしている田代、大川地域の人達もいます。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、風車ヤード及び取付道路については、最小限の面積としており改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。道路の側溝に流れ込む水については、可能な限り細かく排水し、集水域をまたいだ水の移動を極力なくすとともに、建設前後の雨水量の変化が大きい箇所には、調整池を設置し建設前後で雨水量が変化しない対策を行います。準備書においても水質に関して予測・評価を実施しており、工事中における保全措置を十分に行うことで低減できるものと考えております。ただし、特に、湧水等の地下水については、地中の地質構造により影響が生じる可能性は否定できないことから、今後、地域の方とご相談しながら、必要に応じて、モニタリングを実施することや、仮に影響が生じた場合には代替水源を設置させていただくなど、必要な対応を講じます。</p>
8	<p>紫尾山系は水源涵養保安林に国が指定しているが、先人達が守ってきた水源は守れるのか？</p>	<p>環境影響に当たっては、水源の位置等も把握した上で、調査、予測及び評価を行いました。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないよう、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。</p>
81	<p>出水市やさつま町は紫尾山の伏流水が水源である。水源汚染が心配。これに関する記述もあるが、継続的な調査、把握ができているのか。</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、風車ヤード及び取付道路については、最小限の面積としており改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対して、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。道路の側溝に流れ込む水については、可能な限り細かく排水し、集水域をまたいだ水の移動を極力なくすとともに、建設前後の雨水量の変化が大きい箇所には、調整池を設置し建設前後で雨水量が変化しない対策を行います。準備書においても水質に関して予測・評価を実施しており、工事中における保全措置を十分に行うことで低減できるものと考えております。ただし、特に、湧水等の地下水については、地中の地質構造により影響が生じる可能性は否定できないことから、今後、地域の方とご相談しながら、必要に応じて、モニタリングを実施することや、仮に影響が生じた場合には代替水源を設置させていただくなど、必要な対応を講じます。</p>

(9) 事業者間調整

No.	一般の意見の概要	事業者見解
82	<p>(株)ユーラスエナジーホールディングスとの事業調整について</p> <p>貴社は「住民説明会」で「ユーラスエナジーとは調整がつかず、この2~3ヶ月協議はしていない。」と説明しています。結果としてユーラスエナジーホールディングスとは調整がつかないまま「準備書」を公告した、ということになります。「ユーラスエナジーも年度末、3月には「準備書」を出すようだ」と、地元自治体の担当者から聞いています。ユーラスエナジーホールディングスの「方法書」から推測すると、双方の事業実施区域は7割近くが重なると推測されます。</p> <p>「方法書」に対する「知事意見」は「…近接して風力発電施設が立地することによる累積的な環境影響が懸念されることから、風力発電施設の配置等については、事業者間で十分に協議・調整を行った上で、実現可能な事業計画を準備書に記載すること。」と述べています。</p> <p>この知事意見もまったく無視したことになり、先にあげた「水源涵養保安林」の問題、「崩壊土砂流出危険地区」の問題、「地震の震源地」の問題、「豪雨地帯」の問題、さらにこの「事業調整」の問題を考え合わせると、正直「Jパワーさん！大丈夫！？……」と、ほんとうに理解が付きません。地元住民にとって、このような会社に本事業計画のような巨大開発を任せるわけにはいきません。</p> <p>本事業計画からの即時撤退を求めます。</p> <p>貴社の見解を伺います。</p>	<p>本事業における方法書段階では、対象事業実施区域に3計画が競合している状態となっておりますが、本計画においては事業者間調整の結果、2計画が統合されるに至りました。現状は他1社と競合している状況ですが、現実的に2計画が併存することは不可能なことから、弊社としましても引き続き調整に努めて参りたいと存じます。地域の皆様に対しては混乱を招くことのないよう、引き続き事業計画の推移につきまして丁寧に説明を尽くさせて頂きたく考えております。</p>
83	<p>環境保全以前の意見です。</p>	<p>本事業における方法書段階では、対象事業実施区域に3計画が競合している状態となっておりますが、本計</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>方法書に対する鹿児島県知事の意見書で、事業者が重複した場合調整することになっています。また出水市の意見についても「事業予定地が他の事業者と重複した場合は事業者間で調整を行うこと」と述べています。ユーラスエナジー社も同じ地区に計画があります。説明会ではユーラスエナジー社とは話し合っていないと説明されました。調整がつかないまま準備書を出したということはどういうことなのか理解できません。</p> <p>調整をしてから準備書を出しなおして下さい。</p>	<p>画においては事業者間調整の結果、2計画が統合されるに至りました。現状は他1社と競合している状況ですが、現実的に2計画が併存することは不可能なことから、弊社としましても引き続き調整に努めて参りたいと存じます。地域の皆様に対しては混乱を招くことのないよう、引き続き事業計画の推移につきまして丁寧にご説明を尽くさせて頂きたく考えております。</p>
84	<p>(株)ユーラスエナジーホールディングスとの事業調整がなされておきませんが、この点についても「方法書」に対する「知事意見書」では、「事業者間で十分に協議調整を行った上で、実現可能な事業計画を準備書に記載すること。」とのべてある。調整がされないままでの計画の進行は、ひいては地元住民にも害をおよぼすことになると思う。(環境保全の見地から)結果ありき、進行ありきの計画に、憤りを感じる。変更すべきであると思います。</p>	<p>本事業における方法書段階では、対象事業実施区域に3計画が競合している状態となっておりますが、本計画においては事業者間調整の結果、2計画が統合されるに至りました。現状は他1社と競合している状況ですが、現実的に2計画が併存することは不可能なことから、弊社としましても引き続き調整に努めて参りたいと存じます。地域の皆様に対しては混乱を招くことのないよう、引き続き事業計画の推移につきまして丁寧にご説明を尽くさせて頂きたく考えております。</p>
85	<p>今回の事業認定区域について、経済産業省の”事業計画認定情報公表用ウェブサイト”を確認したところ、Jパワーの西地区の風車の位置については、ユーラスエナジーの認定区域になっています。</p> <p>事業計画認定が取れていない区域に風車を配置しての準備書及び住民説明会を行うというのはどういう事なのでしょう？</p> <p>実現可能では無いのではありませんか？</p> <p>この点については、環境の保全を含む、計画自体の根幹をなす事なので正確な説明をお願いします。</p>	<p>経済産業省の事業計画認定は、現段階において特定の一社に対して排他的に権利を与えたものではなく条件付き・暫定的なものです。</p> <p>環境影響評価手続が完了し、各種許認可手続を取得、地域合意形成・利害関係者様の同意、事業用地の正式な手配が出来た事業者が事業実施可能となり、正式な事業認定を得ることとなります。予てより、弊社はこちらを先行して進めさせて頂いているところです。</p>
86	<p>環境保全の見地より以前の問題を指摘させていただき、後に保全上の意見を申し上げる。</p> <p>そもそも貴社事業予定地域には3社の事業体が競合する形でこれまで進捗してきているが、今般の貴社による準備書段階においてもなお西地区においては他の1社の計画と立地点が重なった状態のままである。実際、計画が実施できるのは経済産業省の許可を得た事業体と考えられるにもかかわらず、いまだに2社が競合したままである。</p> <p>貴社はこのままの状態でも今般に進捗させるのであろうか。それとも既に経済産業省の何らかの許可を得ておられるのであれば、それを明らかにしたうえで準備書の提出と地域へ説明を尽くすべきではないだろうか。</p> <p>現状の2社競合のままでも地域の理解は得られようはずがない。このような異常な状態の中で準備書への意見を申せというのははなはだ無理な話である。貴社がこのまま進捗、強行されるとすればきわめて不誠実な姿勢であり、不信がぬぐえない。先ずこのことを資す。</p> <p>しかもまださつま町の2か所での説明会も開催されない状況下において意見を締め切ることは許されない。貴社の企業倫理、社会的責任が問われている。</p>	<p>本事業における方法書段階では、対象事業実施区域に3計画が競合している状態となっておりますが、本計画においては事業者間調整の結果、2計画が統合されるに至りました。現状は他1社と競合している状況ですが、現実的に2計画が併存することは不可能なことから、弊社としましても引き続き調整に努めて参りたいと存じます。</p> <p>経済産業省の事業計画認定は、現段階において特定の一社に対して排他的に権利を与えたものではなく条件付き・暫定的なものです。</p>

(10) 地域貢献

No.	一般の意見の概要	事業者見解
87	<p>別の問題として、造られた電気は地元でどの位還元されるのか。結局は大都市に送電され、地元には、ほとんどメリットのない事業？</p>	<p>本発電所において発電された電力は、九州電力 出水変電所に接続する計画となっております。接続後につきまして、九州電力内でのオペレーションとなり、供給先については、当社では決めることができませんが、九州電力管内で使用され、また、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーとして、地域全体の地球温暖化対策に寄与できるものと考えます。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		ご地元の資源である風をお借りして事業を行わせて頂くため、可能な範囲でご地元にご貢献したいと考えております。
88	風力発電事業は、なんとなく凄い事業位にしか正直解っていません。けど、現に海にあったりとかは解ります。海と陸では、陸に建てるようになったら色々住民とのトラブル、反対意見が出るのは当然であると思います。 メリット「確信」があるのであれば、地域住民の誤解、住民の生活、市、町に貢献できる事業であれば、反対されても、もっと活動するべきだと思います。健闘祈ります！	風力発電事業を行わせて頂くにあたり、ご地元の方々への影響を予め、予測・評価を行い、ご意見を頂きながら事業計画を進めるものが環境影響評価手続きになると認識しております。ご地元の方々とのトラブルや反対のご意見については、コミュニケーションを取らせて頂きながら、ご理解頂けるよう努めたいと考えております。ご地元の資源である風をお借りして事業を行わせて頂くため、可能な範囲でご地元にご貢献したいと考えております。
89	業者からの説明会に参加したが、地元の参加者は数名で、これでも説明会は済だとされても理解できない。メリット、デメリット、はっきりして建設してほしい。	環境影響評価手続において一般にご懸念されている事項（騒音・水質、猛禽類や鳥への影響）の他、防災等デメリットとなりえる事項、一方で施設がもたらすご地域へのメリット等事業計画につきましては、引き続き、地域の皆様へご理解を賜るべくご説明を尽くさせて頂きたく考えております。
90	地元が一円のお金がおちない風力発電は必要ありません。デメリットだけの施設は必要なし！	本事業を行わせて頂くにあたりご地元へのメリットについては、ご地元の資源である風をお借りして事業を行わせて頂くため、可能な範囲でご地元にご貢献したいと考えております。ご地元の資源である風をお借りして事業を行わせて頂くため、可能な範囲でご地元にご貢献したいと考えております。
91	貴社の方に森林、林業に寄与するという発言は許せない。幹線林道は現状で充分だ。	本事業においては、紫尾林道他既設の林道・作業道を拡幅・付替えさせて頂く他、新たな道路を林道規程に基づき整備させて頂く計画です。これらの道路は、発電施設の保守管理道として使用させて頂くのと併せて、治山や森林整備に資する林道や観光用道路としてもご活用頂くべくご提案させて頂いており、関係当局、林業者、地元の皆様等とご相談させて頂いております。これら道路が整備されることにより、アクセス困難であった急峻地等へのアクセスが容易となる等、森林荒廃の防止・活性化につながり、治山・森林整備機能の向上に資するものと考えております。

(11) 保安林

No.	一般の意見の概要	事業者見解
92	私は出水市武本地区で生まれ育ち、現在も居住しております。紫尾山系の尾根筋に風力発電施設36基を設置する計画についてその計画の中止を要請します。 理由：私は現職時代、森林管理署に勤務しており、紫尾山及びその周辺の国有林内で仕事をしてきました。紫尾山系は水源涵養保安林や土砂流失防止保安林等区域のほとんどが何等かの保安林に指定されていると思います。風力発電施設一基につき、直径約130mの更地が必要でありかつ、施設を作る為の資材搬入路の拡幅も必要で相当な広さの森林を伐採、削り取る事となります。 貴重な動植物の宝庫でもある紫尾山の豊かな森林を大規模に削り取る事により、諸々の保安機能を失う事となります。霊峰紫尾山を後々、子孫に残していく為にも風力発電施設建設計画の中止を重ねて要請します。	本事業において、風車ヤードの面積は2000㎡～3000㎡。取付道路は直接部で路肩含めて5.0mを基本とし、必要最小限の面積としております。今回設置する取付道路については、稼働開始後の保守管理用として使用する計画ですが、林業の施業用としても活用できるものと考えており、現在の紫尾林道から枝道が出来ることで今まで施業が困難な範囲も施業可能となり、山が活性化させるものと考えております。
93	「水源涵養保安林」について 対象事業実施区域及びその周辺は「水源涵養保安林」です(P229)。阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町の貴重な飲料水、生活用水、事業用水の水源です。 「環境影響評価」以前の問題として本事業計画のような大規模開発は許されない貴重な山林です。「環境影響評価方法書」に対する「知事意見」においても「これらの地	方法書手続きにおける鹿児島県知事意見等に配慮して、風力発電機配置及び取付道路設計を行っております。一方で風力発電機においては、風を受けて発電すること、タワー・ブレードの強度の観点から地形的にも設置可能な場所が限定されること、また、環境への影響を勘案して現在の計画となっております。保安林に関しては、所管する関係当局等と協議を進めながら、本事業の検討を

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>域に風力発電施設の配置等を検討する場合は、保安林を原則除外するよう」に述べています。それにもかかわらず J1～J36 まで計画の 36 基全て「水源涵養保安林」内です。</p> <p>「保安林を原則除外するよう検討するとともに、自然環境に対する影響が最小となるよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。」という「知事意見」もまったく無視しています。</p> <p>この一事を勘案しただけでも、「準備書」のやり直し、あるいは本事業計画から撤退すべきだと思います。</p> <p>貴社の見解を伺います。</p>	<p>進めています。ご指摘のとおり、水源涵養保安林内に風力発電機の設置を計画していますが、関係機関等と協議を進めながら、改変面積の最小化を図るなど、保安林機能の維持できる事業計画とします。</p> <p>なお、平成 23 年に再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林の持つ機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、土砂流出防備保安林等に指定された箇所を除き、公益上の理由による保安林解除として取り扱うことが示されています。</p>
94	<p>「環境影響評価方法書」に対する鹿児島県知事意見書において、「これらの地域に風力発電施設の配置等を検討する場合は、保安林を原則除外するよう」と述べられております。しかしながら、これに対して「準備書」の計画では、計画の 36 基全て「保安林内」であり、知事の意見が反映されていないのは、この環境影響評価が遵守されておらず、形骸化されていると強く感じています。計画の変更があつてしかるべきだと思います。</p>	<p>方法書手続きにおける鹿児島県知事意見等に配慮して、風力発電機配置及び取付道路設計を行っております。一方で風力発電機においては、風を受けて発電すること、タワー・ブレードの強度の観点から地形的にも設置可能な場所が限定されること、また、環境への影響を勘案して現在の計画となっております。保安林に関しては、所管する関係当局等と協議を進めながら、本事業の検討を進めています。ご指摘のとおり、水源涵養保安林内に風力発電機の設置を計画していますが、関係機関等と協議を進めながら、改変面積の最小化を図るなど、保安林機能の維持できる事業計画とします。</p> <p>なお、平成 23 年に再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林の持つ機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、土砂流出防備保安林等に指定された箇所を除き、公益上の理由による保安林解除として取り扱うことが示されています。</p>
95	<p>森林法についての質問です。</p> <p>①保安林の指定の解除の説明について 住民説明会で風力発電の建設を理由に指定の解除が他地域ではあった旨の説明をなされました。この事業計画では、①指定の理由が消滅した時。②公益上の理由により必要が生じたとき。の 2 点だと思っておりますので、このどちらも要件を満たしていないと思います。これが②の公益上の理由だとしたら納得いきません。出水市として県に納得できる説明をしてもらおう意見を出して下さい。返事を待ちます。</p>	<p>保安林に関しては、所管する関係当局等と協議を進めながら、本事業の検討を進めています。ご指摘のとおり、水源涵養保安林内に風力発電機の設置を計画していますが、関係機関等と協議を進めながら、改変面積の最小化を図るなど、保安林機能の維持できる事業計画とします。</p> <p>なお、平成 23 年に再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林の持つ機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、土砂流出防備保安林等に指定された箇所を除き、公益上の理由による保安林解除として取り扱うことが示されています。</p>
96	<p>①基本的立場…原発には反対、よって代替エネルギーの必要 ②今回の説明会に参加したが、国有林の作業には保安林解除が必要。どう対応するのか。</p>	<p>保安林に関しては、所管する関係当局等と協議を進めながら、本事業の検討を進めています。ご指摘のとおり、水源涵養保安林内に風力発電機の設置を計画していますが、関係機関等と協議を進めながら、改変面積の最小化を図るなど、保安林機能の維持できる事業計画とします。</p>
97	<p>保全林の存在 既に「環境影響評価方法書」の段階で鹿児島県知事からの意見として「これらの地域に風力発電施設の配置を検討する場合は、保安林を極力排除するよう」、合わせて「自然環境に対する影響が最小限になるよう適切に調査、予測及び評価を行うこと」と強く指摘されている。この知事意見を尊重すれば、前項の生態系、希少生物等の自然環境への配慮に鑑みて、水源涵養保安林指定されている当該地への建設は不可能である。それとも知事意見を無視されるとすれば、どれほどの妥当性を貴社は示されるのであろうか。</p>	<p>方法書手続きにおける鹿児島県知事意見等に配慮して、風力発電機配置及び取付道路設計を行っております。一方で風力発電機においては、風を受けて発電すること、タワー・ブレードの強度の観点から地形的にも設置可能な場所が限定されること、また、環境への影響を勘案して現在の計画となっております。保安林に関しては、所管する関係当局等と協議を進めながら、本事業の検討を進めています。ご指摘のとおり、水源涵養保安林内に風力発電機の設置を計画していますが、関係機関等と協議を進めながら、改変面積の最小化を図るなど、保安林機能の維持できる事業計画とします。</p> <p>なお、平成 23 年に再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林の持つ機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、土砂流出防備保安林等に指定された箇所を除き、公益上の理由による保安林解除として取り扱うことが示されています。</p>

(12) その他

No.	一般の意見の概要	事業者見解
98	表 3. 2-49 出水ヶ里跡について適切に対応するとありますが、保全以外の方法がとられる可能性があるという事ですか？	埋蔵文化財包蔵地である出水ヶ里跡については、記録保存による保全を含めて、今後、教育委員会にご相談しながら適切に対応してまいります。

2. 2 環境影響評価

(1) 環境全般

No.	一般の意見の概要	事業者見解
99	風力発電建設予定地から一番近い所で、700メートルしかありません。この様な場所では、騒音・超低周波・光・影による豊かな自然、豊かな生活（人体）にも悪影響等が考えられます。又、猪、鹿、アナグマ、たぬき等、住むところを追われて人里におりてきます。畑の果樹、野菜等食い荒らします。これで良いのでしょうか……？	<p>騒音・超低周波音について、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」（環境省）では、風車騒音の人への健康影響に関する研究について、論文や各国政府機関による報告書等を中心に整理されており、風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる、と記載されています。同報告書を踏まえ定められた「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省）を基に、本事業による風力発電機が全基定格運転時から生じる騒音に対し評価を行ったところ、いずれの地点においても評価の基準とされる数値を下回る予測結果となっております。</p> <p>ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p> <p>また風車の影につきましても、国内に評価の基準がないため、海外のガイドラインの指針値を参考に評価を行ったところ、指針値を超える軒数は0軒の予測結果となっております。</p> <p>弊社がこれまで建設した風力発電施設において、建設後に鳥獣被害が顕在化した事例は確認されておらず、該当地域においては、既にシカ等が高密度で生息しており、農林業被害が発生していることを認識しています。本事業により、これが悪化する可能性は小さいと考えていますが、今後更に被害が増すようであれば、獣害被害の軽減への対策についても住民の皆様のご意向も踏まえ、対応したいと考えております。</p>
100	<p>環境影響評価準備書を読ませてもらった。</p> <p>紫尾山系や矢筈・上場山系の尾根筋やその近く、五・六合目付近の山道が大きく削られ、シイ・カシ等もかなり姿を消され、水源涵養林も意味がなくなりそうな気がしてならない。具体的にその弊害を記してみたい。</p> <p>①出水・阿久根市民の飲料水に大きな弊害が起こる。</p> <p>②米ノ津川・高尾野川・野田川・高松川への土砂の流入や川の氾濫・山地の山崩れの恐れが拭えない。</p> <p>山麓に近い住民への低周波障害の恐れが大きい。環境省の見解は信頼できない。</p> <p>④紫尾山系に棲む天然記念物のニホンヤマネが絶滅に向かう恐れがある。キリシマミドリシジミやスギタニルリシジミ等も同じ。</p> <p>以上の理由から、計画されている大型風力発電には賛成できない。</p>	<p>①本事業の改変区域は主に尾根部で、風車ヤード及び風力発電機の基礎の設置にあたっては、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。立地する場所の標高は、西地区で標高440m～790m、東地区で標高460m～600mで、水源箇所との標高差は、概ね300m以上あります。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対し、0.92%にとどまります。したがって、地下水及び表流水への影響はほとんどないものと考えられます。</p> <p>②工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないよう、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うとともに建設前後の雨水量の変化が大きい箇所には、調整池を設置し建設前後で雨水量が変化しない対策を行います。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>③低周波音の影響予測については、準備書に記載のとおりで、予測した全ての地点において、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100 デシベルを大きく下回るとともに、「建具のがたつきの始まる音圧レベル」との比較では「がたつき閾値」を下回り、かつ、「圧迫感・振動を感じる音圧レベル」との比較では、20Hz において、「わからない」を下回りました。なお、超低周波音に関しては、影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されることから、施設の稼働後に周辺にお住いの方からお問い合わせがあった場合には、速やかにお話をうかがい、状況に応じて専門家等のご助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p> <p>④ヤマネに関しては、成熟した常緑広葉樹林 7 箇所で巣箱による現地調査を実施し、さつま町内 1 箇所で巣材（樹皮やコケ）を確認しています。確認箇所は対象事業実施区域外であり、改変区域を含む対象事業実施区域内には、巣箱を多数架けて確認を試みたものの、確認はありませんでした。また、生息適地となり得る常緑広葉樹林の調査範囲内の面積 1310.5ha に対し、その改変面積は 34.8ha で、改変率は 2.7%にとどまります。これらのことから、事業によるヤマネへの影響は小さいものと予測しています。</p> <p>キリシマミドリシジミについては、対象事業実施区域内外のアカガシを含む常緑広葉樹林で確認されており、対象事業実施区域及びその周囲の常緑広葉樹林には、アカガシが多く生育することから、この地域に広く生息しているものと考えられます。キリシマミドリシジミの生息の中心となっていると考えられるアカガシ二次林、シイ・カシ二次林及びイスノキーウラジロガシ群集については、調査範囲内の面積 1302.2ha に対し、その改変面積は 34.8ha で、改変率は 2.7%にとどまります。これらのことから、事業によるキリシマミドリシジミへの影響は小さいものと予測しています。</p> <p>スギタニルリシジミについては、対象事業実施区域内外の溪流沿いの森林で確認されており、植樹として知られるトチノキ、キハダ、ミズキのうち、調査範囲内ではミズキのみ生育が確認されています。ミズキの主な生育地であるミズキ群落については、調査範囲内の面積 35.1ha に対し、その改変面積は 0.05ha で、改変率は 0.1%にとどまります。これらのことから、事業によるスギタニルリシジミへの影響は小さいものと予測しています。</p>
101	<p>紫尾山系は、川内平野、出水平野へ流れるたくさんの川の水源です。単に風車の工事周辺だけに影響があるわけではないと思います。一度自然が壊れると、その影響は、ずっと続くのではないのでしょうか。しかも紫尾山の地質は、四万十累層群、風化花崗岩で、大雨が降るととても崩れやすいです。なおかつ、1997 年の鹿児島県北西部地震の震源地に近く、出水断層も近くにあります。今でも付近の道路は、雨でよく通行止めになります。</p> <p>また、動植物の生態系も 1 度崩れたら、元にもどらないと思います。直接工事地にいる動物だけの問題ではないと思います。低周波音や騒音によって、風車の周辺の動物たちが、人里へ出てくるのではないのでしょうか。直接の被害しか環境影響評価では調べられていません。もっと総合的に、地域の影響を調べるべきだと思います。</p>	<p>環境影響評価の調査・予測・評価項目及び範囲については、方法書手続きにおいて検討するとともに、方法書に対する様々なご意見、鹿児島県、国の厳格な審査を踏まえて見直し、その上で、準備書手続きを進めております。そのため、本準備書の調査・予測・評価項目及び範囲については、妥当なものと考えています。</p>
102	<p>紫尾山系の山々は、保安林の大きな役割・目的を持って植樹された大切な山です。そして「神の宿る山として、紫尾に手を出すな・汚すな」と先代達から大事に守って来た山であること。永き月日の中でつくりだした、自然</p>	<p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、風車ヤードの面積は 2000 m²～3000 m²。取付道路は直接部で路肩含めて 5.0m を基本とし、必要最小限の面積としております。各水源地を含む集水域面積に対し</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>の宝庫としてほかにはいない。動物（鳥類）渡り鳥も多くやって来る。又他にない植物の生息する山として、大変貴重な存在となっていること。</p> <p>更に、周辺「3市1町」の住民の生命の水瓶（水源）として、大事にしてきている山であること。紫尾の山には、砂岩、花崗岩の地質で、くずれやすく、又風化が進んでいるといわれていること。出水市はラムサール条約登録を目指していること、景観や人々の癒しなる、人々に優しい町づくりには、なじまないこと。山を壊すことは、川を汚し、海を汚すことになり、多くの住民の生命線を脅かすことになること。等々大事にしなければならないことが、まだまだありますことから、山を荒らし壊してよいと言う法律はないはずです。是非取りやめていただきたいのです。</p>	<p>て、0.92%とわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。</p> <p>なお、風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計していきます。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を得て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されます。</p> <p>保安林に関しては、所管する関係当局と協議を行い、保安林の機能を維持できる計画とともに、紫尾山系及びその周辺の貴重な自然や景観と調和する事業計画にしたと考えております。</p>
103	<p>水の流れが変化しない様にならないといけない。伐倒樹木を最小限にしないといけない</p>	<p>集水域をまたいだ水の移動を極力なくするとともに、建設前後の雨水量の変化が大きい箇所には、調整池を設置し建設前後で雨水量が変化しない対策を行います。また、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。</p> <p>本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、風車ヤードの面積は2000㎡～3000㎡、取付道路は直線部で路肩含めて5.0mを基本とし、必要最小限の面積としております。</p>
104	<p>風車で健康被害が出た場合、保障していただけるのですか？発電が終了した時に後を元に戻してほしい！</p>	<p>環境影響評価手続きにおける予測・評価を行っておりますが、風力発電機の稼働に伴い健康被害は発生しないものと考えております。稼働後において、健康への影響又は気になる事項がある場合には、速やかに住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p> <p>また、事業終了後において、原則として現状復旧を基本的な考えとしておりますが、詳細については、地権者のご意向・協議において決定します。</p>
105	<p>環境アセスの不自然さについて質問する。 方法書から準備書にかけての言葉の使い方について<～を考えている。検討する>について、誰がこの内容を認知して、了解は誰がするのか、どうやってこの結論に達したかを我々市民に知らせるのか？ギモンだらけである。 ①景観の配慮について…？ ②住居からの出来る限りの距離の確保…？ ③航空機への安全灯（赤色点滅）の影響について…？ ④工事時期→出水期を除けて（避けて）考えている…？ ・計画に折り込んであるのか、確認は誰が？ ・どれ位の降水量を想定して考えているのか？ 以上、考えていこうと思っっているが考えているだけでは困る… 了解は誰がするのか＜出水市当局にも同じ質問＞</p>	<p>本準備書は、環境影響評価法に基づいて作成したもので、法に基づき、公告・縦覧及び住民説明会を実施し、一般の方々からの意見をいただくとともに、県等の意見も踏まえ、国による審査が行われます。こうした一連の手続きによって、透明性の確保と内容の妥当性が担保されるものと考えています。</p>
106	<p>元気でおだやかに生活している我々から地域固有の公共財としての「天の恵み」である太陽光、風、雨水、湧水、地熱を奪わないで欲しい。 説明会をするのであれば、川で水を共用している関係市町村の全ての住民から話を聞いて欲しい。環境アセスを読むと、鳥や小動物やコウモリ、希少バードの事が書</p>	<p>近年、地球温暖化の影響が顕在化し始めており、その影響と考えられている風水害、土砂災害も増加傾向にあると考えてられています。地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の消費量の大幅な削減が必要であり、再生可能エネルギーの導入拡大が求められています。中でも、風力発電は、二酸化炭素を排出させないクリーンなエネ</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>いてあるが、人間の環境が一番でしょう！！電気は足りています。必要ありません。</p>	<p>ルギーであり、環境への負荷（影響）や発電効率等で優れた風力発電の導入が、国の導入目標においても大きな割合を占めています。一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。</p> <p>本地域は、限られた風力発電事業に適した地域であり、環境・安全に配慮した施設となるよう、計画を検討するとともにご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えております。</p> <p>また、準備書に記載のとおり、できる限り自然環境や生活環境への影響の低減を図りながら事業を進めてまいりたいと考えており、ご理解を賜ればと考えております。</p>
107	<p>切土、盛土での工事による環境破壊、低周波音による人体への影響などを考えると場所としては不適であると思えます。</p>	<p>風車ヤードや取り付け道路等の建設に際しては、切土・盛土部が発生しますが、改変面積も、風車ヤードの面積は2000㎡～3000㎡、取付道路は直線部で路肩含めて5.0mを基本とし、必要最小限の面積としており、関係法令に則るとともに、関係当局等の審査を受け、十分安全を確保できる施設にします。</p> <p>また、風力発電機の稼働に係る騒音等について、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」（環境省）では、風車騒音の人への健康影響に関する研究について、論文や各国政府機関による報告書等を中心に整理されており、風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる、と記載されています。同報告書を踏まえ定められた「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省）を基に、本事業による風力発電機が全基定格運転時から生じる騒音に対し評価を行ったところ、いずれの地点においても評価の基準とした数値を下回る予測結果となっております。</p> <p>ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p>
108	<p>再生可能エネルギーを推進する事には賛成であるが、北鹿児島風力発電事業環境影響評価準備書を拝見する限り、風力発電事業で懸念することが、払拭されているとは言えない。</p> <p>工事中の騒音の予測はさておいて、最も気になるのは風力発電の稼働後の低周波による騒音をどのように予測し影響は低減が図られているとしたのか、よく理解できない。</p> <p>もし、稼働後、住民への身体的な影響が生じた場合は、どのようなことでそれを修正するのか、記されていない。</p> <p>野鳥の会の会員の方の指摘によると貴重な野鳥への影響ははかりしれないと聞いているが、そのことにも触れていない。</p> <p>風力発電事業はどのくらいの期間なのかも記載されていない。事業が終了した後、風力発電にかかわる全てのものを撤去し、もとに戻す（原状回復）のは責任を持ってなされるのかよくわからない。不明な点が多いのが気にかかる。</p>	<p>本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。</p> <p>風力発電機の稼働に係る騒音・低周波音の影響について、事業計画の段階において、西地区における南東部分や東地区における東部分を削除することで、さつま町泊野や薩摩川内市東郷町烏丸、薩摩川内市東郷町藤川、さつま町神子に位置する住居との距離を確保し、影響の低減を図っております。また影響の予測にあたっては、すべての風力発電機が同時に稼働した場合を想定し予測を行っております。評価結果としては、評価基準とした数値を下回る結果となっておりますが、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。</p> <p>事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>低周波音などによる鳥類への影響については、既存の研究事例が確認できなかったため、ご指摘の点に回答は差し控えていただきますが、既に風力発電機が立地している地域においても、その周辺に各種動物が生息していることを確認しています。一方で、準備書記載のとおり、バードストライクや生息環境の減少などの影響が生じる可能性があることから、できる限りの影響の低減に努めてまいります。</p> <p>現行の法制度においては、風力発電所稼働 20 年間として電力会社と契約を行うこととなっています。契約期間終了後、継続するか、撤去するかは未定ですが、仮に撤去する場合には、地権者の意向を踏まえながら、原則としては現状復旧を行います。また、撤去並びに現状復旧に係る費用については事業計画に盛り込むよう法律で定められており、事業者として責任を持って実施いたします。</p>
109	<p>中国やアメリカで風力発電が盛んなのは、広大な平らな国土に恵まれている為、日本の山の頂上に大量に風力発電を設置して絶対的に安全と言い切れるとしたら、その根拠と、もしも土砂災害によって被害が出た時は想定外とは言わずに全ての責任を取ると広報して下さい。山の中で営みをしている野生動物、植物に被害が出た時も全て責任を取ると広報して下さい。周辺地域に住む住民達に健康被害が出現した場合も全て責任を取ると広報して下さい。</p>	<p>風力発電機やその建設のための取り付け道路、風車ヤード等の建設に際しては、関係法令に則るとともに、管轄機関の審査を受け、十分安全を確保できる施設にします。</p> <p>動物・植物・生態系及び生活環境への影響については、準備書に予測・評価結果を記載しているとおりです。予測・評価結果については不確実性が伴いますが、健康被害等が発生した場合、当該事業との因果関係を確認の上、誠意ある対応を行うこととします。</p>

(2) 工事影響

No.	一般の意見の概要	事業者見解
110	<p>東郷町に住む者です(公務員)。お疲れ様でございます。今日は、ありがとうございました。風車のことについては、何の心配もしておりません。細かい配慮に感心いたしました。住民の皆さんが文句をいわれるとしたら、工事関係車両のことかと思えます。中でも騒音やほこりより、ダンプの走行についてだと思います。現在、薩摩川内市の川内川が工事のため、市の大小路地区からここ東郷を走っております。その際、<u>ダンプカーが優先されて、一般の車が工事の誘導をされる人(旗をもった人)から車を止められるのです</u>。国道でも。それで皆さんが腹を立てています。Jパワーの取り組みはすばらしく、何の問題、心配もしていませんが、もし、このようなことがあれば、悲しいです。小さいことですが、末端の一業者がこのようなことをしていれば会社の評判になります。今から工事を始められるので一住民の声としてお伝えしておきたかったです。将来のことも考え、貴社を応援しています。</p>	<p>本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。</p> <p>また、ご意見をいただきました工事用車両の運行の件、真摯に受け止め、事業を進めてまいりたいと考えております。具体的には、工事関係車両の通行にあたっては、必要に応じ交通誘導員を配置し、また請負業者各社に取り組みを周知徹底すること、また、工事中には適宜、地元の方のご意見を伺いながら、改善を図っていくなど、地元の方々の通行のご迷惑とならないよう対策を講じます。</p>

(3) 騒音・超低周波音

No.	一般の意見の概要	事業者見解
111	<p>風力発電機設置予定地点と県道 46 号沿いの人家までの距離が近く、予測のつかない騒音、低周波、超低周波音の被害が危惧されること</p> <p>①県道 46 号西側・J5～J14 から県道 46 号沿いの人家までの距離は 0.7～1.1km (平面地図上) です。</p> <p>②県道 46 号東側・J15～J20 から県道 46 号沿いの人家までの距離は 1.0～2.6km です。</p> <p>これだけ距離が近いと騒音(特に夜間)、低周波、超低周波音が心配されます。今回計画されている 4,300kW の大型陸上風力発電機は日本で稼働している例はなく、2～3ヶ所で現在建設中とのこと(Jパワーの説明)です。この3地区は本事業が計画どおり進むと、①、②で指摘し</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省)に示される指針値と本事業における予測結果を比較した結果、いずれの地点においても、昼間及び夜間ともに指針値以下となる予測結果になっております。</p> <p>ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>たように東西を計 16 基の風力発電機で囲まれることになり、その距離も 0.7～2.6km という近さです。東西の山上を 16 基の風力発電機に挟まれたとき、どのような騒音、低周波、超低周波音の被害をもたらすのか誰も確たることを言えないのではないのでしょうか。貴社の見解を伺います。</p> <p>本事業計画は以上申し述べたように、このまま進めるには様々な面で無理があります。本事業計画の責任者は事業の撤退を決断するときだと思えます。</p>	
112	<p>低周波の健康に対して不安が消えません。</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省)によると、風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回り、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった、ことが記載されております。</p> <p>また、低周波音の予測結果は、1～20Hz の超低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性である G 特性では、いずれの地点も 70dB を下回っており、ISO において超低周波音を感じ始めるとされる 100dB を十分に下回っています。F 特性における周波数帯別の予測結果について、「わからない」又は「気にならない」レベルと同程度、又はそれを下回る結果となっています。</p> <p>超低周波音、低周波音については、風力発電機からの特有な現象ではなく、自然環境にも存在するものであり、また、自動車からも出るなど我々の日常生活に普通に存在するものです。</p> <p>準備書に記載した予測結果は、これら日常生活中に存在する超低周波音、低周波音と大きく変わるものではなく、影響は小さいものと考えます。</p> <p>なお、供用後、地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p>
113	<p>健康への影響</p> <p>低周波及び超低周波音の人体（家畜等を含む）への影響に関する懸念がぬぐえない。</p> <p>風力発電施設の規模が巨大化するに伴う健康への影響評価がなされないまま進捗していることを危惧する。今回の計画では 4300kw という、おそらくこれまで人体が体験したことのない領域の巨大な発電施設ではないか。エビデンスの確かな予測を責任をもって示してほしい。健康被害への影響評価は予防原則の上からも最も重要な課題である。</p> <p>以上あらゆる分野においてもこの紫尾山系での風力発電は不適格地であり早々に計画を撤回されるよう意見申し上げます。</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省)によると、風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回り、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった、ことが記載されております。</p> <p>また、低周波音の予測結果は、G 特性では、いずれの地点も 70dB を下回っており、ISO において超低周波音を感じ始めるとされる 100dB を十分に下回っています。F 特性における周波数帯別の予測結果について、「わからない」又は「気にならない」レベルと同程度、又はそれを下回る結果となっています。</p> <p>超低周波音、低周波音については、風力発電機からの特有な現象ではなく、自然環境にも存在するものであり、また、自動車からも出るなど我々の日常生活に普通に存在するものです。</p> <p>準備書に記載した予測結果は、これら日常生活中に存在する超低周波音、低周波音と大きく変わるものではなく、影響は小さいものと考えます。</p> <p>なお、供用後、地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p>
114	<p>集落に近すぎ風車から出るスイッチ音、低周波音は今までにない音であるため、人、動物、植物などに大</p>	<p>風力発電機の稼働に係る騒音等について、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」(環境省)では、風車騒音の人への健康影響に関する研究につ</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>変なストレスになると考えられる。健康に対する不安がある。</p>	<p>いて、論文や各国政府機関による報告書等を中心に整理されており、風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる、と記載されています。同報告書を踏まえ定められた「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省）を基に、本事業による風力発電機が全基定格運転時から生じる騒音に対し評価を行ったところ、いずれの地点においても評価の基準とされる数値を下回る予測結果となっております。</p> <p>ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p>
115	<p>〈超低周波音〉の評価については、評価できる内容になっていないと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書ではG特性音圧レベルの調査結果を示している。 <p>現況音圧レベルは3日間の平均値としているが、平均ではなく、最低から最高値までわかりやすく時間ごとのデータを示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低周波（騒音も含む）が山にあたり反響することは検討しているのか。検討していないのであれば検討し報告すること。 ・方向が違う複数の風車からの騒音、超低周波が合算されて大きくなる可能性について検討し報告すること。 ・超低周波はどこまでどのレベルで届くのか検討し発表すること。 ・稼働後、住民から問い合わせ（苦情、被害の意味のようですが）がなければ、何もしないとしています。 <p>稼働前と後に、計画との相違点がないか説明し、住民や自治体からの質問と意見を聞くべき。</p> <p>※西地区の県道46号線沿線地域の騒音と超低周波音（低周波音（20～200Hz以下の音波）を含む）についてその中でも、騒音予測地点WNWF9とWNWF10に関係することについて。</p> <p>準備書の589から592ページに稼働に伴う騒音の予測結果が、598から601ページに超低周波についてのG特性音圧レベルの調査結果が記載されている。</p>	<p>各調査期間における1時間値は準備書の資料編に記載しております。</p> <p>超低周波音の予測にあたっては、波長が長く地形遮蔽による減衰がおこりにくいことから、地形は考慮しない計算を行っておりますが、騒音については、低周波音に比べ波長が短い周波数も含まれることから、地形を考慮した予測を行っております。また、予測に際しては、すべての風力発電機が稼働した場合を想定し計算を行っておりますので、予測結果はすべての風力発電機の影響を加えた値となっております。</p> <p>なお、風力発電機から発生する超低周波音について、「風力発電機から発生する騒音等への対応について」（環境省）によると、「20Hz以下の超低周波音については、諸外国においても、我が国での実測結果と同様に風力発電施設周辺地域の住宅でのレベルは一般的に感覚閾値を大きく下回るとされていた」と記載されています。</p> <p>WNW9及びWNW10の地区について、本事業による影響に対する予測を行った結果、評価基準とした値を下回る結果となっております。ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。</p> <p>事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p>
116	<p>また近くにある長島の風力発電では久留米大学の先生の調査で風力発電の騒音で睡眠障害が増えたとの調査も出ている。この準備書には健康被害が出るような騒音はでないような予測がされているが場所や風の状況によっては影響を受ける場所もあるのではないか。</p> <p>大きな音でなくても風車の音を不快に感じる住民はいると思うがそういった場所や住民には個別に対応してもらえるのか。</p>	<p>ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。</p> <p>事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p>
117	<p>騒音についてです。説明会や準備書にある騒音は一過性の騒音を含んでいると思います。「一過性騒音を除外した残留騒音プラス5デシベル」の考え方で評価した数値が示してありません。くわしく説明してください。また観測時間の長さは1時間なのでしょうか？また時間帯も不明です。特に夜間が気になります。</p> <p>騒音は一過性ではありません。あの大きな風車が廻っている音が想像できません。24時間の計測で示すべきだと</p>	<p>騒音調査にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月、環境省）（以下、測定マニュアル）という。）に準拠し実施しています。</p> <p>ご指摘をいただきました残留騒音の整理についても、「測定マニュアル」に準拠し、周辺での作業音や調査地点付近を通過した車のような一過性の音は除外した上で残留騒音として、環境騒音の調査結果を整理しています。また、調査時間についても、「測定マニュアル」に準拠し、</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>思います。これでは実感がわきません。環境にどのように影響するのかかわしく書いてください。住民に対して表示してください。</p>	<p>4 季毎に 3 日間 (72 時間)、合計 288 時間の調査を行っており、調査日や調査時間帯については準備書に記載しています。</p> <p>また、予測結果はいずれの地点においても「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省)に示される指針値を下回る予測結果となっております。ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p> <p>なお、風力発電機の稼働に伴う騒音の評価については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省)での評価を行うとともに、参考として、「騒音に係る環境基準(一般地域)」のうち、本地域は、環境基準による地域の類型指定はありませんが、仮に静音を要する地域として、「専ら住居の用に供される地域」の A 類型を当てはめて評価しています。また、各説明会において、説明資料の配布をさせていただいております。</p>
118	<p>〈騒音〉の評価については、評価できる内容になっていないと思う。</p> <p>睡眠障害が発生することを心配する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況値だが、騒音の評価では等価騒音レベルで記載されている。等価騒音レベルは自動車の通過等の一過性の騒音も含んでいる。 <p>環境省は評価の目安となる値の考え方として「自動車等の一過性騒音を除外した残留騒音プラス 5 デシベル」としている。</p> <p>この「一過性騒音を除外した残留騒音プラス 5 デシベル」の考え方で評価した数値を示してほしい。</p> <p>観測時間の長さは 1 時間か。その時間帯は何時から何時か。特に夜間が気になる。本来はグラフで、その変化を示すべき。</p> <p>46 号線の夜間の交通量は昼間より少なく、約 1 パーセントということであり、夜間は極めて静かになると思われる。等価騒音レベルは平均値であり、最も静かな数値を示すものではない。そのため、睡眠障害が発生することを心配する。</p> <p>騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ、地域評価編(道路に面する地域)を評価に利用しているか説明を。</p>	<p>騒音調査にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月、環境省)(以下、測定マニュアル)という。)に準拠し実施しています。</p> <p>ご指摘いただきました残留騒音の整理についても、「測定マニュアル」に準拠し、周辺での作業音や調査地点付近を通過した車のような一過性の音は除外した上で残留騒音として、環境騒音の調査結果を整理しています。また、調査時間についても、「測定マニュアル」に準拠し、4 季毎に 3 日間 (72 時間)、合計 288 時間の調査を行っており、調査日や調査時間帯については準備書に記載しています。</p> <p>また、予測結果はいずれの地点においても「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省)に示される指針値を下回る予測結果となっております。ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p> <p>なお、風力発電機の稼働に伴う騒音の評価については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省)での評価を行うとともに、参考として、本地域は、環境基準による地域の類型指定はありませんが、「騒音に係る環境基準(一般地域)」のうち、仮に静音を要する地域として、「専ら住居の用に供される地域」の A 類型を当てはめて評価しています。</p>
119	<p>風車の音についてですが、この地域は秋から冬にかけて北東から北西方向の強風の日が多くあり阿久根市の記録でも瞬間風速 10m/s を超える日が毎月 10 日間から 20 日間ほど記録されています。東郷町藤川地区の場合北よりの強風が吹けば地区南側は強風が吹き抜け計画地に近い北側は山かげで無風に近い状態となります。そのようなときの風切音は準備書にあるような同心円状には広がらないと思います。ローター径 130m 風切音がどの程度のもので山の反響や谷沿いの風の影響などはっきりわからない状態で建設しないでほしい。</p>	<p>一般的に広く用いられている手法として、低周波音は、波長が長く地形遮蔽による減衰がおこりにくいことから、地形は考慮しない計算を行っており、予測結果が同心円状に減衰していく様子となっております。一方で騒音については低周波音に比べ高い周波数も含まれていることから地形を考慮した計算を行っております。</p> <p>予測結果については、低周波音、騒音共に評価の基準とした値以下となる予測結果となっておりますが、ご懸念のとおり受け手側の感じ方が異なることも想定されることから、供用後地元住民の方から問い合わせがあった</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	計画地周辺は閑静な山間の地域です。そのような地域で生活してきた住民にとっては基準値以下の音量であっても人工的で一定周期で繰り返される羽根が風を切る音を聞かされるのはストレス以外何物でもありません。住民の静かな生活を壊さないでください。	場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。
120	風切音が何キロ先まで聞こえて、体に影響がないか心配です。	<p>準備書に記載した予測結果は、現在、設置を想定する機種について、風速により発生する騒音レベルが異なる中で、最大影響の風速を選定しています。また、全ての風力発電機が最大影響で稼働することを想定したものととなります。予測の結果、風力発電機からの騒音レベルは最大で38～39デシベルとなり、その他の地点も30デシベル前後となります。</p> <p>一方で、現地での騒音レベルの測定結果は、地点や季節、昼夜により異なりますが、風力発電機からの騒音レベルと同程度、又はこれを上回る値となっており、騒音レベルとしては、現在の周囲の騒音の方が大きく、風力発電機からの音は聞こえないことが多いと考えられます。</p> <p>また、健康影響については、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」（環境省）では、風車騒音の人への健康影響に関する研究について、論文や各国政府機関による報告書等を中心に整理されており、風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる、と記載されています。同報告書を踏まえ定められた「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省）を基に、本事業による風力発電機が全基定格運転時から生じる騒音に対し評価を行ったところ、いずれの地点においても評価の基準とされる数値を下回る予測結果となっております。</p> <p>ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。</p>

(4) 水源

No.	一般の意見の概要	事業者見解
121	水脈の変化や土砂崩れ、人家・人への影響などの懸念の質問に、多くの回答で「影響は限定的」というものでした。限定的とは具体的な程度を数値などのレベルで示すことなく、住民に楽観視させ錯覚を与えかねない非科学的な言葉です。影響の程度の説明はデータを提示し見える化するべきではないでしょうか。	<p>騒音や低周波音、水質については定量的な予測を行いその結果を説明させていただいておりましたが、その他一部内容については本事業特性を踏まえ定性的な説明をさせていただいておりました。一方で、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限定的と説明をさせていただいております。</p> <p>今後影響の程度などご説明させていただく際には、可能な限り資料を準備する等より皆様の理解が深まるよう努めます。</p>

(5) 動物・植物・生態系

No.	一般の意見の概要	事業者見解
122	造成地の施行による一般的な影響ということで作業ヤードとしての造成は必要最小限度にとどめる。また風力発電機の設置及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採や地形等の改変は必要最小限度にとどめる。とありますが、誰がどのように必要最小限度だと判断するのでしょうか？造成の施行による一時的な影響は上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施行による重要な植物、重要な植物への影響について実行可能な範囲内で回避又は	作業ヤードの造成計画については、風力発電機の基礎の大きさや風力発電機設置のためのクレーンの配置等を考慮し、必要最小限の範囲となるよう検討しています。取付道路についても風力発電機搬入に最小限必要な道路幅、勾配等もごございますので、地形等を考慮して最適で最小限なルート、道路幅となるように検討しております。今後、アセスの審査や保安林に関しては、所管の関係当

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>低減が図られているものと評価する。とありますが、キシマミドリシジミ、スギタニルリシジミ等の希少種の蝶・昆虫等の減少または絶滅、ムカシトンボは、既に絶滅したのでしょうか？評価したのは電源開発ですか。それとも委託されたアジア航測ですか？それとも私達住民ですか？住民の評価では決してないと思います。</p>	<p>局と協議を進めながら、本事業の計画を検討していきます。</p> <p>準備書に記載のとおり、現地調査では、キシマミドリシジミ、スギタニルリシジミ、ムカシトンボについては、いずれも生息を確認しており、当該地域では絶滅していません。準備書は、事業者である電源開発から、アジア航測に委託して作成していますが、各分野の専門家にヒアリングを行い、予測・評価の妥当性を確認した上で記載しています。</p>
123	<p>低周波音などによる人への健康被害はほぼないということであるが、可聴帯域の異なる動物に関しては影響がないとは言い切れない。</p> <p>しかし、風力発電は温暖化防止という“地球環境”のためを考えた事業であり、それによって“地域環境”にわずかながら悪影響が出るとしても、ある程度受容すべきであると思われる。</p>	<p>本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。</p> <p>低周波音などによる動物への影響については、既存の研究事例が確認できなかったため、ご指摘の点に回答は差し控えていただきますが、既に風力発電機が立地している地域においても、その周辺に各種動物が生息していることを確認しています。ただし、準備書記載のとおり、鳥類へのバードストライクや生息環境の減少などの影響が生じる可能性はあると認識しています。一方、地球温暖化が自然環境に大きな影響を及ぼしていると言われており、既に影響は顕在化しつつある中で、再生可能エネルギーの導入が一つの解決策となるものと考えています。</p> <p>本事業実施に際しては、これら両面からの影響を踏まえながら、よりより事業計画となるよう努めてまいります。</p>

(6) 動物（獣害）

No.	一般の意見の概要	事業者見解
124	<p>環境の変化によって動物の活動域も変化する事が考えられますが、それによって近隣の植生鳥獣害の悪化に対する計画を立てているか。</p>	<p>該当地域においては、既にシカ等が高密度で生息しており、農林業被害が発生していることを認識しています。弊社がこれまで建設した風力発電施設においても、当初同様のご懸念ご指摘を受けたことがありますが、結果として鳥獣被害が顕在化したという事例は確認されていません。本事業の実施により、鳥獣被害が悪化する可能性は小さいと考えていますが、今後更に被害が増すようであれば、獣害被害の軽減への対策についても住民の皆様のご意向も踏まえ、検討したいと考えております。</p>
125	<p>薩摩川内市の高江町、久見崎町の西方を走る久見崎青山町の林道沿いに、風力発電が、建設稼働している。(定格 2,300kw/h×12基) その羽根の廻る音、低周波を嫌い、イノシシが周辺の山裾に、下りて来て高江町の田園に、侵入し荒し廻っています。</p> <p>風力発電が建設される前は無かった事です。特に稲刈時の、その被害は甚大な物である。</p> <p>稲作農家は、電気柵を張り巡らし、侵入防止対策を取っておりますが、それでも侵入された所は臭いがキツく食用にならず、商品にならない為に廃棄処分しておりますが現状です。どおしても、風力発電を建設したいのであれば、紫尾山全体の山裾に電気柵等を設ける事が絶対条件になります。高江町は昔から高江三千石と云われ、穀倉地帯なのです。</p>	<p>該当地域においては、既にシカ等が高密度で生息しており、農林業被害が発生していることを認識しています。弊社がこれまで建設した風力発電施設においても、当初同様のご懸念ご指摘を受けたことがありますが、結果として鳥獣被害が顕在化したという事例は確認されていません。本事業の実施により、鳥獣被害が悪化する可能性は小さいと考えていますが、今後更に被害が増すようであれば、獣害被害の軽減への対策についても住民の皆様のご意向も踏まえ、検討したいと考えております。</p>
126	<p>山の上の動物が里に下りて来ることを心配しています。</p> <p>風車の風切音が谷に下ってこないのか心配です。</p>	<p>該当地域においては、既にシカ等が高密度で生息しており、農林業被害が発生していることを認識しています。弊社がこれまで建設した風力発電施設においても、当初同様のご懸念ご指摘を受けたことがありますが、結果として鳥獣被害が顕在化したという事例は確認されていません。本事業の実施により、鳥獣被害が悪化する可能性は小さいと考えていますが、今後更に被害が増すようであれば、獣害被害の軽減への対策についても住民の皆様のご意向も踏まえ、検討したいと考えております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		また、風車からの騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省）に示される指針値と本事業における予測結果を比較した結果、いずれの地点においても、昼間及び夜間ともに指針値以下となる予測結果になっております。ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。
127	風力発電の施設周辺は騒音や超低周波音が高くなる記載があるが人工的な騒音がするようになるとシカやイノシシなどが音を嫌い山からふもとに下りてくるのではないのか。 そうなるとうもとの害獣による農業被害が増加する恐れがあるので非常に困るのだが行動の予測調査は行わないのか。	風力発電設置に伴うイノシシやシカの農業被害の増加の有無については、予測評価を行っておりませんが、該当地域においては、既にシカ等が高密度で生息しており、農林業被害が発生していることを認識しています。弊社がこれまで建設した風力発電施設においても、当初同様のご懸念ご指摘を受けたことがありますが、結果として鳥獣被害が顕在化したという事例は確認されていません。本事業の実施により、鳥獣被害が悪化する可能性は小さいと考えていますが、今後更に被害が増すようであれば、獣害被害の軽減への対策についても住民の皆様のご意向も踏まえ、検討したいと考えております。

(7) 動物（哺乳類）

No.	一般の意見の概要	事業者見解
128	ブナ科の植物の実ドングリを食べて棲息している天然記念物のヤマネへの影響や、低減又は紫尾山系では絶滅に向かう可能性があることがほとんど考慮されていません。山には特有の生き物、植物があります。私たち人間の都合でその生態をおびやかすことは許されません。このような規模の大きいものを建造するために多くの動植物の生命を危険にさらすことは決してあってはならないと思います。	ヤマネに関しては、成熟した常緑広葉樹林7箇所を巣箱による現地調査を実施し、さつま町内1箇所を巣材（樹皮やコケ）を確認しています。確認箇所は対象事業実施区域外であり、改変区域を含む対象事業実施区域内には、巣箱を多数架けて確認を試みたものの、確認はありませんでした。また、生息適地となり得る常緑広葉樹林の調査範囲内の面積1310.5haに対し、その改変面積は34.8haで、改変率は2.6%にとどまります。これらのことから、事業によるヤマネへの影響は小さいものと予測しています。調査・予測結果の妥当性に関しては、哺乳類の専門家にも確認しています。本事業が紫尾山系の動植物に全く影響を及ぼすことはないとは言いきれませんが、可能な限り生息環境の保全を図りつつ、事業を進めてまいりたいと考えています。

(8) 動物（コウモリ類）

No.	一般の意見の概要	事業者見解
129	1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「電源開発株式会社」及び委託先「アジア航測株式会社」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	環境影響評価準備書に対していただいたご意見につきましては、環境影響評価法第二十一条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理することといたしますが、要約しないことを明記いただいたご意見につきましては、要約せずに記載することとします。ただし、わかりやすい図書とする観点から、意見の掲載順につきましては、一部変更を加えております。
130	2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？	使用する風力発電機は確定していませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレーキを掛けないで空回りする状態）となり、発電時のように回転することはありません。
131	3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？	本事業で採用する風力発電機の機種はまだ確定はしておりませんが、カットイン風速値を任意に変更できるか

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		否かにつきましては、メーカーの仕様によりますので、機種によって異なります。
132	4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	弱風時のフェザリングは実行可能です。
133	5. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がパットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	本環境影響評価準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に専門家意見を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。しかし、予測の不確実性を鑑みたと事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。
134	6. コウモリ類の保全措置について 2020年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。 よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)	本環境影響評価準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に専門家意見を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。しかし、予測の不確実性を鑑みたと事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。
135	7. P1106 ヤマコウモリの予測結果（ブレード・タワーへの接近・接触）が不適切1 本種は（中略）風速が3m/s以上になると出現頻度が増加する傾向がみられた。したがって、風力発電機の回転に伴う減圧域への接近を含め、ブレード・タワーへの接近・接触による個体の死傷等の影響が生じる可能性がある。ただし、本種の音声データが西地区の7倍多く確認された東地区については、風力発電機の設置基数を大幅に削減していること、さらに、環境保全措置として、餌となる昆虫類の夜間に誘引する可能性のあるライトアップを実施しないことから、ブレード・タワーへの接近・接触を低減できるものと予測する」とある。 事業者は「東地区」では基数を削減する保全措置をしたが、「西地区」では保全措置をしないつもりか。保全措置の検討過程が主観的であらまいだ。保全措置のチェリーピッキング（つまみぐい）は「適切とは言えない」。	西地区においても、環境保全措置として風車のライトアップを行わないことにより、コウモリ類の餌となる昆虫類の誘引を減らし、コウモリ類の風車ブレードへの接近・接触の影響を低減できるものと予測しております。
136	8. P1106 ヤマコウモリの予測結果（ブレード・タワーへの接近・接触）が不適切2 「本種は（中略）風速が3m/s以上になると出現頻度が増加する傾向がみられた。したがって、風力発電機の回転に伴う減圧域への接近を含め、ブレード・タワーへ接近・接触による個体の死傷等の影響が生じる可能性がある。ただし、本種の音声データが西地区の7倍多く確認された東地区については、風力発電機の設置基数を大幅に削減していること、さらに、環境保全措置として、餌となる昆虫類の夜間に誘引する可能性のあるライトアップを実施しないことから、ブレード・タワーへの接近・接触を低減できるものと予測するとある。 「風力発電機の基数を大幅に削減し、ライトアップを実施しないことから、ブレード・タワーへの接近・接触	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成27年）では、「ライトアップが昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意することが望ましい。」とあります。これを踏まえ、ライトアップを行わないことにより、コウモリ類の風車への接近・接触の影響は低減できるものと考え、準備書に記載しました。一方で、No.139のご意見のとおり、ライトアップは影響が生じる要因を避けることになるため、評価書においては、影響の回避として整理することとします。なお、事後調査によりコウモリ類の死骸が確認された場合、専門家のご意見や最新の知見等を踏まえ、追加的な調査や環境保全措置を検討します。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>を低減できる」との主張だが、「風力発電機の基数を削減し、ライトアップをしていない施設」においてバットストライクは発生している※1～9。</p> <p>よって、本準備書に記載しているコウモリ類の予測は「適切とはいえない」。</p> <p>※1 45 個体（4 種、1～32 個体）、2015, 07 までに調べた6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11, 2017）</p> <p>※2 ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌 (11、2018) 静岡県</p> <p>※3 ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※4 コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p> <p>※5 コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※6 ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※7 ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道</p> <p>※8 ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※9 ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ）1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価書」（令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p>	
137	<p>9. P1108 ヒナコウモリ科の予測結果（ブレード・タワーへの接近・接触）が不適切 1</p> <p>「本種は（中略）風力発電機の回転に伴う減圧域への接近を含め、ブレード・タワーへ接近・接触による個体の死傷等の影響が生じる可能性がある。しかし、フルスペクトラム方式バットディテクターで記録したヒナコウモリ科の音声データのうち、西地区では 94.7%（2,726 回/2,878 回）、東地区では約 93.6%（5,044 回/5,387 回）は風車ブレードの回転域よりも低空の高度 10m 帯における確認であったため、風車ブレードの接触（衝突）の影響は小さいと考えられる。さらに環境保全措置として、餌となる昆虫類の夜間に誘引する可能性のあるライトアップを実施しないことから、ブレード・タワーへの接近・接触を低減できるものと予測する」とある。</p> <p>しかし、逆を言えば、西地区では 5.3%（152 回/2,878 回）、東地区では 6.4%（343 回/5,387 回）は風車ブレードの回転内で確認されており、個体が死亡する、ということだ。事業者は追加的な環境保全措置をするべきである。</p>	<p>コウモリ類のブレード、タワーへの接近・接触の影響については、バットディテクターにより取得した音声データを基に種同定や個体数の推定を行っているため、予測には不確実性を伴います。したがって、事後調査を実施し、事後調査によりコウモリ類への影響が著しいものと判断された場合は、専門家のご意見や最新の知見を踏まえ、追加的な調査や環境保全措置を検討します。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>しかし、本事業者は、「できる限りの保全措置をするつもりがない。よって本準備書の内容は「適切とは言えない」。</p>	
138	<p>10. P1108 ヒナコウモリ科の予測結果（ブレード・タワーへの接近・接触）が不適切？</p> <p>「本種は（中略）風力発電機の回転に伴う減圧域への接近を含め、ブレード・タワーへ接近・接触による個体の死傷等の影響が生じる可能性がある。しかし、フルスペクトラム方式バットディテクターで記録したヒナコウモリ科の音声データのうち、西地区では94.7%（2,726回/2,878回）、東地区では約93.6%（5,044回/5,387回）は風車ブレードの回転域よりも低空の高度10m帯における確認であったため、風車ブレードの接触（衝突）の影響は小さいと考えられる。さらに環境保全措置として、餌となる昆虫類の夜間に誘引する可能性のあるライトアップを実施しないことから、ブレード・タワーへの接近・接触を低減できるものと予測する」とある。</p> <p>しかし「ライトアップをしていない施設」においてバットストライクは発生している※1～9。</p> <p>よって、本準備書に記載しているコウモリ類の予測は「適切とはいえない」。</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成27年）では、「ライトアップが昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意することが望ましい。」とあります。これを踏まえ、ライトアップを行わないことにより、コウモリ類の風車への接近・接触の影響は低減できるものと考え、準備書に記載しました。一方で、No.139のご意見のとおり、ライトアップは影響が生じる要因を避けることになるため、評価書においては、影響の回避として整理することとします。なお、事後調査によりコウモリ類の死骸が確認された場合、専門家のご意見や最新の知見等を踏まえ、追加的な調査や環境保全措置を検討します。</p>
139	<p>11. 「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げたが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「バットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。影響の「回避」と「低減」の定義及び引用文献名をそれぞれ述べよ。</p>	<p>「回避」はある行為をしないことで影響を避けること、「低減」はある行為とその実施に当たり規模や程度を制限して影響を最小化することを指します。</p> <p>準備書においては、ライトアップを行わないことにより、コウモリ類の風車への接近・接触の影響は低減できるものと考え、準備書に記載しました。一方で、ご意見のとおり、ライトアップは影響が生じる要因を避けることになるため、評価書においては、影響の回避として整理することとします。</p>
140	<p>12. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の死骸探索調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）につきましては、事後調査に定める月二回の調査は現地調査経験を積んだ生物調査員が行う計画です。また、その他に、風力発電機の定期点検時に事業者の実行可能な範囲で可能な限り多くの情報収集に努めたいと考えております。なお、詳細な調査手法等は、専門家等のご意見を踏まえ検討します。</p>
141	<p>13. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。また、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等にご助言をいただきながら、検討・実施するとともに、その結果について、報告書として公表します。</p>
142	<p>14. コウモリ類の死骸探索調査について</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、</p> <p>①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日以上 の調査を毎月2回以上の頻度で行うこと。</p> <p>② 死骸探索調査は日の出より開始すること。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）につきましては、事後調査に定める月二回の調査は現地調査経験を積んだ生物調査員が行う計画です。また、その他に、風力発電機の定期点検時に事業者の実行可能な範囲で可能な限り多くの情報収集に努めたいと考えております。なお、詳細な調査手法等は、専門家等のご意見を踏まえ検討します。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
143	<p>15. コウモリ類の死骸探索調査について2</p> <p>前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば（定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが）、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。</p>	<p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）につきまして、風力発電機の定期点検時に生物調査員以外が死骸の確認を行う際には、事前に生物調査員による調査方法の講習を行った上で実施する計画です。また、コウモリ類の死骸消失率につきましては、実験を行うためのコウモリ類の死骸の入手が困難であることから、下記の資料にある小型鳥類の死骸消失率を参考にすることとします。平成26年度～平成28年度成果報告書 順応的管理手法の開発（NEDO、平成29年）</p>
144	<p>16. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること</p> <p>コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	<p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）につきましては、事後調査に定める月二回の調査は現地調査経験を積んだ生物調査員が行う計画です。また、その他に、風力発電機の定期点検時に事業者の実行可能な範囲で可能な限り多くの情報収集に努めたいと考えております。なお、詳細な調査手法等は、専門家等のご意見を踏まえ検討します。</p>
145	<p>17. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No. 6」, (http://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>コウモリ類の活動量と気象条件との関係性は、本環境影響調査において、風況観測塔にフルスペクトラム方式バットディテクターを取り付け、年間の音声データを取得することで把握しており、その結果を基に予測評価を行っております。結果として、衝突のリスクは著しく大きいものではないと判断した上で、予測結果に不確実性を伴うことから事後調査を実施することとしています。</p> <p>バットストライクに関する事後調査結果については、上記の調査によって得られたコウモリ類の種毎の活動量と気象条件の相関関係を基に、バットストライクの内容及び発生時の気象条件等を踏まえた分析を行います。また、この分析結果によって、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家の助言を得て、追加の環境保全措置を講じることとしています。</p>

(9) 鳥類（希少猛禽類）

No.	一般の意見の概要	事業者見解
146	<p>また、クマ鷹の生育地域が気になるころではありますが、ここは国の判断に委ねます。</p>	<p>クマタカの生息状況、影響予測については、準備書に記載しています。今後、鹿児島県、環境省、経済産業省による審議がなされます。これら審議に基づく意見や勧告等も踏まえ、必要に応じて事業計画の見直し等について検討します。</p>
147	<p>今回の準備書で明らかになった。森林生態系の鳥類の頂点に位置する「クマタカ」が23つがいも棲み付いていることに驚いています。空を飛ぶ鳥の平和と調和ある美しい姿と、あるがままの自然が残る紫尾山系に、人間の欲望の塊と想へる、「紫尾山系の風力発電建設計画」なるものが、ドカドカと泥足を踏み込んで来る足音が追っている様に思います。この調和ある自然な麓に生を授かった私達は、未来永劫この自然を守っていく使命を抱いて生活しています。自然を利用した再生エネルギーの風力発電が自然を損なうことがあっては本末転倒である。このような観点から、この計画はとて受入れがたく、貴社自らこの計画を撤回して中止していただきたい。</p>	<p>クマタカへの影響予測については、準備書に記載しており、その中で、多くのつがいに対しては、大きな影響はないと考えられるが、2つがいに対しては、ケースによっては影響が生じる可能性があること、ただし、科学的知見の蓄積が十分でないことから、予測には不確実性を伴うことを記しています。これを踏まえ、クマタカを含む鳥類の事後調査を計画しており、その結果を基に、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。このような措置により、本地域のクマタカの個体群の保全は可能と考えています。</p>
148	<p>紫尾山は平安時代に編纂された歴史書「日本三大実録」にも記載がある山で、その時代、東の「高野山」、西の「紫</p>	<p>クマタカへの影響予測については、準備書に記載しており、その中で、多くのつがいに対しては、大きな影響</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>尾山」と呼ばれていた山です。太古よりこの山系の麓で暮す住民は、この山を神として崇めて現代に至っていますが、その化身として、山系の鳥類の王者「クマタカ」が生息していることを承知しており、「紫尾山には手を付けるな、汚すな」として、その思想は今も息付いています。今回の準備書で山系には、合計で23ツガイが、居ることが分かりました。その生息数を確認していただいた事には感謝しています。いかに豊かな自然が保たれ残っていることが明らかになりました。これを踏まえ、この山系に、これ以上、人の手が入ること（風車建設）は、クマタカの聖域を脅かすことになり、絶滅を危惧します。御社の英断をもって森林の王者クマタカがこれからも末永く棲めることを願い意見として、この計画を撤回して中止してください。</p>	<p>はないと考えられるが、2つがいに対しては、ケースによっては影響が生じる可能性があること、ただし、科学的知見の蓄積が十分でないことから、予測には不確実性を伴うことを記しています。これを踏まえ、クマタカを含む鳥類の事後調査を計画しており、その結果を基に、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。このような措置により、本地域のクマタカの個体群の保全は可能と考えています。</p>
149	<p>国道504号北薩横断道路建設に際して、県の猛禽類検討委員会が開催され、生息地保全のためのルート設計変更が行われました。</p> <p>トンネル工事さえ、クマタカの生息に影響があると判断されたわけですが、住民説明会で、本当に大丈夫なのかと質問に対しては「大丈夫です」という様な返事しかありませんでした。</p> <p>本当に大丈夫なのでしたら、どういうエビデンスにもとづいての判断なのかをお答えください。</p>	<p>クマタカへの影響予測については、準備書に記載の現地調査結果、各種文献情報に基づき実施しており、調査結果、及び、予測結果については専門家等へご説明し、ご助言を踏まえて見直しを行うなどによりその妥当性を確保しています。ただし、準備書にも記載のとおり、科学的知見の蓄積が十分でないことから、予測には不確実性を伴うことを認識しており、この点に関しては、事後調査を実施することにより、検証することとしています。</p>
150	<p>鳥類の調査は良くなされており、その数は合計16目45科130種確認されているが、改めて予想どおり紫尾山系の自然環境の豊かさ、多様性を感じる。</p> <p>更に、森林生態系の頂点にある、「クマタカ」の存在と生息数の多さには驚く。</p> <p>言うまでもなく、保護しないと絶滅する危険性が（大）として、レッドリストの絶滅危惧IB類及び、種の保存法により、国内希少野生動物種に指定され、その個体と生息域を保存保護することが定められているところだが、その数は事業区域内で、13つがい（東地区5つがい・西地区8つがい）も確認された。更に現地調査に於いて、個体識別を行った結果、23つがい・ペアが、確認されたとありただ驚くのみである（P773）</p> <p>御社は、クマタカ的环境保全として、出来るだけ影響の少ない風車の配置を検討しているが、そんな安易なレイアウト変更だけで、果たして彼等の生息域の保全・保護が可能だろうか。「木を見て森を見ず」の格言があるが、紫尾山系の生態系全体像（森）を見ないと、保存保護は不可能である。</p> <p>現実に四国徳島のウィンドファームで、風車完成後クマタカのつがい営巣を放棄した実態を野鳥の会が指摘しているが、何のための種の保存法やレッドリストなのか、これらに準拠して、建設計画そのものを見直し、白紙に戻した上で、御社・行政・学識専門家・地元を含めて検討を行い計画を立て直すべきである。</p>	<p>現地調査の結果、本地域のクマタカ各つがいの行動圏は、概ね大きな尾根を境界としており、尾根よりも谷近くでの飛翔が多いことがわかりました。このような現地調査結果を踏まえ、風車設置個所について、できる限り各つがいの行動圏の境界付近に配置すること、風車ブレードの高さ付近の飛翔が多い箇所を避けた配置とすることとしました。これらの環境配慮により、準備書の予測では、多くのつがいに対しては、大きな影響はないと考えられるが、2つがいに対しては、ケースによっては影響が生じる可能性があること、ただし、科学的知見の蓄積が十分でないことから、予測には不確実性を伴うことを記しています。これを踏まえ、クマタカを含む鳥類の事後調査を計画しており、その結果を基に、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。このような措置により、本地域のクマタカの個体群の保全は可能と考えています。</p>
151	<p>定点調査で、クマタカの繁殖地周辺で（13つがい）程度が棲息している可能性とありますが、それを踏まえ、出来るだけ影響の少ない風車配置を検討したとなっているようですが、建設前の樹木の伐採、道路作り、建設に伴う音響、建設後の羽根を含む全体像、又、羽根が廻る音でクマタカが驚かない筈も無く、その後の繁殖に絶対的な影響を与える事、間違い無いだろう。</p> <p>希少なクマタカを保護する観点から見て、建設中止を功に望みます。</p> <p>事後調査は何の意味もないでしょうから。</p>	<p>工事に際しての環境保全措置として、「クマタカの営巣地が近接する場合、繁殖への影響が大きい時期の周辺工事の工程を調整すること」としており、極力工事の影響が少なくなるよう配慮いたします。また、クマタカへの影響予測については、準備書P.1602～1604に記載しており、その中で、多くのつがいに対しては、大きな影響はないと考えられるが、2つがいに対しては、ケースによっては影響が生じる可能性があること、ただし、科学的知見の蓄積が十分でないことから、予測には不確実性を伴うことを記しています。これを踏まえ、クマタカを含む鳥類の事後調査を計画しており、その結果を基に、専門</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。このような措置により、本地域のクマタカの個体群の保全は可能と考えています。</p>
152	<p>クマタカの生息への影響について 貴社による希少猛禽類調査の結果では、対象事業実施区域（以下、計画地という）の内外において2461例23ペアのクマタカの行動を周年で確認しており、計画地およびその周辺はクマタカにとって好適な生息環境であることを貴社自ら示しています。</p> <p>クマタカは風力発電施設（以下、風車という）の設置後に風車に衝突死するバードストライク（浦 2015）および繁殖等が阻害される生息地放棄（日本野鳥の会 2020）がすでに国内で確認されています。そのため、貴社が計画通り風車を建設すると、計画地とその周辺において複数のクマタカでバードストライク、または生息地の放棄が生じる可能性があります。貴社の調査結果では高度Mでの本種の確認が多かったことから、特にバードストライクの発生確率が高くなることを懸念します。</p> <p>そのため、環境省により国内希少野生動植物種および絶滅危惧IB類に指定されるクマタカの保護の観点から、計画地内におけるクマタカの営巣地およびその周辺で行動が確認されている場所での風車の建設を取り止めるべきです。また、風車の影響によりクマタカの行動圏に変化が生じる可能性があることから、事後調査の対象として位置づける必要があります。</p>	<p>ご指摘のとおり、クマタカについては、風車への衝突の懸念があることから、年間衝突個体数の推定を、環境省モデル及び球体モデルの2つの手法で実施しています。その結果、予測対象とした13ペアのうち、11ペアに対しては大きな影響はないが、2ペアにおいて、ケースによっては影響が生じる可能性があること、ただし、科学的知見の蓄積が十分でないことから、予測には不確実性を伴うことを準備書に記載しています。これを踏まえ、バードストライクに関する事後調査を計画しており、その結果を基に、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。このような措置により、本地域のクマタカの個体群の保全は可能と考えています。</p> <p>また、「風車の影響によりクマタカの行動圏に変化が生じる可能性があることから、事後調査の対象として位置づけることが必要です。」とのご意見ですが、確かに行動圏に変化が生じる可能性は否定できません。しかしながら、個々のつがいの行動圏が変化したとしても、採餌適地の分布と各ペアの行動圏の関係、及び、営巣適地の分布と各ペアの行動圏の関係より、周辺の未利用の採餌適地及び営巣適地を利用することが可能であるため、行動圏の変化が当該地域の個体群の存続に大きな影響を及ぼすことはないものと考えており、事後調査については計画していません。</p>
153	<p>環境保全と諸々の見地からの意見 生物多様性保全とクマタカ 計画地は類まれな生態系と原生的な植生を残す貴重な動植物の多産する地域である。</p> <p>特に種の保存法に係る、国内指定種のクマタカの自生地として極めて厳格に生息環境の保全が求められる。この地域に巨大な風力発電施設を建設すること自体がそもそも無謀であり、生物多様性保全の観点からも許されない。</p>	<p>ご指摘のとおり、クマタカは国内希少野生動植物に指定されており、生息環境の保全が求められています。クマタカへの影響予測については、準備書P.1602～1604に記載しており、その中で、多くのつがいに対しては、大きな影響はないと考えられるが、2つがいに対しては、ケースによっては影響が生じる可能性があること、ただし、科学的知見の蓄積が十分でないことから、予測には不確実性を伴うことを記しています。これを踏まえ、クマタカを含む鳥類の事後調査を計画しており、その結果を基に、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。このような措置により、本地域のクマタカの個体群の保全は可能と考えています。</p>
154	<p>クマタカがプロペラにあたった場合それに対して会社としてちゃんとした対策を取っていただけるのですか。（天然記念物ですよ）</p>	<p>鳥類の風力発電機への衝突については、準備書の予測において年間の衝突個体数を推定するとともに、事後調査で確認することを計画しています。クマタカについては、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧IB類に選定されるなど、絶滅が危惧される種であり、種の保全のためには、当該地域の個体群の保全が重要であると認識しています。当該地域のクマタカの個体群の保全という目標に鑑みて、上記の事後調査結果について評価し、その結果次第では、必要に応じて追加の環境保全措置を実施します。なお、クマタカは、当該地域において天然記念物に指定されていません。</p>
155	<p>現在”くまたか”も飛んで（住んで）いるが、絶滅の危険と他の鳥などのバードストライクもおこるのではないか。</p>	<p>バードストライクについては、準備書の予測において年間の衝突個体数を推定していますが、科学的知見の蓄積が十分でなく、予測には不確実性を伴うことから、事後調査で確認することを計画しています。</p>
156	<p>サンバの生息への影響について 貴社による希少猛禽類調査の結果では、計画地の内外において環境省版レッドリストの絶滅危惧II類のサン</p>	<p>サンバの確認位置につきまして、本準備書には月別の確認位置を示しておりませんが、サンバの繁殖期に該当する5～7月には22例確認されており、そのうち対象事</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>バが繁殖期に行動していることを確認しており、計画地およびその周辺はサシバにとって好適な繁殖環境であることを貴社自ら示しています。</p> <p>サシバは近年、個体数が非常に減少しており（環境省2013）、保護が急務とされている鳥類です。貴社が計画通り風車を建設すると、計画地およびその周辺においてサシバがバードストライクまたは生息地放棄が生じる可能性があります。貴社の調査結果では高度 M での確認が多かったことから、特にバードストライクの発生の確率が高くなることを懸念します。</p> <p>そのため、サシバの保護の観点から、計画地内におけるサシバの営巣地およびその周辺で行動が確認されている場所での風車の建設を取り止めるべきです。</p>	<p>業実施区域内では 10 例確認されております。また、現地調査結果から、渡り時期以外の繁殖期におけるサシバの年間衝突個体数を算出したところ、環境省モデルで約 0.018 個体/年、球体モデルで約 0.045 個体/年という推定値となり、風力発電機が 20 年間稼働した場合の衝突個体数が 1 個体に満たない推定結果となったため、バードストライクの影響は小さいものと予測しております。</p>

(10) 鳥類（ツル類）

No.	一般の意見の概要	事業者見解
157	<p>野鳥が方向を決めるのに 3 型あるという。太陽光線に反応するもの、月や星明かりに反応するもの、そして“つる”たちのように地磁気に反応して方角を決めるもの。紫尾山系に 150 基以上の風力発電機を設置すれば多分に地磁気に影響を与える。江内に飛来する“つる”たちは方角を間違えて他の地で越冬するのではないか。</p>	<p>出水平野に飛来するツル類は、繁殖地である中国やシベリアから何千キロもの距離を渡ってきます。世界で風力発電導入量 1 位の中国では、ツル類の繁殖地や渡り経路上に大規模な風力発電施設が稼働しております。そのなかでも毎年一定数のツル類が出水平野に越冬に来ていることから、本事業の風力発電機により地磁気に影響が生じ、渡りの方角が変わる可能性は低いと考えております。</p>
158	<p>ツル類の移動分散について</p> <p>貴社による一般鳥類調査の結果では、計画地の内外において環境省版レッドリストの絶滅危惧 II 類であるマナヅルやナベヅルなどのツル科鳥類（以下、ツル類という）の飛翔行動を確認しており、計画地およびその周辺はツル類の移動分散の経路になっていることを貴社自ら示しています。また、事業予定地の南に流れている川内川の上流から下流までツル類の越冬地が川沿いに点在しており、さらに南側の南さつま市にも越冬地があることを当社は確認しています。これらのことから、越冬地および中継地である出水平野からこれら南側の越冬地への移動経路上および新たな分散先を探す際の移動経路上に当該事業の計画地が存在していると考えられます。</p> <p>貴社の調査結果によると、計画地およびその周辺では高度 M での飛翔が多いことから、計画通り風車を建設すると、計画地およびその周辺においてバードストライク、または移動経路が変わる障壁影響が生じる可能性があります。</p> <p>環境省は 2020 年度から出水平野で越冬するツル類に対する給餌量の削減を実施し分散の促進事業が稼働し始めるなど、関係各者はツル類の集中的な越冬地からの分散を促しているところですが、貴社による風車の建設により生じる影響により、ツル類の越冬地への移動や分散を阻害する可能性があります。そのため、ツル類の分散経路等の確保の観点から、ツル類の飛翔が確認された場所での風車の建設を取り止めるべきです。</p> <p>なお、貴社はツル類の飛翔状況については 10/30～11/1 および 1/10～1/13 しか調査していませんが、1 月下旬から 3 月中旬までの春期の移動時期も調査を行い、計画地およびその周辺でのツル類の飛翔状況を詳細に把握すべきです。</p>	<p>ご指摘を頂いたとおり、本調査において、対象事業実施区域内を南方向へ飛翔するツル類が確認されておりますが、竹内（2017）によると、ツル類と体サイズが類似する大型水禽類であるガン・ハクチョウ類について、風力発電施設に対する回避率が約 99% という研究成果が紹介されております。したがって、ツル類につきましても風力発電施設に対する回避能力が高いと考えられ、バードストライクの影響は小さいものと予測しておりますが、予測には不確実性を伴うため。バードストライクに関する事後調査を計画しています。調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家の助言を得て、追加の環境保全措置を講じることとしています。</p> <p>また、移動の障壁の影響につきましては、環境保全措置として、対象事業実施区域内において多くの渡り鳥が移動経路として利用していた地域を極力避けることとし、風力発電機の配置の変更を行いました。</p> <p>ツル類の越冬地への移動や分散を阻害する可能性については、上記のバードストライク及び移動の障壁の影響と同様の要因から生じるものと考えられるため、上述の各環境保全措置により、対応できているものと認識しています。</p> <p>また、現地調査につきまして、ツル類調査（10 月に 2 日間、11 月に 4 日間、12 月に 2 日間）以外でも、一般鳥類調査、希少猛禽類調査及び渡り鳥調査においてツル類の確認に努めており、ツル類の春季の飛去期に該当する 1 月に 9 日間、2 月に 6 日間、3 月に 10 日間のツル類の飛翔状況の把握を行いました。</p>
159	<p>質問、意見：ツル類の飛来地は荒崎地区が指定時の本来的な地域であり、東干拓地は付け足されたものである。この数年、飛来地でのねぐら（荒崎と東干拓地）が密集</p>	<p>ツル類の紫尾山越えの実態把握につきましては、ツル類調査だけでなく、希少猛禽類調査や渡り鳥調査の実施期間中にもツル類の確認に努めました。また、ご意見を頂いた通り、現在ツル類の飛来地分散化の取り組みが行</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>してきており、ねぐらならびに飛来地の分散化が、ツル保護にあたっての重要課題のひとつになっている。</p> <p>保護実務をおこなっている環境省、出水市などの担当者の直面事項である。</p> <p>この飛来地（ねぐら）から紫尾山系を超えて南方面、東方面に動いていることは、それなりに知られており、本『準備書』においても観察記録として「1020 ページ図 10.1.4-11 ツル類確認位置」に明示してある。</p> <p>この図には「マナヅル 19 個体」が明記してあり、ツルの飛行高度は M（ブレード回転域）が多数となっている。ツルの山越えは、尾根すれすれであることは、朝、夕の群れ飛行行動を見ていれば納得できる事柄である。</p> <p>ツルの分散化の段取りのひとつとみられる「紫尾山越え」の実態把握は、必要である。</p> <p>したがって、この「準備書」で検討している「紫尾山系」の稜線あたりでの「風車」建設は、すべて取りやめるべきである。</p>	<p>われていることから、ツル類の紫尾山を越える移動が増える可能性も考えられますので、風力発電機建設によるツル類への影響が著しい結果となった場合は、専門家等のご助言やご指導をいただき、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。</p>
160	<p>質問、意見：この数年、渡来地でのねぐら（荒崎と東干拓地）が密集してきており、ねぐらならびに渡来地の分散化が、ツル保護にあたっての重要課題のひとつになっている。この渡来地（ねぐら）から紫尾山系を超えて南方面、東方面に動いていることは、それなりに知られており、本「準備書」においても 361 ページ「専門家等への意見聴取の内容」において「個人研究家①（鳥類）2020 年 11 月 4 日」「ツル類は海岸近くを移動することが多いようであるが、薩摩川内市楠元に来るツルについては、山越えする可能性がある」と「個人研究家②（鳥類）2020 年 11 月 4 日」「ツル類の主要な飛来地は出水市の東干拓地であるが、川内川南部の薩摩川内市の平野部にも飛来する。対象事業実施区域内を南北に飛行しているツル類は出水市と薩摩川内市を行き来している個体であると考え」と二人の意見が示してある。</p> <p>ツルの分散化の段取りのひとつとみられる「紫尾山越え」の実態把握は、必要である。したがって、この「準備書」で検討している「紫尾山系」の稜線あたりでの「風車」建設は、すべて取りやめるべきである。</p>	<p>ツル類の紫尾山越えの実態把握につきましては、ツル類調査だけでなく、希少猛禽類調査や渡り鳥調査の実施期間中にもツル類の確認に努めました。また、ご意見を頂いた通り、現在ツル類の飛来地分散化の取り組みが行われていることから、ツル類の紫尾山を越える移動が増える可能性も考えられますので、風力発電機建設によるツル類への影響が著しい結果となった場合は、専門家等のご助言やご指導をいただき、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。</p>
161	<p>出水はツルの渡来地として、またその数が多いことが著名です。1 月 11 日の羽数調査で 1 万 7315 羽観測されました。歴代最多が確定しました。渡来地は荒崎地区が指定時の本来的な地域であり、東干拓地は付け足されたものです。この数年、渡来地でのねぐら（荒崎と東干拓地）が密集してきており、ねぐらならびに渡来地も分散化がツル保護にあたっての重要課題のひとつになっています。保護実務をおこなっている環境省、出水市など担当者の直面課題となっています。この渡来地から紫尾山系を越え南方面、東方面に動いていることは知られています。</p> <p>ツルの山越えは、尾根のすれすれであることは、朝夕の群れ飛行行動を見ていれば納得できます。ツルの分散化の段取りのひとつとして「紫尾山越え」の実態把握は必要だと思います。ですからこの紫尾山系の稜線あたりでの風車建設は全て取りやめてください。言わずとした、ツルは天然記念物です。</p>	<p>ツル類の紫尾山越えの実態把握につきましては、ツル類調査だけでなく、希少猛禽類調査や渡り鳥調査の実施期間中にもツル類の確認に努めました。また、ご意見を頂いた通り、現在ツル類の飛来地分散化の取り組みが行われていることから、ツル類の紫尾山を越える移動が増える可能性も考えられますので、風力発電機建設によるツル類への影響が著しい結果となった場合は、専門家等のご助言やご指導をいただき、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。</p>
162	<p>世界的な鶴（ツル）類の越冬地、出水平野のツル類に付いても、紫尾山系の尾根・稜線を超えて、山系の東側・南側を往来していることが明らかになった。両地区ともに、区域内で 2019 年 10 月～2020 年 3 月までの 6 ヶ月間で往来したツルは 124 個体に上った。越冬地より直線で南東約 30km に位置する、私の住んでいる自宅近くで、夕</p>	<p>ツル類の紫尾山越えの実態把握につきましては、ツル類調査だけでなく、希少猛禽類調査や渡り鳥調査の実施期間中にもツル類の確認に努めました。また、ご意見を頂いた通り、現在ツル類の飛来地分散化の取り組みが行われていることから、ツル類の紫尾山を越える移動が増える可能性も考えられますので、風力発電機建設による</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>刻暗くなった上空より、クックルー・クックルー・クルー・クルーとツルの鳴き声を過去、数回その群の声を聞いた経験がある。ツル渡来の今シーズンの去る、2020（令和2）年11月3日（火）午後6時半頃、私の携帯電話に同じ町内の中津川地区に居住する友人より、「今、自宅の上空にツルが来て、さかんに鳴いている」と情報があった。後にGPSで位置を確認したところ、東経130°32'27"・北緯31°54'34"付近であり、北面の強い風に流されて到達したものと、推察され、この件については保護関係者へ報告済みとなっている。</p> <p>今シーズンのツル類の越冬数は、過去最高数となる17,315羽（2020.12.5）を記録しているが、この数量は「痛し痒し」の状況で、鳥インフル発生が懸念されるとして、出水平野に駐在する環境省の中村保護官は、「ツルの渡来数は多すぎる、分散化が必要だ」とコメントしている。ツルの一極集中を緩和し、分散化は喫緊の課題であろうが、分散化の方策として最も身近な鹿児島県内への分散化が適切であると考え。ツルがこの山系を往来している実情からすると、風車の林立は彼等にバードストライクをもたらす危険性が大きいと判断されるので、分散化推進の大きな障害となることを述べる。</p> <p>「クマタカ」と「ツル」の保全と保護が、必要条件であることに鑑み、大局な見地からこの計画を、一旦凍結して彼等に想いを馳せ、地元も、事業者も県も国も、要するに皆んなで真剣に、一極集中是正と、有史以来ここに棲む「クマタカ」の恒久的保護に努めるべきである。</p>	<p>ツル類への影響が著しい結果となった場合は、専門家等のご助言やご指導をいただき、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。</p>
163	<p>特別天然記念物に指定されているツル類のこと</p> <p>『準備書』の内容：第3章「対象事業実施区域及びその周囲の概況」（125ページ）の（1）動物の生息の状況の（a）動物相の状況（b）動物の重要な種及び注目すべき生息地の項目がある。</p> <p>これの中で鳥類の重要な種として『ツル 特別天然記念物』が明記しており、さらに「集団飛来地」、「渡り鳥」という語句もある。</p> <p>第10章 環境影響評価の結果（467ページ）からは、715ページ以下に「予測及び評価の結果」が記してある。742ページにはツル類調査（定点調査）の概要があり、調査実施の体制にもふれている。「方法書」段階での知事意見に関する事業者の見解も、項目対応で明示してある。</p> <p>意見：ツル類に関する「環境保全の観点」からの対応策が、きわめて不十分である。</p>	<p>環境影響評価を実施するにあたり、現地調査前及び調査後に鳥類の専門家からご意見を頂き、その結果を基にツル類に関する調査方法の決定や予測評価を行っております。また、現地調査結果と予測評価につきましても専門家から妥当であるのご意見を頂いております。</p>
164	<p>質問：特別天然記念物「鹿児島県のツルおよびその飛来地」についての認識が不十分、かつ誤っているのではないですか。</p>	<p>環境影響評価を実施するにあたり、現地調査前及び調査後に鳥類の専門家からご意見を頂き、その結果を基に調査方法の決定や予測評価を行っております。また、現地調査結果と予測評価につきましても専門家から妥当であるのご意見を頂いております。</p>
165	<p>特別天然記念物ツル類の保全のこと</p> <p>『準備書』の内容：第10章環境影響評価の結果（467ページ）において、715ページ以下に「予測及び評価の結果」が記してある。742ページにはツル類調査（定点調査）の概要があり、調査実施の体制にもふれている。「方法書」段階での知事意見に関する事業者の見解も、項目対応で明示してある。そして『準備書』を作成するにあたっての参考とすべき鳥類の専門家の意見（助言）は359ページから362ページに明記してある。</p> <p>意見：ツル類に関する専門家の意見を理解する体制、能力が不十分であり、建設工事の前に、あらためてツル類の移動に関する実態調査が必要である。</p>	<p>環境影響評価を実施するにあたり、現地調査前及び調査後に鳥類の専門家からご意見を頂き、その結果を基に調査方法の決定や予測評価を行っております。また、現地調査結果と予測評価につきましても専門家から妥当であるのご意見を頂いております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
166	質問：特別天然記念物「鹿児島県のツルおよびその渡来地」についての認識が不十分、かつ誤っているのではないですか。	環境影響評価を実施するにあたり、現地調査前及び調査後に鳥類の専門家からご意見を頂き、その結果を基に調査方法の決定や予測評価を行っております。また、現地調査結果と予測評価につきましても専門家から妥当であるとご意見を頂いております。
167	(付) 本『準備書』の調査の不十分、意味不明などを指摘しておきます。東干拓地の個体数の表(1019 ページ)は、どのような意味があるのでしょうか。さらに観察月日、日時の設定が不十分である。ここに調査者のツル観察のあいまいさが露呈している。	東干拓地におけるツル類の飛来数情報につきましては、現地調査を実施している時期に、主要な越冬地である出水平野ではどの程度の個体数が集結しており、調査日に確認した個体数がそのうちのどの程度の割合であるかを把握出来るように掲載致しました。また、ツル類につきましては、「ツル類調査」だけでなく「一般鳥類調査」、「希少猛禽類調査」及び「渡り鳥調査」においても記録を取っております。具体的には、ツル類調査(10月に2日間、11月に4日間、12月に2日間)のみの調査ではなく、他調査項目も含めツル類の越冬期間中である10月～3月においては49日間(10月に12日間、11月に7日間、12月に5日間、1月に9日間、2月に6日間、3月に10日間)調査を実施しております。また、現地調査で把握しきれない部分につきましては、3名の鳥類専門家を対象にヒアリングを実施し、本地域におけるツル類の実態把握に努めました。
168	(付)：本『準備書』の調査の不十分を指摘しておきます。359 ページ「個人研究家(鳥類)2019年2月8日」の意見の概要として「その一部が、薩摩川内市高江の水田や出水市、伊佐市大口の水田等へ行き来する」と述べ、さらに361 ページ「個人研究家①(鳥類)2020年11月4日」「薩摩川内市楠元」と具体的な地名を語っているのに、出水平野と伊佐市、薩摩川内市との往来実態の追加(追究)調査がなされていない。	本調査では、基本的に対象事業実施区域内及びその周辺地域におけるツル類の把握に重点を置いておりますが、ツル類調査だけでなく、一般鳥類調査、希少猛禽類調査及び渡り鳥調査など他項目調査においてもツル類の確認に努めておりますので、出水平野から伊佐市もしくは薩摩川内市方面へ移動する際に、本対象事業実施区域及びその周辺域を通過した場合は、その実態が把握できるような調査体制となっていると考えております。

(11) 鳥類(渡り鳥)

No.	一般の意見の概要	事業者見解
169	温暖化対策として風力発電事業は必要と考えます。しかし ・渡鳥など鳥類の影響はないか。対策はとりようが無い気がするが、両面から考えて安全なのか。	本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。 渡り鳥につきましては、風車への衝突や、渡り経路の分断の影響が懸念されることから、環境保全措置として鳥類の渡り経路が集中する地域において風力発電機の配置を変更しました。また、現地調査結果を基に渡り鳥の年間衝突個体数を推定し、その結果から本事業による渡り鳥への影響は小さいものと予測しております。

(12) 植物

No.	一般の意見の概要	事業者見解
170	私の趣味は山野草で、現役引退後は、よく山野草、中でも主に寒蘭採りに、妻や仲間と山野を駆け巡り、至福の時を過ごしたものです。 ところが、H16年に県条例で、寒蘭が希少植物に指定され、以来山野に入ることを自制していますが、同じように我慢している同好者は、県内で数千人に上るでしょう。 ところが、今回出水市周辺の紫尾山系、山笠山系等の尾根部分で、寒蘭等自生地の中に百余箇所、約160ha余という広大な土地を削り取って、巨大風車を設置するという計画を知り、驚きと憤りを憶えます。 県(希少動植物保護担当部署)が、これを容認するとすれば言語道断です。 寒蘭に限らず、多くの希少動植物の生存を脅かす巨大風車建設を、私は容認できません。	変更区域を中心に、対象事業実施区域とその周辺において生育する植物についての調査を実施し、合計148科890種の維管束植物を確認していますが、カンランの確認はありませんでした。今回の調査で確認がなかった要因としては、過去からの乱獲やシカの増加(食害の増加)により、当該地域でカンランの生育地が減少していることも考えられます。 また、本事業の計画策定に際しては、できる限り希少動植物の生息・生育地を回避するとともに、それが困難な場合には、例えば植物であれば、専門家等の意見を踏まえた移植等の措置を予定しています。今後、準備書に掲載の予測・評価内容については、各分野の専門家等からも審議され、その妥当性が検証されます。これらの審議に基づく意見等も踏まえ、希少動植物への影響の低減に努めます。 なお、ご指摘のとおり、カンランは「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」における指定希少野生動植物であるため、今後、事業予定地やその周辺において

No.	一般の意見の概要	事業者見解
171	<p>環境要素の「植物」の中に重要な種として（サツマカンラン）を設定し、調査、検討を加えるべきである。〈環境要素の区分〉</p> <p>寒蘭については地域ごとに独特の種があり、サツマカンランとして有名である。その保護の為に罰則を設け、県条例で2004年から採集を禁止している。（たとえその山の持ち主であっても採集を禁止している。）</p> <p>紫尾山一帯はほぼ全域に、その植生があり、発電機の設置場所に（関連道路、施設も含む）生えていたものを他の場所へ移植しても生き残れない繊細な消滅危惧種である。</p> <p>よって、この地域に工作物を設置してはならない！</p>	<p>確認された場合、条例を踏まえ、鹿児島県とも調整の上、その保護に務めます。</p> <p>変更区域を中心に、対象事業実施区域とその周辺において生育する植物についての調査を実施し、合計148科890種の維管束植物を確認していますが、カンランの確認はありませんでした。今回の調査で確認がなかった要因としては、過去からの乱獲やシカの増加（食害の増加）により、当該地域でカンランの生育地が減少していることも考えられます。</p> <p>また、本事業の計画策定に際しては、できる限り希少動植物の生息・生育地を回避するとともに、それが困難な場合には、例えば植物であれば、専門家等の意見を踏まえた移植等の措置を予定しています。今後、準備書に掲載の予測・評価内容については、各分野の専門家等からも審議され、その妥当性が検証されます。これらの審議に基づく意見等も踏まえ、希少動植物への影響の低減に努めます。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、カンランは「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」における指定希少野生動植物であるため、今後、事業予定地やその周辺において確認された場合、条例を踏まえ、鹿児島県とも調整の上、その保護に務めます。</p>
172	<p>常緑広葉樹林下に生育する希少種のムヨウランが、紫尾山系で報告されていますが、ウラジログシ、ハナガカシ等が伐採または低減した場合、ムヨウランは絶滅する可能性が極めて高いと思われますが、その点については一切書かれていません。どうでもよいと思っっているのでしょうか。</p> <p>移植後の重要な植物の定着状況及び生育状況に関する調査で、サツマハチジョウシダ、ムラサキベニシダ、ホウノカワシダなどの植物は、移植後調査期間を2年とするとあります。移植種は12種が対象とされていますが、ホウノカワシダ等のシダは極めて移植後の生育は困難と考えられているようですが、そのことには全く触れていません。どうでもいいと考えているのでしょうか？移植後たった2年の調査期間でその後はどうなってもよいと考えているのでしょうか？お答えください。</p>	<p>ご指摘のとおり、現地調査においてムヨウラン属の一種が確認されています。確認箇所はいずれも変更区域外ですが、ムヨウラン属に属する種はブナ科等の菌根菌に依存するため、ウラジログシ等のブナ科の樹木が生育する森林が減少すると、その分生育可能な立地が減少する可能性があります。変更区域内でのブナ科優占林としては、シイ・カシ二次林とイスノキウラジログシ群集があり、これらの合計変更面積は34.8haです。これに対し、今回の調査範囲全体では、ブナ科優占林の面積は1302.3haあり、事業実施後も1267.5haは残されます。したがって、本地域においてムヨウラン属の種が存続していくために必要な環境は十分確保されるものと考えられたため、絶滅する可能性はほとんどないものと考えています。</p> <p>移植後の事後調査については、2年間としており、この期間で定着状況を確認することとしています。この調査期間で妥当と考えていますが、今後、本準備書については、専門家等による審議を受け、その妥当性についても判断いただけるものと考えています。</p>

(13) 景観

No.	一般の意見の概要	事業者見解
173	<p>周囲に30数基の巨大風車が計画されている田代地区での、景観の変化を写真で説明する準備書内の項で、田代地区での検証はわずか1か所、1方向のみ。加えてその撮影は建物（山村開発センター）の入り口前数メートルから建物方向に行われたもので、建物の陰になり風車は目視できないというものでした。「敷地前の駐車場から道路まで出ると見え方が異なり風車が大きく目に入るのではないか」との質問に、「その可能性はあるが、見えるところを探しての検証ではない」との趣旨の回答でした。どのように地元での景観が変わるかの真摯な検証は全くなされていないと考えます。また12月5日の説明会で準備書内のその写真の投影をプロジェクターで出してもらえないかの依頼に出来ないとのことでした。説明会で準備書の内容を投影できないようなことでは準備書説明会の意義を著しく損なうものです。</p>	<p>景観撮影地点については、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」等も踏まえながら、地域の方々からの日常的な視点場として、集落に所在する学校、市役所や支所、公園、市民グラウンド等、集落内外の不特定多数の人が利用する施設を基準としており、田代地区については、「阿久根市山村開発センター」、「田代下地区集会施設」及び「田代小学校」を選定しました。その上で、本景観ガイドラインでは垂直見込角1°を下回るよう定められており、視点場の状況を踏まえながら、この基準を満足できるよう風力発電機の配置を検討したものととなり、結果として、各施設から風力発電機は視認されないと判断しました。</p> <p>また、準備書説明会においては、個別では視認される箇所はあるものと認識していますが、一定の基準に基づき眺望点を選定させていただいた旨をご説明させていただいた</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		<p>できました。引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたく、必要に応じて個別地点からの眺望状況など含めご説明を尽くさせて頂きたく考えております。</p>
174	<p>計画は観光でのまちづくりを目指す当市の景観を毀損するものと考えます。</p> <p>田代地区は、自然を売り物にソーメン流しや川遊びなどで市内外から観光で訪れる方も多い地区です。県道を挟んだ両尾根沿いに 30 数基、最大 150m の巨大風車が自然の景観を大きく変えることを危惧します。</p>	<p>景観撮影地点については、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」等も踏まえながら、地域の方々の日常的な視点場として、集落に所在する学校、市役所や支所、公園、市民グラウンド等、集落内外の不特定多数の人が利用する施設を基準としており、田代地区については、「阿久根市山村開発センター」、「田代下地区集会施設」及び「田代小学校」を選定しました。その上で、本景観ガイドラインでは垂直見込角 1° を下回るよう定められており、視点場の状況を踏まえながら、この基準を満足できるよう風力発電機の配置を検討したものとなり、結果として、各施設から風力発電機は視認されないと判断しました。</p> <p>また、準備書説明会においては、個別では視認される箇所はあるものと認識していますが、一定の基準に基づき眺望点を選定させていただいた旨をご説明させていただきました。引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたく、必要に応じて個別地点からの眺望状況など含めご説明を尽くさせて頂きたく考えております。</p>
175	<p>一般住民は環境影響評価準備書の内容を信じ意見を述べるのですが一部には住民を誤解させるような写真が記載されているのではないですか。</p> <p>景観についての写真ですが現状と将来を比較し影響は小さいと述べています。しかしこのすべての写真は広角レンズで撮影されており手前の物に対し遠方は小さく写っています。撮影された場所で実際に見る山の姿よりはるかに小さく写り、写真に書き込まれた風車も当然小さく書き込まれています。</p> <p>住民が風車は遠方に小さくしか見えないと誤解するようにわざと広角レンズで撮影したのではと疑ってしまいます。景観について説明するのなら実際に見た感じに近い標準レンズで撮影した写真を載せるべきです。写真を差し替えたものを再度住民に提示してください。</p> <p>紫尾山の写真も同様です。眺望点からの眺望となっていますが写真は山頂点からの眺望です。紫尾山頂は広く構造物もあるので登山者は移動しながら眺望を楽しみます。</p> <p>西側の川内から阿久根側の眺望を楽しむときはアンテナ施設をよけて風景を見ます。そうするとほとんどすべての風車が見えることとなります。特に J26 から J31 までは足元に 9 基の風車が横に広がり大きく見えることから景観に対する影響は小さいとはけっして言えないと思います。</p>	<p>景観写真は、人の静視野に近いと言われる約 60° の範囲を撮影できるように 35mm フィルム換算で焦点距離 35mm を目安に写真撮影を行っています。また、紫尾山の撮影地点について、ご指摘のとおり、紫尾山山頂周辺には多くのテレビ電波施設が設置されていますが、案内標識が設置され、多くの方が眺望を楽しむ場として利用することが想定される山頂部としており、適切な地点で撮影したものと考えます。</p>
176	<p>番所丘は、阿久根市内で最も観光客が訪れる公園で、朝日も昇る紫尾山系の景観が魅力の一つですが、準備書によればこの公園から 20 数基の風車が目に入ることになります。その大きさは人目で気にならない程度と準備書は記載していますが、目視で気になる、ならないは主観であり、ダイナミックな自然美の連山尾根に小さくとも人工物が林立する姿は、当公園からの景観を毀損し、自然を売りにする本市には似つかわしくないものと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、景観について、人によりその感じ方が異なるところです。一方で、影響の程度を客観的に把握するため、「鉄塔の見え方の知見」や「風力発電機景観に対する反応及びその閾値の知見」を用いて評価を行いました。この中で、特に、「風力発電機景観に対する反応及びその閾値の知見」は風力発電機の見え方の検証により提示された知見であり、「約 1.5° までは、風力発電機は見えるが気にならない。」とされていることから影響は小さいと判断しております。</p>
177	<p>風車が立って風景が変わるのがいやです。</p>	<p>風力発電機の配置検討に当たっては、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」等も踏まえながら、できる限り景観への影響が低減できるよう努めております。対象事業実施区域の一部において、西地区の南東側の尾根線はさつま町泊野地区から、東地区</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		についても鶴田ダム公園からの眺望を考慮し、風力発電機の設置範囲を大幅に削減するなどの対策を講じ、結果として、景観への影響は小さいものと判断しております。引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたく、必要に応じて個別地点からの眺望状況など含めご説明を尽くさせて頂きたく考えております。

(14) 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	一般の意見の概要	事業者見解
178	人と自然との触れ合いの活動の場<環境要素の区分> 西地区の中腹である堀切峠付近は、自然ウォッチングのロータリーです。①山頂登山人の集合場所、START 地点です。また、②バードウォッチング、③蝶観察地点でもあります。 この交差点から近くに 8~9 基の発電風車の設置計画となっているが（最も道路に近いところで約 150m程の近さ）、風車の騒音が大きいと思われ、閑静な山中でのリフレッシュを求めに来る登山者の目的を全否定するものである。手を付けられない自然そのものが田舎の無限の財産であり、強みであることから、眺望を壊したり、騒音を出すことは許されない！	ご指摘を踏まえ、紫尾山系及びその周辺の貴重な自然や景観と調和する事業計画策定に努め、人と自然との触れ合いの活動の場への影響の低減を図りたいと考えております。

(15) 周知・住民説明

No.	一般の意見の概要	事業者見解
179	縦覧において個人情報保護法に抵触する方法がとられたのではないのでしょうか。 縦覧場所において、閲覧者の氏名・住所をファイルに記入するよう指示されていましたが、縦覧において閲覧者の氏名・住所を問うことは法で求めているはずですか。どのような目的でこのようなことをされたのでしょうか。そのファイルは市役所のロビーなどで誰でも見ることができるもので、貴社のみならず第三者にも閲覧者の氏名・住所を開示した結果となりました。この行為は個人情報保護の観点から不適切なものではなかったのでしょうか。そのような基本的な配慮もなされないようでは事業への信頼性も損なわれてしまいます。尚、ファイルは撤去されましたが、閲覧者は意見が無くとも意見書に住所、氏名を記入し投函するよう指示されていますが、閲覧者の住所・指名を把握することは法で求めているのでしょうか。閲覧者数を把握するためと記されていますが、数の把握には住所、氏名無くともできる方法があると思えますが。	ご指摘ありがとうございます。環境影響評価法において、閲覧者の氏名・住所は求められておりませんが、縦覧者数の確実な把握を目的として、氏名・住所の記載をお願いしておりました。 ご指摘のとおり、環境影響評価法において縦覧者の氏名・住所は求められておらず、個人情報保護の観点からも適切ではないと判断し、縦覧者の把握方法を縦覧期間中に変更しました。 今後につきましても、ご指摘を踏まえて、適切な把握方法を検討したいと考えております。
180	12月5日の説明会で「地元田代地区住民への説明がおろそかではないか」との趣旨の指摘に、地元向けに任意の説明会をすとお約束頂きましたが、開催時期は1月末で、縦覧および意見書の期限が終了した後では遅きに失し、意味を半ばなさないものではないのでしょうか。12月5日の説明会で指摘されるまでもなく、縦覧期間中に地元田代地区住民向けの説明会を開催すべきだったと考えます。田代地区から12月5日の説明会会場までは10km近くで、高齢者の方々は夜間気軽に来場できる距離ではありません。	環境影響評価法に定める住民説明会については、各自自治体にもご相談させていただきながら、回数や場所の設定を行いました。この説明会では、同法に基づき環境影響の見地から、計画についてご意見ご質問を頂戴するものです。 準備書の内容を含む事業計画につきましても、引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせて頂きたく考えております。
181	水俣市も山間地に64基の風力発電計画がある。今日、少し驚きました。環境影響評価は納得いかない。説明会を必ず再度行ってほしい。	環境影響評価法に定める住民説明会については、各自自治体にもご相談させていただきながら、回数や場所の設定を行いました。引き続き疑問やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましても、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせて頂きたく考えております。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
182	<p>私は風力発電については積極推進の考えですが、無条件に進めるべきとは思っていません。J パワーの説明会参加により、会社自体の信頼性に疑いを感じています。事業者、住民、自治体が信頼関係を構築し、建設、運営をすべきと考えていますが、さまざまな疑問点が残されたままであり、現状ではそうなっていないと思っています。</p> <p>1. 説明会は同じ地域では1回しか開催しないと断言したが、不十分であり説明会を続けること。</p> <p>説明会に参加したが、夜間の2時間程度の短時間であり説明は約1時間。質問への「回答」に対する再質問ができない中打ち切られた。質問者が多く、ほかの質問者のことを考え質問内容も自主的に少なくした。J パワーは説明会を形式的に開催しているように感じる。</p> <p>準備書をプリントアウトできるようにすること。また、縦覧期間が過ぎてもホームページ上に掲載すること。準備書の次の意見を掲載した評価書についても同様に扱うこと。これは当たり前のものであり、削除することは何らかの不正発覚を恐れているものと感じる。</p> <p>意見はFAXやメールでも出せるようにすること。</p>	<p>環境影響評価法に定める住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、回数や場所の設定を行いました。</p> <p>この説明会では、同法に基づき環境の保全の見地から、計画についてご意見ご質問を頂戴するものです。</p> <p>準備書の内容を含む事業計画につきましては、引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせて頂きたく考えております。</p> <p>準備書のプリントアウトについては、図書に掲載されている事業計画は、今後の手続きにおいて環境影響に大きな変更を生じない範囲で修正する可能性があります。そのため、最新ではない情報が混在し、住民の方に対して事業計画に関する誤解を与える可能性があります。皆様へ迅速に情報をお伝えすることに限界のある中で、正しい情報を誤解無くお伝えするというを第一に考えております。</p> <p>また、計画について皆様へご理解を深めて頂きたいと考えておりますが、一方で、図書を他目的に引用・悪用されることへの対応からも扱いを制限させて頂いているところではありますが、引き続き、環境影響評価手続に定められたルール・スケジュールの中で、図書の内容について皆様にご確認ご理解が頂けるよう最大限努めて参りたいと考えております。</p> <p>環境保全の見地からのご意見のFAXやメールでの受付については、皆様からのご意見を不備なく確実にお受けするための体制整備が難しいと認識しておりますが、今後検討させていただきます。</p>
183	<p>業者説明会の一時的な打ち切りについて</p> <p>備書後の地域住民への説明会（出水市）において事業者が自分達の説明を先に行い、後に、住民からの質問となったが、ほとんどの質問に回答することもせずに打ち切り、説明会の再設定を要求しても全く応じなかった。そのうえ、市町議員には説明会を実施する（アセス法には定められてもいないのに…）など、この事業者は信義に返すことを行っている。不適合であります！環境アセスメント法を遵守しているとはとても思えない。経産省は厳しく指導すべきである！</p>	<p>住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、場所や時間の設定などを行いました。また、説明会当日においては、お借りした会場のお時間が許す限り、時間を延長し、皆様からのご質問等にできる限りお応えできるように努めさせていただきました。</p> <p>ご意見をいただいたとおり、限りある時間での対応となり不十分な点もあったかと考えております。</p> <p>また、準備書の内容を含む事業計画につきましては、引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせて頂きたく考えております。</p>
184	<p>風テラス阿久根での、説明会にも参加しましたが、事前に行政からの通達（放送）もなく、参加者が少なかったです。この様な重要な説明会には、行政側もサポートする必要があると思いますが、いかがなものでしょうか……？（行政側が取った行動には、私は理解できません。）行政権は市民の為に、サポートする必要があると思います（業者に全てを任すんじゃなくて）。</p>	<p>住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、場所や時間の設定などを行いました。また、説明会当日においては、お借りした会場のお時間が許す限り、時間を延長し、皆様からのご質問等にできる限りお応えできるように努めさせていただきました。</p> <p>また、準備書の内容を含む事業計画につきましては、引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせて頂きたく考えております。</p>
185	<p>貴社の姿勢が、住民へ十分に理解頂くための真摯な説明責任、質問・意見の聴取を可能な限り逃れようとされているように映ります。</p> <p>12月5日に開催された阿久根市での説明会について、事業地至近の阿久根市田代地区住民へ、貴社から直接の案内・告知はなされなかったと理解します。阿久根市の広報誌では11月に案内が掲載されましたが、広報誌は目を通す方だと思ふ私も見落とししたほど扱いは小さく、田代地区の区長や住民の多くの方々が事前に説明会の開催を認識されておられませんでした。私から案内したことで説明会に来られた田代地区の住民・事業者が複数おられました。また阿久根市および田代地区各区は、住民への十分な周知のため活用すべき手段である行政無線で放送することもしておりません。貴社から市・区に対して行</p>	<p>住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、場所や時間の設定などを行いました。また、説明会当日においては、お借りした会場のお時間が許す限り、時間を延長し、皆様からのご質問等にできる限りお応えできるように努めさせていただきました。</p> <p>ご意見をいただいたとおり、限りある時間での対応となり不十分な点もあったかと考えております。</p> <p>また、準備書の内容を含む事業計画につきましては、引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせて頂きたく考えております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	政無線での放送を依頼することなどを含め、より積極的な告知をすべきではなかったでしょうか。	
186	<p>令和2年12月8日、東郷公民館での風力発電事業、環境影響評価準備書の説明会に出席させていただき感じたことを書かせていただきます。</p> <p>説明会の住民への広報が足らなかったのではないかと思います。文書便での広報はありましたが、しっかり見ないと見過ごす文面であったのでは、環境影響評価準備書説明会としても一般住民は何のことも良く解らないので、風力発電設置説明会として、防災無線での広報も必要があったように思います。</p> <p>コロナ禍の中ではありますが参加者が少ないのを想定された会場設営、東郷町住民は数人でした。</p> <p>説明会もこれまで調査された事項を丁寧に説明され、質疑にも真摯に対応されていたと思います。</p>	<p>本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。</p> <p>住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、場所や時間の設定などを行いました。また、説明会当日においては、お借りした会場のお時間が許す限り、時間を延長し、皆様からのご質問等にできる限りお応えできるように努めさせていただきました。</p> <p>ご意見をいただいたとおり、限りある時間での対応となり不十分な点もあったかと考えております。</p> <p>また、準備書の内容を含む事業計画につきましては、引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきますと考えております。</p>
187	<p>意見書を見に行ったがとても理解できるものではない。地元の行政は市民に本当に知らせていない。知らせる努力をしていない。</p>	<p>住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、場所や時間の設定などを行いました。また、説明会当日においては、お借りした会場のお時間が許す限り、時間を延長し、皆様からのご質問等にできる限りお応えできるように努めさせていただきました。</p> <p>ご意見をいただいたとおり、限りある時間での対応となり不十分な点もあったかと考えております。</p> <p>また、準備書の内容を含む事業計画につきましては、引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきますと考えております。</p>
188	<p>計画地に近いコミュニティセンターで準備書を縦覧するようにされましたが隣接地区コミ住民の何パーセントが縦覧しましたか？</p> <p>地域住民からの意見を求めても計画の周知が全くできておらず風力発電事業の計画を知らない人が大半であり意見は出ないと思います。</p> <p>事業の計画書縦覧場所の記載が市の広報誌にあっただけで地区コミへの詳しい説明もありません。</p> <p>また計画地に近い山間部は交通弱者の高齢者が多く住んでおられ、わざわざ縦覧に出かけるのも困難です。インターネット環境も整備されておらずスマホなどから情報を得ることのできる方もごくわずかです。</p> <p>このような現状ですので再度周知をはかるべきです。</p> <p>コミュニティセンターでの計画書縦覧期間の延長だけでは縦覧者は増えません。隣接地区だけでも自治会ごとに計画書要覧を回覧するなどして理解を求めるべきです。</p>	<p>本事業にご理解を賜り、ありがとうございます。</p> <p>住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、場所や時間の設定などを行いました。また、説明会当日においては、お借りした会場のお時間が許す限り、時間を延長し、皆様からのご質問等にできる限りお応えできるように努めさせていただきました。</p> <p>ご意見をいただいたとおり、限りある時間での対応となり不十分な点もあったかと考えております。</p> <p>また、準備書の内容を含む事業計画につきましては、引き続き、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきますと考えております。</p>
189	<p>準備書の閲覧場所でのコピー、および貴社ホームページ上の準備書や住民説明会用の資料のプリントアウトを認めていないことは、閲覧者が閲覧に十分に時間をかけることや記録を取ることも相当程度妨げています。著作権を守るためとの理由で、個人で複製することで記録し理解を深めたり他者と議論する自由を奪うものでないでしょうか。今日、著作権をとまなう資料の多くが、コピーやインターネットからのプリントアウトを実質的に認めている社会の慣習と比べて不合理な開示方法と考えます。縦覧書類の開示に著しく消極的と映ります。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。準備書のプリントアウトについては、図書に掲載されている事業計画は、今後の手続きにおいて環境影響に大きな変更を生じない範囲で修正する可能性があります。そのため、最新ではない情報が混在し、住民の方に対して事業計画に関する誤解を与える可能性があります。当社としましては、皆様へ迅速に情報をお伝えすることに限界のある中で、正しい情報を誤解無くお伝えするというを第一に考えております。</p> <p>また、計画について皆様へご理解を深めて頂きたいと考えております。一方で、図書を他目的に引用・悪用されることへの対応からも扱いを制限させて頂いているところではありますが、引き続き、環境影響評価手続に定められたルール・スケジュールの中で、図書の内容について皆様にご確認ご理解が頂けるよう最大限努めて参りたいと考えております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
190	<p>住民説明会がコロナで遅れているようですが、情報の公開と市民参加を前提とする安全審査と、環境アセスメント制度を整備されて、住民が十分に理解するように、説明が終わらないうちには、いかなる工事にも着手しないようにして頂きたい。まずは市役所に設置している準備書ですが、持ち出しもダメ、ネットでは PDF もダメではとても広く市民に情報を公開しようとしているとは思えません…。</p>	<p>環境影響評価においては、本準備書について、鹿児島県、環境省、経済産業省でのご審査の上、各所からの意見・勧告をいただくこととなります。いただきました意見・勧告を踏まえて、必要に応じて事業計画や環境影響評価結果の見直しを行い、評価書を作成しますが、評価書についても、経済産業省において事前に審査され、最終的な確定通知をいただく流れとなります。</p> <p>環境影響評価法とは別に、対象事業実施区域の多くが国有林保安林となることから関係機関の審査が行われるとともに、風力発電機の設置についても経済産業省において厳格な審査をいただき、工事着手となります。</p> <p>また、これら審査にあたっては、地域の皆様からのご理解が必須となっており、今後も地域の皆様に十分に説明をさせていただき、ご理解をいただいた上で事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

(16) その他

No.	一般の意見の概要	事業者見解
191	<p>一昨年末、私の敷地内の林に無断でコウモリ調査用の罟が設置されていました。木に勝手に張り紙もされていました。初めは何だか分からず怖かったのですが、近隣の業者さんに相談したところ、風力事業の調査用の罟とのことでした。いであという設置業者さんの連絡先へ電話し撤去のお願いをしましたが、その後も数カ月撤去されず、九州環境事務所へ抗議の連絡をし、その翌週ようやく張り紙などが外されていました。結局一度も事業者から事情説明や謝罪を受ける事が無く不誠実な対応に深く落胆しています。</p> <p>事業者の名前は張り紙に出ていなかった為、もしかするとこちらの事業者さんではないかもしれませんが、仮に今回提出された準備書に、この無断の調査結果が使われているのだとしたら許せない事です。誠意ある対応をお願いしたいです。</p>	<p>弊社の事業に係る調査の実施に際しては、いずれの場合も地権者の了承を得た上で行っています。弊社の環境調査においては該当するご指摘をいただいたことはなく、ご指摘の件につきましては同じ地域で事業計画されている他社へ一度お問い合わせされてはと存じます。</p>
192	<p>調査結果を提起しているが自社完結で第3者の対応がないので信頼性が乏しい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。本準備書作成に際しては、各分野の専門家からその内容についてご確認いただき、妥当性を確認いただいています。また、縦覧手続きの中で、広く様々な方にご確認いただくとともに、内容について問題点があれば、ご指摘いただいております。更に関東、東北、中部、近畿、中国、四国、九州でも確認、審査され、その結果に基づき、評価書において修正を行います。</p>
193	<p>(付) 本『準備書』の根幹にかかわることではないが、図面中の誤記などを指摘しておきます。地図中の「観見滝」(169 ページ) は「観音滝」であり、「亀嶺高原」の位置も大きくずれている。同じ図を使用した (1784 ページ) も同様な誤りである。</p>	<p>ご意見ご指摘ありがとうございます。P167～169 に示した「景観資源」は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図(鹿児島県)」(1989年、環境庁)及び「国土数値情報 地域資源データ」(平成24(2012)年3月16日時点、国土交通省HP※)を出典としており、「観見滝」については、出典における名称の誤りをそのまま記載しておりました。評価書では「観音滝」に修正します。</p> <p>「亀嶺高原」は、旧大口市街の北西に位置する非火山性高原(面積35km²)として掲載しており、伊佐市、水俣市に接する出水市北東部の一部も含まれるため、現在の位置に表示しております。</p> <p>※http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html</p>

南日本新聞（令和2年11月25日 朝刊17面）

環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会の開催について(公告)
 環境影響評価法に基づき、「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業環境影響評価準備書」を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の名称
 電源開発株式会社(代表者:代表取締役社長 渡部 肇史、所在地:東京都中央区銀座六丁目15番1号)

■対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)
 (仮称)北鹿児島風力発電事業(西地区)(風力発電、最大十四万一千九百キロワット)
 (仮称)北鹿児島風力発電事業(東地区)(風力発電、最大一万二千九百キロワット)

■対象事業実施区域
 〔西地区〕鹿児島県阿久根市、出水市、薩摩川内市及び薩摩郡さつま町の行政界付近
 〔東地区〕鹿児島県出水市及び薩摩郡さつま町の行政界付近

■準備書の縦覧
 ①縦覧場所:鹿児島県庁13階環境林務課、出水市役所本庁舎(1階生活環境課前)、出水市役所高尾野支所、出水市役所野田支所、阿久根市役所本庁舎(1階市民ホール)、阿久根市役所三笠支所(1階ロビー)、阿久根市役所大川出張所、薩摩川内市役所本庁2階環境課、薩摩川内市役所東郷支所1階、吉川地区コミュニティセンター、薩川地区コミュニティセンター、瀬田地区コミュニティセンター、西方地区コミュニティセンター、さつま町役場本庁舎(1階市民ホール)、さつま町役場鶴田支所

②縦覧期間:令和2年11月25日(水)～令和2年12月24日(木)
 縦覧時間:開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)

③電子縦覧:<https://www.jppower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所:
 令和2年12月3日(木)19時～ 出水市・鶴の町商工会高尾野本所会議室
 令和2年12月5日(土)19時～ 阿久根市・市民交流センター(交流室1・2)
 令和2年12月8日(火)19時～ 薩摩川内市・旧西方小学校
 令和2年12月8日(火)19時～ 薩摩川内市・東郷公民館(大会議室)
 令和2年12月10日(木)19時～ さつま町・紫尾公民館
 令和2年12月11日(金)19時～ さつま町・泊野区集会所

■意見書の提出
 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をもちたい方は、書面により提出することができます。提出方法・氏名及び住所準備書の名称・環境の保全の見地からのご意見を記載し、意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送(当日消印有効)によりご提出ください。
 ※個人情報情報は必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

②提出期間:令和2年11月25日(水)～令和3年1月14日(木)
 意見書提出先:お問い合わせ先

■電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室(開発)
 〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
 TEL 03-3546-9600 担当:戸松

広報いずみ（令和2年11月号 31面）

風力発電に関する環境影響評価準備書の縦覧および住民説明会の開催について

☎ 本庁生活環境課 (☎ 63 - 4042)

環境影響評価法に基づき、「(仮称)北鹿児島風力発電事業(西地区・東地区)環境影響評価準備書」の縦覧ができます。
 また、同法に基づく住民説明会の開催についてお知らせします。
事業者 電源開発株式会社
 (東京都中央区銀座6丁目15番1号)

準備書の縦覧
 縦覧場所 市役所本庁および各支所

縦覧期間 11月25日(水)～12月24日(木)
縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分
 ※開庁日のみ

電子縦覧
<https://www.jppower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

住民説明会
時 12月3日(木)午後7時
場 鶴の町商工会高尾野本所会議室

環境影響評価準備書縦覧および住民説明会の開催について

問 電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室（開発）（担当：戸松） ☎03-3546-9600

環境影響評価法に基づき、「(仮称)北鹿児島風力発電事業（西地区・東地区）環境影響評価準備書」の縦覧および説明会を次のとおり行います。

準備書の縦覧

◆ **期間** 11月25日(水)～12月24日(木) (予定)

◆ **場所**

- ▶ 阿久根市役所本庁舎（1階市民ホール）
- ▶ 阿久根市役所三笠支所（1階ロビー）
- ▶ 阿久根市役所大川出張所

説明会

◆ **日時** 12月5日(土) 19:00～ (予定)

◆ **場所** 風テラスあくね 交流室1・2

詳しくは、電源開発(株)ホームページをご覧ください。

(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業に係る環境影響評価準備書の説明会と縦覧

説明会

時/12月8日(火)

▼10時～旧西方小学校

▼19時～東郷公民館

環境影響評価準備書の縦覧

時/12月24日(木)まで

※土・日曜日を除く

所/本庁2階環境課、東郷支所、吉川・湯田・西方・藤川地区コミュニティセンター、**問**の事業者ホームページ上

内容/環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための図書の**縦覧**

問 電源開発(株)

☎03(3546)9600



▲事業者 HP

環境影響評価準備書縦覧と住民説明会の開催

環境影響評価法に基づき、「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧と説明会の開催についてお知らせします。

■ **準備書の縦覧**

○ **場所**

役場本庁1階市民ホール、

役場鶴田支所

○ **期間(予定)**

11月25日(水)～

12月24日(木)

○ **電子縦覧**

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/enviroment/assessment/wind.html>

■ **説明会**

○ **紫尾区公民館**

12月10日(木)

午後7時～

○ **泊野地区林業集会所**

12月11日(金)

午後7時～

■ **意見書の提出**

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。



○ **提出方法**

氏名、住所、準備書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、意見書箱に投函いただくか、お問い合わせ先に郵送ください。(消印有効)

※個人情報保護は適切な安全管理措置を講じます。

○ **提出期間**

11月25日(水)～

1月14日(木)

■ **お問い合わせ先**

電源開発株式会社
風力事業部 事業推進室
〒104-8165
東京都中央区銀座6丁目15番1号
☎03(3546)9600

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ



J POWERグループ お問い合わせ JP | EN



企業情報 | 営業情報 | 株主・投資家の皆様 | 環境・社会への取り組み | 採用情報 | ニュース | 知る・学ぶ・楽しむ

環境・社会への取り組み、環境への取り組み、環境アセスメント、風力発電事業に係る環境影響評価手続き、(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業に係る環境影響評価手続き

風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業

(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業 環境影響評価準備書(以下、「準備書」)

準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。
なお、印刷及びダウンロードはできません。

12月10日(木)および11日(金)に予定しておりました住民説明会については、直近の新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、感染防止の観点から中止といたしましたのでお知らせいたします。なお、2020年12月24日(木)まで予定していた準備書の縦覧につきまして、縦覧期間終了後、意見書の募集期間である2021年1月14日(木)までひきつづき閲覧いただけます。

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う住民説明会の中止について(続報)(2020年12月28日付け)(PDF:179KB) [☞](#)
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う住民説明会の中止について(2020年12月10日付け)(PDF:238KB) [☞](#)
- 環境影響評価準備書説明会資料 [☞](#)

- 表紙・目次 [☞](#)
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [☞](#)
- 第2章 対象事業の目的及び内容 [☞](#)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 [☞](#)
- 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果 [☞](#)
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [☞](#)
- 第6章 方法書に対する意見と事業者の見解 [☞](#)
- 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告 [☞](#)
- 第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [☞](#)
- 第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言 [☞](#)
- 第10章 (10.1.1~10.1.3) 環境影響評価の結果(10.1.1~10.1.3) [☞](#)
- 第10章 (10.1.4~10.1.6) 環境影響評価の結果(10.1.4~10.1.6) [☞](#)
- 第10章 (10.1.7) 環境影響評価の結果(10.1.7) [☞](#)
- 第10章 (10.1.8~10.1.4) 環境影響評価の結果(10.1.8~10.1.4) [☞](#)
- 第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [☞](#)
- 第12章 その他環境省令で定める事項 [☞](#)
- 資料編(2分冊の1) [☞](#)
- 資料編(2分冊の2) [☞](#)

• 要約書 [☞](#)

• ご意見記入用紙(PDF:128KB) [☞](#)

(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業 環境影響評価方法書(以下、「方法書」)

方法書及び要約書の縦覧は2019年5月21日で終了しました。

(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業 計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」)

配慮書及び要約書の縦覧は2018年2月26日に終了しました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室
TEL: 03-3546-9600 (平日9時~17時)

出水市役所ホームページにおけるお知らせ

The screenshot shows the homepage of Iizumi City. At the top, there is a navigation bar with links for 'Home', 'About Us', 'Contact Us', and 'Foreign Language'. Below this is a main menu with categories like 'Living', 'Safety', 'Health', 'Childcare', 'Culture', 'Industry', 'Tourism', and 'City Information'. The main content area features a search bar, a 'Quick Links' section, and a 'Five Events' section. The central notice is titled '「(仮称)北鹿児島風力発電事業(西地区・東地区)環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について' (Regarding the public display and resident explanation meeting for the draft environmental impact assessment report for the (tentative) Kitakagoshima Wind Power Generation Project (West Area, East Area)). The notice includes the date of update (November 16, 2020), the project name, and details about the public display and the explanation meeting.

出水市
2020年11月16日

文字サイズ 拡大 縮小 背景色 変更 外国語

携帯サイト サイトマップ お問い合わせ マイメニュー

暮らし 安全・安心 健康・福祉 子育て・教育 文化・スポーツ 産業・ビジネス 観光 市政情報

トップページ > 「(仮称)北鹿児島風力発電事業(西地区・東地区)環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について

いいねした ツイート このページを印刷する

Q 情報を探す
キーワードを入力 検索

必須の子供送迎等準備書！
総合案内サービス

ファイフイベント

- 暮らし・防災
- 健康・福祉
- 子育て・教育
- 文化・スポーツ
- 産業・ビジネス
- 観光・観光
- 安全・安心
- 暮らし・防災

「(仮称)北鹿児島風力発電事業(西地区・東地区)環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について

更新日：2020年11月16日

環境影響評価法に基づき、「(仮称)北鹿児島風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧ができました。また、同法に基づく住民説明会の開催についてお知らせします。

事業者：電源開発株式会社（東京都中央区銀座7丁目15番1号）

【準備書の縦覧】
縦覧場所：市役所本庁および各支所
縦覧期間：令和2年11月25日（水）～同年12月24日（木）
縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分 ※開庁日のみ
電子縦覧：https://www.power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_kitakagoshima.html

【住民説明会】
開催日時：令和2年12月3日（木）午後7時
開催場所：緑の町勤工舎高尾野本所会議室

お問い合わせ先

生涯課 環境課
出水市緑町1番1号 電話：0996-43-4042 FAX：0996-42-8126 メール：kankyou_c@city.iizumi.kagoshima.jp

更新日：2020年11月25日

風力発電事業に伴う環境影響評価準備書の公表および住民説明会の開催について

（仮称）北鹿児島風力発電事業（西地区・東地区）【事業者：電源開発㈱】の環境影響について、調査、予測、評価の結果を示した図書（環境影響評価準備書）を公表するとともに、住民説明会を開催します。環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見がある場合は、書面により提出することができます。

公表場所・期間など

公表場所

阿久根市役所本庁舎（1階市民ホール）、三笠支所（1階ロビー）、大川出張所

公表期間

令和2年11月25日（水曜日）～令和2年12月24日（木曜日）

公表時間

平日の午前8時30分～午後5時15分

電子縦覧

[電源開発株式会社ホームページ「風力発電事業に係る環境影響評価手続き」](#)（外部サイト）

意見書の提出について

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちのかたは、書面により提出することができます。

提出方法

氏名および住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、郵送（当日消印有効）または公表場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

【郵送先および問い合わせ先】

〒104-8165 東京都中央区銀座6-15-1

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室（開発）

担当：戸松（電話：03-3546-9600）

提出期間

令和2年11月25日（水曜日）～令和3年1月14日（木曜日）

ごみ・環境

- ごみの分別と収集 >
- 小型合併処理浄化槽の設置に対する補助制度 >
- 河川水質検査 >
- 野焼きは法律で禁止されています >
- 残さず食べよう30・10（さんまる・いちまる）運動 >
- 生ごみ堆肥化事業 >
- 市庁舎の再生可能エネルギー施設導入効果 >
- 市指定ごみ袋の有料広告掲載 >
- 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスクなどの捨て方 >
- 自動車騒音常時監視結果について >
- クロバネキノコバエの発生について >
- ワミガメ放流会メール配信について >
- 風力発電事業に伴う環境影響評価準備書の公表および住民説明会の開催について >

住民説明会の開催について

開催場所

風テラスあくね（阿久根市民交流センター）交流室1・2

〒899-1028

鹿児島県阿久根市塩鍋町二丁目2番地

所在地



開催日時

令和2年12月5日（土曜日）午後7時から

この情報の問い合わせ先

担当	市民環境課 環境対策係
電話	0990-73-1219
FAX	0996-72-0019



さつまぜんだいし
薩摩川内市
Welcome to Satsumasendai City

文字サイズ
標準
拡大
文字色
背景色
標準
青
黒

暮らしの情報
事業者向け情報
市政情報
観光物産情報
地図情報

[トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [暮らし](#) > [環境・ペット等](#) > [環境](#) > (仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の実施について

(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の実施について

電源開発株式会社が計画している「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業」に係る環境影響評価準備書(環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための図書)の縦覧が実施されています。

【縦覧場所】 薩摩川内市役所 本庁2階環境課
東郷支所1階
吉川地区コミュニティセンター
湯田地区コミュニティセンター
西方地区コミュニティセンター
藤川地区コミュニティセンター
(阿久根市、出水市及びさつま町でも実施されています。)

【縦覧期間】 令和2年11月25日(水)から12月24日(木)まで
(土・日を除く。)

【縦覧時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

※この手続きは、環境影響評価法に基づくものです。
※環境の保全の見地からの意見がある方は、令和3年1月14日(木)まで書面で提出することができます。

また、準備書説明会が次の日程で実施されます。事前申込みは必要ありません。

日時		場所
令和2年12月8日(火)	午前10時から	旧西方小学校(西方町3341)
令和2年12月8日(火)	午後7時から	東郷公民館(東郷町斧淵618-4)

【関連情報】 [事業者サイト](#) [準備書縦覧](#) (外部リンク)

このページの担当部署

市民福祉部 環境課 生活環境グループ
〒895-8650 神田町3-22
電話番号：0996-23-5111 FAX番号：0996-20-5570

さつま町ホームページにおけるお知らせ

The screenshot shows the homepage of Satsuma Town with a navigation menu and a main notice area. The notice is titled '風力発電事業に伴う環境影響評価準備書の公表' (Disclosure of Environmental Impact Assessment Preparation Book for Wind Power Generation Business). It includes details about the project, the assessment process, and public participation opportunities.

さつま町
Satsuma Town

ホーム | 暮らしの情報 | 町の情報 | 観光情報 | 農林業高工業

ホーム > 町情・ごみ > 風力発電事業に伴う環境影響評価準備書の公表

いいね！ | ツイート | 更新日：2020年11月24日

風力発電事業に伴う環境影響評価準備書の公表

【名称】 株式会社風力発電事業（西地区・東地区）【事業者】 電源開発株式会社 の環境影響について、調査、予測、評価の結果を示した図書（環境影響評価準備書）を公表するとともに、説明会を開催いたします。環境保全の見地からの意見がある場合は、下記の問い合わせ先に書面で提出することができます。

公表場所

- ・さつま町役場本庁舎（旧市民ホール）
- ・さつま町役場新田支所

公表期間

令和2年11月25日（水曜日）～令和2年12月24日（水曜日）

※閉庁できる期間は、各業務の閉庁時間に準じます。

電子閲覧

<https://www.ipower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面による提出することができます。

提出方法

氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（当日消印有効）又は公表場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

提出期間

令和2年11月25日（水曜日）～令和3年1月14日（水曜日）

住民説明会日時・場所

令和2年12月10日（水曜日）19時～：さつま町・赤尾公民館
 令和2年12月11日（金曜日）19時～：さつま町・泊野区民会所

問い合わせ

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室（開発）
 担当：戸松（番号03-3546-9000）
 〒104-8105 東京都中央区銀座6-15-1

お問い合わせ

さつま町役場町民環境部環境課
 〒899-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町高之嶋第1565番地2
 電話番号：0996-53-1111
 ファックス：0996-52-3514

お問い合わせ

縦覧状況（1/2）

<p>鹿児島県庁 13 階環境林務課</p>	<p>出水市役所本庁舎（1 階生活環境課前）</p>
	
<p>出水市役所高尾野支所</p>	<p>出水市役所野田支所（旧庁舎）注 1)</p>
	
<p>出水市役所野田支所（新庁舎）注 1)</p>	<p>阿久根市役所本庁舎（1 階市民ホール）</p>
	
<p>阿久根市役所三笠支所（1 階ロビー）</p>	<p>阿久根市役所大川出張所</p>
	

注 1) 出水市役所野田支所については、12 月 4 日に旧庁舎から新庁舎に縦覧場所を移動させた。

縦覧状況 (2/2)

<p>薩摩川内市役所本庁 2階環境課</p>	<p>薩摩川内市役所東郷支所 1階</p>
	
<p>吉川地区コミュニティセンター</p>	<p>藤川地区コミュニティセンター</p>
	
<p>湯田地区コミュニティセンター</p>	<p>西方地区コミュニティセンター</p>
	
<p>さつま町役場本庁舎 (1階町民ホール)</p>	<p>さつま町役場鶴田支所</p>
	